

日本ジェンダー研究

第 23 号

特 集 | スポーツとジェンダー

- 男性主導の近代スポーツの終焉を前に
～変容する現代スポーツとジェンダー…………… 伊 藤 公 雄 1
「クリア」な身体とスポーツ—性の越境とコントロール— …… 井 谷 聡 子 15
女性スポーツ推進委員の活躍と課題
—「ささえる」スポーツにみるスポーツ政策とジェンダー…………… 大 束 貢 生 25
シニア世代の生涯スポーツとジェンダー
—健康体操参加状況から見る現状と課題— …… 小 縣 早知子 39

論 文

- 子どもが自死した母親の悲嘆からの立ち直りの契機についての一考察
—人間関係における立ち直り及び母親としての自信の回復に焦点を当てて—
…………… 小 林 茂 則 51
最近のアジアにおける性の多様性にかかわる法制…………… 香 川 孝 三 67
高等学校校長の女性の割合の変遷の中に見るジェンダー格差とその解決に関する考察
…………… 片 平 厚 子 85
カズオ・イシグロの『遠い山なみの光』における女の人生
—「目を覚ました女」になるために—…………… 岩 本 朱 未 99

書 評

- 三成美保編著『LGBTI の雇用と労働—当事者の困難とその解決方法を考える』
…………… 香 川 孝 三 113
三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵著『ジェンダー法学入門』[第3版]
…………… 進 藤 久美子 115

日本ジェンダー学会

2020

目 次

特 集 スポーツとジェンダー

男性主導の近代スポーツの終焉を前に ～変容する現代スポーツとジェンダー～	伊 藤 公 雄	1
「クィア」な身体とスポーツー性の越境とコントロールー	井 谷 聡 子	15
女性スポーツ推進委員の活躍と課題 ー「ささえる」スポーツにみるスポーツ政策とジェンダーー	大 東 貢 生	25
シニア世代の生涯スポーツとジェンダー ー健康体操参加状況から見る現状と課題ー	小 縣 早知子	39

論 文

子どもが自死した母親の悲嘆からの立ち直りの契機についての一考察 ー人間関係における立ち直り及び母親としての自信の回復に焦点を当ててー	小 林 茂 則	51
最近のアジアにおける性の多様性にかかわる法制	香 川 孝 三	67
高等学校校長の女性の割合の変遷の中に見るジェンダー格差とその解決に関する考察	片 平 厚 子	85
カズオ・イシグロの『遠い山なみの光』における女の人生 ー「目を覚ました女」になるためにー	岩 本 朱 未	99

書 評

三成美保編著『LGBTIの雇用と労働ー当事者の困難とその解決方法を考える』	香 川 孝 三	113
三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵著『ジェンダー法学入門』[第3版]	進 藤 久美子	115
日本ジェンダー学会会則		117
日本ジェンダー学会誌『日本ジェンダー研究』投稿規定改訂版		120
編集後記		122

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol. 23 2020

CONTENTS

Special Issue Sports and Gender

- Facing the End of Male-dominant Modern Sport: Changing Contemporary Sport and Gender
..... Kimio ITO 1
- “Queer Bodies” and Sport: The Transgression and Control of Gender
..... Satoko ITANI 15
- Activities and Issues of Women’s Sports Promotion Committees:
Policies for Women Empowerment in Sports
..... Takao OTSUKA 25
- Lifelong Sports and Gender: Current Situation and Issues on Healthy Exercises
..... Sachiko OGATA 39

Articles

- A Study of a Turning Point in Recovery in Grief Process for Mothers who Lost Their
Children with Suicide: Focusing Recovery of Interpersonal Relationships and a
Confidence in Motherhood
..... Shigenori KOBAYASHI 51
- Legal System on Sexual Diversity in Recent Asian Countries
..... Kozo KAGAWA 67
- The Gender Disparity Seen in the Transition of the Proportion of Female Principals in
High Schools and Consideration on the Solution
..... Atsuko KATAHIRA 85
- A Suggestion for Women Who Will Get Married by Niki in Kazuo Ishiguro *A Pale View of Hills*
..... Akemi IWAMOTO 99

Book Reviews

- Miho MITSUNARI ed. *LGBT Employment and Labor: Thinking about LGBT Difficulties
and Their Solutions*
..... Kozo KAGAWA 113
- Miho MITSUNARI, Tomoko SASANUMA, Naoko TATEISHI, and Tomoe YATAGAWA,
Introduction to Gender Law
..... Kumiko SHINDO 115

Facing the End of Male-dominant Modern Sport ～Changing Contemporary Sport and Gender～

Kimio ITO
(Kyoto Sangyo University)

From the viewpoint of gender studies Sport is a difficult field to deal with because human body matters to discuss about it. First of all I would like to organize some discussions about Sport and human body , referring to the biological diversity and SOGI disputes.

It is clear that the modern sports have developed under the masculine hegemony. But now historical and social change toward gender equality is making the transformation of sports.

To think about the future of Sport I will overview the historical process from vernacular gender structures in pre-modern societies to the birth of “economic sex” by Ivan Illich in the modern industrious society.

According to Illich I will point out that the modern sports born in England were established through the close ties between the specific European vernacular gender structure and the modern gender structure in industry society. To make clear this I want to show the diversity of gender structures in the non-European traditional sports.

As Norbert Elias pointed out, the modern sports developed with regulation of violence. On the other hand modern national armies were established through physical training and disciplines originated in modern sports. We can find the close relations among the modern sports and modern wars.

But since 1970s we have been facing world gender equal waves and the male-dominant societies started changing. The changes of industrial structures (the third industrial revolution around 1970s and the forth one in the 21th century) and the transformation of value systems have destroyed “modern” male-hegemony in the various fields. And now I can say that we are facing so-called “Masculinization of Deprivation”. These social changes are producing some social pathological phenomena in the sports scenes. These years we have confronted with “toxic masculinity” in the sports world .

We have to re-examine the contemporary sports from the viewpoints of gender (especially men & masculinities) studies , to analyze the modern sports totally and to prospect the future of sports.

男性主導の近代スポーツの終焉を前に

～変容する現代スポーツとジェンダー

伊藤 公雄

(京都産業大学)

ジェンダーとスポーツという課題を語る場合、他の領域に比べて大きな問題がたちはだかることになる。「身体」という問題である。多くの場合、スポーツは身体をともなう活動として展開される。その意味で、男女の生物学的性差をどう考えるかということが、スポーツとジェンダーをめぐる議論においては、きわめて重大なテーマとなるのだ。

この問題は、ジェンダーとセックスをめぐって、これまで繰り返し議論されてきた「Nature vs Nurture」問題と重なることになる。つまり、性差や性別を決定するのは自然か社会環境か、という議論である。

回答は、「Nature も Nurture も」ということになるのだろうが、実際のスポーツ・シーンにおいては、ことはそう簡単ではない。

そもそも Nature レベルの性も、単純に二種類にわけられない。性染色体という生物学的性差の決定要因のひとつをとりあげても、多数派はXXかXYではあるが、X0のようなX染色体がひとつしかない「女性」もいれば、XXXとX染色体がマジョリティ「女性」よりもひとつ多い「女性」もいる。男性も、XYYの染色体をもつ「男性」もいる（かつては「超男性」といわれて攻撃性が著しく高いなどといわれたが、今では、この議論は科学的に否定されている）。

性ホルモンもまた、生物学的性差を規定する大きな要因といわれるが、これはそれぞれ環境の変化や時間の経過によって変容する（最近では、育児参加をする男性は、男性ホルモンであるテストステロンが大きく減少するという研究がよく知られている）。

さらにDSD (Disorders of Development ないし Difference of Development) = 「性分化疾患」(インターセックスと呼ぶ場合もある)のように、誕生時から性的な分化が不分明な人もいる。¹いわゆる「セックス・チェック (ジェンダー・チェック)」の問題もまた、性差を強調するなかで発展してきた近代スポーツがかかえる大きな課題のひとつといえるだろう。²

生物学的レベルでも単純に二分できない性のありようを認識しつつ、社会的・文化的な構築物としてのジェンダー（さらにSOGI=Sexual Orientation & Gender Identity）の視点も踏まえて、身体とスポーツは考察される必要があるのだということは、前提として抑えておく必要がある。

¹日本のスポーツ映画では、1964年の東京オリンピック直後に増村保造が監督で製作した「セックスチェック 第二の性」(1965)は、国際的にもきわめて早い段階で、性分化疾患の「女性」アスリートを描いた作品がある。

²セックス・チェックについては、本号の井谷論文参照。

ジェンダー概念再考

ジェンダーと近代スポーツの議論をするに際して、ジェンダー概念について再度整理しておこうと思う。

ジェンダーとは、一般に「社会的・文化的に構築された性別」という意味合いで整理されている。「男はこうあるべき」だとか「女だからこうすべき」という社会的枠付けは、ジェンダーの生み出したものだと考えられる。ジェンダーに対して、生物学的性差を「セックス」という言葉で呼ぶことがあるのは周知のことだ。

ジェンダーという用語は、もともと文法用語として使用されてきた。欧米の言語の多くは、男性名詞、女性名詞、中性名詞など名詞に男女の区別が存在し、また、形容詞や動詞が主語の名詞の性によって変化する。これがもともとのジェンダーの意味だった。

1970年前後から、文法用語としてのジェンダー概念を、性科学者や社会学者が、生物学的性差と一定区分された社会的・心理的・文化的性別という視座から使用し始めた。日本社会でジェンダー概念が広がった契機になったのは、ジェンダー・アイデンティティやジェンダー・ロールという視座を提供したマネーとタッカーによる『性の署名』（1975 / 1979）だっただろうと思う（マネーは、1955年にすでに社会的・心理的性別としてのジェンダー概念の使用を提案している）。ジェンダーを生物学的性差との連動性の上で把握していたマネーに対して、生物学的性差であるセックスの上に作られる社会的・文化的性別という視座からジェンダーを再定義したのは、一九六〇年代末のストーラーだった。やがて、このジェンダー概念は、七〇年代初頭にアン・オークレーの手で、より社会的構築物としての位置づけがはっきりなされていくことになる。

しかし、なぜ西欧語の多くには、女性名詞や男性名詞があるのだろうか。おそらく、この二構図式は世界の分類と深くかかわっている。その背景には、人間による世界認識の問題が控えていると考えられる（伊藤、1996、2003など）。世界の認識のためには、分類が必要だ。なかでも二項対立の図式は、ある意味で世界認識の基本的方法である。この二項対立図式に男女という対抗図式が重なってきたのである。

たとえばフランスの社会学者ピエール・ブルデュは、初期の北アフリカにおけるカビル族研究のなかで、彼ら彼女らの世界認識が基本的に二項対立図式の組み合わせでできあがっており、男女の二項は、こうした世界図式の基本的な構成要素になっているという（Bourdieu, 1980 = 2001、伊藤、2003など）。

欧米の研究をみても、東洋の古代以後の文化をみれば、世界の男女の二項図式が存在していたことに気づかされるだろう。陰陽の図式である。大韓民国の国旗にも描かれている陰陽の世界図式において、陰は女性、陽が男性を示すことは周知のことだろう。

ただし、こうした世界の二項図式分類における男女の配置は、つねに「同じ」わけではない。ブルデュは、カビル族において昼は男性の時間、夜は女性の時間に割り振られている、と分析しているが、北米のネイティブ・アメリカンであるホピ族は、昼は女性の時間、夜は男性の時間に配分されているという（伊藤、2003など参照）。つまり、男女の二項を基礎にした世界認識図式は、世界中に見られるが、男女の「配置」は、文化によって異なるし、多様性をもっているということだ。

イリイチとヴァナキュラーなジェンダー

こうした男女を基盤とする二項図式に基づく世界像という視点を強調した論者の一人としてイヴァン・イリイチをあげる必要があるだろう（のちにふれるように、イリイチの「前近代に戻れ」というような主張にはとても賛成できないが、その視座はジェンダーを考えると、きわめて有効だろうと思う）。彼もまた、男女という二項図式は、かつて人々の共有する世界像の内に組み込まれていたと考えた。イリイチは、この二項図式に基づく形で、男女の相互に補完的な関係が、世界中で成立していたと考えたのだ（もちろん、現時点で見れば、この図式そのものが、男女のセグリゲーションを含む、性による社会を分断する構図であると言う見方もできる）。つまり、男女それぞれの役割は異なるが相互の補完関係で全体として共同体の生活＝民衆世界が成立していたと考えたのである。

すでに述べたように、図式のあり方は、地域によって、また時代によって変化する。イリイチは、それぞれの地域の固有の生活に根ざしたジェンダーの様相を、「ヴァナキュラーなジェンダー」と呼んだ。地域的な特性は多様であるが、男女という二項図式と両者の相互補完の関係はほとんどの前近代社会で見いだせるというのがイリイチの議論である³。

近代産業社会の成立が、多様でありつつも男女の二項図式＝相互補完の関係を形成してきたヴァナキュラーなジェンダー構造を破壊した、とイリイチはとらえたのだ。つまり、男女という相互に補完的なジェンダー関係のない世界の登場である。

よく知られたようにマルクス主義フェミニズムは、近代産業社会は、男女の関係を「男性＝生産労働＝「公的」領域の担い手＝有償労働者」、「女性＝（家事・育児・介護などのケア役割を担う労働力の）再生産労働＝「私的」領域の担い手＝無償労働」へと組み替えた」と指摘した。イリイチは、マルクス主義フェミニズムと連動しつつも、この問題を「経済セックス」という独自の用語で分析しようとした。つまり、男女の相補的二項図式を保ちつつ、地域的・文化的に多様性をもっていた男女の関係が、産業化のなかで、生産労働を担う男性と家事・育児などいわゆるシャドーワークを担う女性へと、生物学的二元論に基づく形で「画一化」されてしまったというのだ（Illich, I., 1981 = 1982）。産業化にともなう経済のコントロールの下に、男女の多様な分割＝相補的な関係が、単純な男女二分という「ひとつの方向」へと水路付けられたというわけだ。

イリイチによる独自のジェンダー概念による近代産業批判は、いまでも有効だと思う。ただ、イリイチは、彼のいう「経済セックス」＝オス・メスの二元論による労働の分断と差別構造の問題を、「過去の豊かなジェンダーの相補的な関係」への回復によって求めようとした（この点が、イリイチへの日本におけるフェミニストからの批判的であった）。しかし、現代社会は、おそらくは過去のジェンダーの相補的な関係の回復という方向を目指すことはできないだろう。むしろ、未来に向かって性による差別と排除の構造の変革こそが求められるはずだ。

³イリイチは、カトリックの聖職者である。アングロ・アメリカ社会の性差の機械的な解消の議論に対して、ヨーロッパ、特にカトリック文化におけるジェンダー把握がややより複雑で重層的な把握をしているという視点には、注意をはらうべきだろう。

近代スポーツとジェンダー

イリイチが指摘したように、コスモスに裏付けられた男女の相補的構図の崩壊は、逆に、生物学的な性差を軸にした男女の分離をより推し進めることになる。実際、トマス・ラカーは、『セックスの発明』において、ヨーロッパ社会においてそれまで主流だったアリストテレス流の「ワンセックスモデル」（人間の性はひとつであり、女性は男性という本来の人間に成熟し切れなかった未熟な人間であるという視座）から、生物学的なオス・メスの二元論（「ツーセックスモデル」）への移行が、近代の登場とともに成立したことを明らかにした（Laquer,1990=1998）。また、科学史の研究者ロンダ・シービンガーは、近代生物学の視座が男女の性差を過剰に強調して分析しようとしたことを『科学史から消された女性たち』（Schievinger 1989=1992）などで考察した。実際、ヨーロッパ近代は、服装や生活スタイルにおける男女の性別区分の強化を、それまで以上に急激に押し進めたことは、さまざまな文献からも明白である（たとえば、伊藤 1993 など）。

こうしたオス・メスという生物学的性差に敏感な社会の成立は、そのままジェンダーという男女の性的二分法の強化とむすびくとともに、近代産業社会の構造ともふかく関わっていく。イリイチが指摘するように、近代産業社会の担い手は、男性たちであった。また、そこには、エコロジカル・フェミニストの多くが指摘してきた「生産性・効率・競争・利益至上主義」の「男性原理」が刻印されてもいた。近代産業資本主義の発展は、男性主導の社会の仕組みを強化し、生産性優先、効率優先、自然と人間の共生の破壊（自然と人間の支配強化）へと、大きな変化を生み出したのだ。

こうした近代産業社会の原理は、近代スポーツのもつ特徴ともふかくかかわっている。近代社会におけるスポーツの特徴を鮮やかに分析したことで知られる A・ガットマンによれば、近代スポーツには「生産性・効率重視、競争の重視、専門化の深化、数量化、組織化、記録、合理化」などの傾向が見出せるという（Guttman, 1978=1981）。これはまさに、近代産業社会を主導的に担うことになった「男性原理」そのものともいえる。近代スポーツは、この点でも、明らかに男性主導の、しかも近代的な「男性原理」に強く結びついた営為として発展していくことになる。

近代スポーツが、19世紀のイギリス、特にパブリックスクールにおいて誕生したことはよく知られている。社会のエリート男性の教育の手段としての近代スポーツの成立である。この近代スポーツは、当初、アマチュア規定などの「肉体的労働を職業とする者」の排除とともに、女性排除の構図をあわせもっていたこともおさえておきたい。近代スポーツはジェントルマンを軸にした上層階級の生活倫理の形成（公正さの要求）の場であるとともに、男性を「男らしく」育成するための教育の場として誕生したのである。⁴

⁴他方で19世紀のアメリカ合衆国では、ボクシング、野球をはじめ、プロスポーツが誕生してくる。ショーとしてのプロのアスリート競技が、こうして開始される。アマチアリズムから出発したスポーツ競技の世界と、プロのアスリートによるプロスポーツとの分離は、当初はかなりはっきりしていた。アマチュアのアスリート軸のオリンピックなどと、プロのアスリート軸のサッカーや野球の間の壁が崩れるのは20世紀も後半までまつ必要があったのだ。

女性を排除する近代スポーツ

他方で、女性たちは、スポーツは妊娠出産に悪影響を与えるなど、一見「科学的」な言説を通じて、近代スポーツからの排除が行われた。そのことは、近代スポーツの国際的な催し物である近代オリンピックとジェンダーの関係をみれば直ちに理解されるだろう。そもそも近代オリンピックの「父」と呼ばれるピエール・ドゥ・クーベルタンは、古代の男たちの祭典を、「勇敢で精力あふれる男たち」の場として近代に再生させたのだから（伊藤、2001 など）。

実際、近代オリンピックは、当初から女性の参加を徹底的に抑制してきた。初回は女子の正式参加はゼロ、初めて正式に女性の参加があった第二回のパリ大会（1900年）に参加した女性の選手割合はわずか1.6%でしかなかった。夏季大会での女子種目割合が20%台になるのは、1964年の東京大会（田原、2004）、1976年のモントリオール大会で種目数がやっと男子の半分になったが、女性の参加選手割合はやっと20%を超えるレベルだった。しかし、女性を排除してきた近代スポーツのシーンも確実に変化していった。世紀の変わり目の2000年のシドニー大会で女性種目割合は全体の4割に、女性選手の参加割合も4割近くになる（田原、op.cit.）。実は、2020年に予定されていた東京オリンピックがもし開催されたなら、女子選手の参加率は48%と史上最高になる予定だったという。

このように近代オリンピックの歴史をちょっとなぞるだけでも、ヨーロッパ起源の近代スポーツが、男性の身体を基準に、また、しばしば模擬戦闘という古代ギリシア以来の歴史の産物として形成されてきたことがよくわかる。と同時に、オリンピックが、次第にジェンダーの平等への動きのなかで変化を見せ始めてきたことも、ここで押さえておこうと思う。

伝統スポーツとジェンダー

私たちは、スポーツというと、男性主導で発達してきたヨーロッパ型のものをただちに想起する。しかし、これは、あくまで歴史的・文化的背景のなかで生まれてきたものだけということをきちんと把握する必要がある。その意味でも、近代ヨーロッパで誕生した男性主導の近代スポーツとジェンダーとのかかわりをより深く考えるためには、ヨーロッパ社会における伝統スポーツとジェンダーの問題に光をあてる必要がある。というのも、伝統スポーツのなかには、男女混合の競技や男女対抗のものもあるからだ（寒川、1995 など）。特に、古代オリンピック以後、男性主導で身体を使った競技が発達し、主に集団による模擬戦闘型競技が発達してきたヨーロッパと異なり、他の地域においては、競争よりもパフォーマンスをより重視するような競技が存在した。また、身体の使用において、競技における「勝利」よりも個人の「精神性」を重視する文化も存在してきた。

実際、ヨーロッパ文化以外の地域のスポーツの歴史を見ると女性の参加が見られるものも少なくない。『スポーツの歴史』（1996）によれば、古くから存続してきた東アジアや東南アジア地域の綱引きには、男女の対抗のものが存在しているという。「朝鮮半島と日本にあっては、実際に男女が対抗する以外に、男綱、女綱と称する二本の綱を用意し、これを一本に結びあわせて引き合うスタイルまでが考案された」（稲垣他、1996:90）といわれる（ここにも、先述したイリイチ

のいう男女の相補性をともなう宇宙像が関係していることも指摘しておく必要があるだろう)。

この『スポーツの歴史』によれば、ヨーロッパ以外の地域には、女性の参加するスポーツや遊戯がそれなりに存在していることがよくわかる。相撲やレスリングに代表される一対一の格闘技においても、アマゾンのカミュラ族の女性の相撲(同書:64)や日本の羽子板や朝鮮のノルティギ(丸太の上に乗せた板を相互に飛ぶスポーツ)など、どちらかといえば女性に特有のスポーツも見られる(伊藤、2019など)。

他方、ヨーロッパにおける伝統スポーツは、古代ギリシアのオリンピックに見られるように男性限定ものが多い。よく知られているように、古代オリンピックの競技には、レスリング、ボクシングなどの格闘技や円盤投げ、槍競技、各種の陸上競技など、生理的能力上男性向けの筋力や瞬発力を軸にしたものがほとんどだった。そもそも、「慢性戦争状態」とさえいわれる古代ギリシアにおいて、身体技術はつねに「戦士養成」という課題と重なっていたのだ。まさに「(古代オリンピックにおいて)人々は、競技大会を戦争のための訓練と見なし、戦争をこのような大会の訓練と見なしていたという」(Elias and Dunning, 1986 = 1995:199.)。古代オリンピックはまさに戦争と地続きだったのだ。そして、競技種目のいくつかも含めて、この古代オリンピックの競技は、近代オリンピックへと受け継がれてきたのだ。男性主導の近代スポーツは、「近代産業社会」の成立とともに、(長期にわたる戦争の歴史を背負ってきた)「ヨーロッパ」文化という二重性を背景に誕生したことは押さえておく必要があるだろう。

「模擬戦闘」としての近代スポーツ

実際、ヨーロッパにおいて発展した男性主導のスポーツは、種目も含めて古代ギリシアのオリンピックを継承していると同時に、スポーツと戦争=戦闘行為との近縁性をもまた引き継いでいるといえるだろう。まさに、スポーツは「模擬戦闘」として近代ヨーロッパにおいて発展したのだ。

たとえば、「兵士がけっして一人でないと同じく、どのようなスポーツ選手も試合に個人としては挑みはしない。・・・両者は、一方で大隊、連隊、軍隊、他方はチーム、クラブ、地方、国という集団と一体をなしている」(Corbin, A. and Vigarello, G. (eds.) 2011=2016:382)という指摘は、戦争とスポーツの連動性を指摘していて興味深い。

実際、戦争と近代スポーツはほとんど裏表の関係をもっているとさえいえる。

「精神のコントロール(冷静さ)、身体の制御(規律的精神)、意志による支配(決断力)、利他的ないし連帯的精神(自己犠牲)、合目的な感覚(集団の勝利)というのは、必然的に軍隊のなかの兵、都市の市民、一家の長の父親のことを考えさせる。彼らは勇気を女たちの恐れや涙に對置し、規律的精神を発揮して女たちの動転や混乱を回避し、決断力を示すことで娘や妻たちに必要とされている温和さとは別の能力を発揮し、勝利に対する欲求から母や姉妹の見せる従順さを拒むのである」(Corbin, A. and Vigarello, G. (eds.) 2011 = 2016:

ナポレオンの生み出した「国民軍」以後、20世紀の「総力戦」体制を生み出した二つの世界大戦の終焉の時代まで、多くの「近代化」した社会は、スポーツを通じた男性の肉体訓練と戦争とを強い絆で結びつけてきたのも事実である。

他方で、エリアスが指摘してきたように、スポーツの歴史的発展が、暴力の規制と抑制とともに展開してきたことも押さえておく必要があるだろう。国家による暴力の独占のもとで、スポーツにおける「暴力」はルールに縛られ、規制されることになったのである（Elias and Dunning, 1986 = 1995）。「模擬戦闘」「戦士養成」のスポーツであるとともに、厳しい「ルール」に縛られた過剰な暴力の抑制（それは、イギリスにおけるフェアネスをもった男性性＝ジェントルマン教育にもつながる）もまた、近代スポーツの特色なのである。

不安定な近代の「男性性」

前近代社会の崩壊と、それをささえてきた安定した相補的なジェンダー構造の終わりは、いわゆる「個人主義」の時代を生み出した。近代社会における「個人主義」の成立は、それまでの「性差別が構造化しているがゆえに安定していた」前近代社会（そこでは、性役割は、あまりにも「あたりまえ」のものであり、「問題」として意識されることはなかった）から、性別・性差を強調する社会への移行を生み出した。実際、前近代から近代への境界の時代に広がったロマン主義の運動は、それまで以上に男女の性別の強調をしているし、男女の衣服が、必ずしも性別を区分しない形から、男性＝スーツ、女性＝スカートへと二分されていくのも、西洋においてはこの時期のことだ。

一方、近代社会においては、それまでは「あたりまえ」と無自覚に社会的に共有されてきた男性役割や女性役割は、個々人のアイデンティティと深くかかわるようになった。近代の「個人主義」の時代においては、自分が「男であること」「女であること」というジェンダーの区別を、自分自身で「証明」する必要があるのだ。

近代社会は、男女のジェンダーをそれまで以上に強調する。すでに述べたように、「男性＝生産的労働の担い手＝「公的」領域の担い手＝有償労働＝支配的な性」対「女性＝（家事・育児・介護などの労働力の）再生産（ケア）労働＝「私的」領域の担い手＝無償労働＝従属的な性」という男女の二項図式が定着したのだ。この構図の中で、「従属的な性」として規定された女性たちは、多様な差別や排除の構図のなかで、さまざまな不満や不利益を得てきた。

他方、こうした近代のジェンダー構造（自らのジェンダー、自他ともに認めてもらう必要のある社会）において、「支配的な性」である男性のジェンダーは、安定しているのだろうか。「支配する性」としての権力行使や強制力の行使による「利益」が男性側にあったのは明らかだが、同時に、自らの「男性性」をつねに自他に承認してもらうために、「強さ」や「たくましさ」を男性たちの多くは証明する必要に迫られる。また、近代の男性性の多くを拘束している「競争における勝利」「他者への優越」へのゲームは、ごくわずかな「勝者」しか生み出すことはない。逆に、男性の多くは、時に「負け」を認めつつ、少しでも「上」へという厳しい闘いの場におかれることになる。同時に、近代社会は、それまでの身分制的秩序（身分によって、それぞれの「欲求」は制限されてきた。農奴に生まれた者は、貴族の「欲求」を抱くことはできなかった）を破壊し、原理的には（もちろん、実態は大きく異なるのだが）「人間の平等性」を謳うことになった。つまり、身分の枠で制限されてきた「（男同士の）競争の場」が、社会全体に拡大したのである。男たちは、こうして、社会全体で「闘い」のゲームに巻きこまれていく。男性主導の近代スポー

ツには、こうした「男性性」の強調がつねに刻印されてきた。

つねに他者との競争のなかで、自らの男性性を自他に証明することを迫られる近代の男性たち。ここには、前近代社会のように社会全体で保障された安定した男性の位置はすでにない。男性たちは、つねに自他に「自分が男である」ことを証明することを義務付けられ、「弱み」をみせることなくゲームを続けることが要求されるからだ。その意味で、近代社会における男性性は（従属性を要求され、「能力を低く」見せることを要求されてきた女性たちとくらべて）、競争にさらされることで、より不安定になる。

スポーツという場合は、そうした近代の不安定な男性性の社会において、「自己の男らしさ」を確認するための重要な場となったのである。

男性主導社会のゆらぎと変容するスポーツ

しかし、第二次大戦後の（一応は平和な）世界は、近代以後の男性主導社会を大きく変容させつつある。その意味でも、エリアスが早い段階で指摘してきたように、現代社会における社会変容、特にジェンダーをめぐる布置変容が、男性に大きなジレンマを生み出してきたことに、スポーツという視座からも再度注目する必要があるだろう。この動きは、男性主導の近代スポーツの根幹にも深い影響をあたえつつあるからだ。

一九七〇年前後に本格的に開始された産業構造の変容は、労働におけるジェンダー構造に大きな変化を迫ることになった。それまでの工業社会＝製造業中心社会において、妊娠・出産の機能をもたない男性たちは、「計算のできる」（つまり出産前後の休業を組み入れる必要のない）労働力であった。産業革命の直後は重要な労働力であった女性と子どもは、やがて生産労働の場からはずされ、女性は、労働力の再生産労働＝過程における家事・育児・介護労働者に、子どもたちは学校制度のもとで次世代労働力としてトレーニングを受ける存在として労働現場から排除されることになったのだ。平均的に筋力や瞬発力が女性よりまさる男性たちの身体が、製造業にむいていたということもあるだろう。

しかし、一九七〇年代以後拡大していった情報やサービスを軸にした産業の拡大は、男性中心の産業の仕組みを根本的に変容させることになった。コンピュータで制御できる時代に「男性の筋力や瞬発力」はそれほど必要がなくなったのだ。また、サービスや情報産業の拡大は、これまでむしろ「生産労働」の場から切り離されて来た女性たちの経験が、有力な新たな「資源」さえ形作ることになった。「男」たちは、現代の情報・サービスを軸とする社会の中で、男というジェンダーだけで「優位性」を保てる状況からの離脱を要求され始めたのだ。

さらに、一九六〇年代後半のあらゆる人間の「人権」を認めようという理念の広がりや、人種差別や障がい者差別、年齢差別や外国人差別・先住民差別などあらゆる差別撤廃の動きを深化させた。なかでも「世界最大の人権問題」として戦後位置付けられてきた女性の人権への配慮は、大きく広がりをみせたといえるだろう。

こうした人類史的ともいえる変化が、経済の発展した諸国を襲ったのは、すでにのべたように一九七〇年代初頭のことだった。繰り返すが、女性の権利の擁護という声は、この時期以後、国際的に急速に拡大したのである。

国連が、本格的に性差別撤廃に取り組みを開始したのは一九七五年の「国際女性年」とそれに続く「国連女性の一〇年」のプロジェクトの展開であった。「平等・開発・平和」を掛け声とするこの動きは、開発途上国の性差別問題の克服とともに、経済の発展した諸国での性差別撤廃の動きと連動して展開された。

こうした1970年代以後の文明史的ともいえる変化の波は、着実に社会の構造を変容させた。そのうねりは、当然のことながら男性主導で進められてきた近代スポーツにおいても巨大な変化を生み出したのである。

剥奪感の男性化 Masculinization of Deprivation

第二次世界大戦後、特に、1970年代以後のジェンダー平等のこのような動きは、近代的なジェンダー構造に大きなヒビを入れた。ジェンダーという視点で見たとき、スポーツ・シーンが大きく変化していくのも、まさに1970年代後半以後のことだ。

しかし、多くの男性は、いまだに「男性性」の自己証明を、さまざまな場で求め続けている。こうした近代社会の男性性を、「優越指向」（他者と競争し勝たなければならないという心理的傾向）、「所有指向」（たくさんのモノを所有し管理しなければならないという心理的傾向）、「権力指向」（他者に自分の意志をおしつけられなければならないという心理的傾向）という3つの指標で分析することができるだろう（伊藤、1996）。

男性同士の間でも、この3つの指向性をめぐる激しいゲームが続けられてきた。ただし、男性同士のゲームにおいては、男性たちはすべて勝利者になれるわけではない。だから、男性同士のゲームにおいては、「負け」を認めることもできる。しかし、このゲームが女性との間で生じたときはどうなるだろう。それは、しばしば絶対に負けられないゲームになってしまいがちなのだ。

「男たるもの、女には知的にも精神的にも肉体的にも優越していなければならない」。「男は女を所有物としてモノのように管理できるくらいでないとい人前ではない」。「男は女に自分の意志を押し付けられるくらいでないといけない」。男性たちのスポーツ文化にも馴染みの深い、こうした「男性性」の要素は、多くの問題を生み出している。DVやセクシュアル・ハラスメントなどの性にかかわる暴力の背景には、こうした男性たちの無自覚な「男は女性に対して支配的でないといけない」という思いこみにひとつの原因があるからだ。

しかし、単に支配的な性へのこだわりだけが性的暴力の原因ではない。むしろそこには、男性の女性への過剰な「依存」という要素も潜んでいると思うからだ。アメリカのDVのケースで、妻を殴りながら「I love you」と叫ぶ男性の事例をよく聞く。これはたぶん「Love me, please」なのだろうと思う。女性とは、「自分をどこまでも包み込んで癒してくれるべき存在である」（たとえ殺されても）とでもいっていいような「甘え」がそこには透けて見えるのである。

1970年代以後の社会変容は、こうした男性の女性に対する「支配と依存」の構図を壊し始めた。

いわば「剥奪感の男性化 masculinization of deprivation」（伊藤、2018）とでもいうべき事態が世界中の男性を襲っているのではないかと思われる。

この用語は、「貧困の女性化 feminization of poverty」から思いついたものだ。開発途上国の経済発展は、その一方で貧困や格差を拡大させた。しかもその「しわよせ」が女性にのしかかって

いるという状況を示した言葉だ。この状況はまだ続いているし、日本の非正規女性の割合の増加などえをみれば、日本社会でも生まれているともいえる。しかし、もうひとつの性である男性たちも、かつて維持していた経済力の喪失や、家庭や職場、地域社会で「何か奪われている」ような思いに、無自覚にとりつかれているのではないか。社会の変化、時代の変容に対応できないまま、いいようのない「不満」や「不安感」を多くの男性が抱き始めているように思われるのだ。

スポーツの世界における Toxic Masculinity

こうした「剥奪感の男性化」とでもいえる状況の下で、さまざまな社会的な病理現象が国際的にも生じつつある。たとえば、ここ10数年、経済の発達した諸国で生じている男性を主体とした「理由なき大量殺人」や「性暴力」「ハラスメント」などの続発である。現代社会で、「(強く、たくましく、競争に勝つ)男であること」の強い要請と、その実現不能性の間で、揺れ動く不安定な男性性が、こうした病的と言ってしまうような社会現象の背後にあると考えられるのだ。

近年、近代的な男性性が生み出す不安定性について、Toxic Masculinity トクシク・マスキュリニティ (= 中毒性を帯びた有害な男性性) という用語が浮上しつつある。

ニューヨークタイムズの「トクシク・マスキュリニティとは何か」(2019年1月22日付)によれば、この「伝統的男性性イデオロギー」には、以下のような3つの行為や信念が控えているという。つまり「感情の抑制あるいは悩みの広がり」「表面的なたくましさの維持」「力の指標としての暴力(いわゆる“タフガイ”行為)」である。

問題は、こうしたトクシク・マスキュリニティが、スポーツ・シーンにおいてもしばしば発現しつつあるということだ。

そもそも、この概念は、銃による大量無差別殺人事件の多発とともに、アメリカ合衆国のプロ・アスリートの起こした多くの「事件」が契機になって広がったものだ。

O・J・シン普森の事件や、タイガー・ウッズをめぐるできごとなど、思い出すだけでも多数のトクシク・マスキュリニティとスポーツとのかかわりが見えてくる。特に、NFLやフットボールの世界とこの問題のかかわりについては、すでに多くの言及がなされている。日本社会においても、ここ数年、男性コーチのレイプ事件やハラスメント、さらにグルーミングによる支配的関係の問題が、大きな話題になってきた。

近代的男性性の最も極限的な表象の場であるといってもいい近代スポーツの領域が、今や、男性性をめぐる社会問題の象徴的な「場」になっているといってもいいだろう。

おわりに 変容する現代スポーツとジェンダー

男性主導の近代スポーツの終焉は、私たちをどこに導くのだろう。まずは、近代スポーツから排除されてきた人々のスポーツシーンへの参画の拡大が生まれるだろう。

女性アスリートの活躍は、これまでの男性にとって有利な筋力や瞬発力をベースにしたスポーツから、柔軟性や持久力、さらに伝統スポーツにみられたパフォーマンスの美しさなどの方向に展開していく可能性がある。それは、障がい者、高齢者、LGBTQなどの性的少数者、子どもなど、

「より高く、より速く、より強く」の競争原理から排除されてきた人々のスポーツ参画の拡大ともつながっていくことだろう。

学校体育などの見直しも、これからは必要だろう。競争や勝利至上主義の競技中心の体育教育から、身体を使う喜びや楽しみに軸をおいた学校体育への転換である。もちろん、勝利至上主義的な競技スポーツは残るだろう。しかし、それだけがスポーツではない。誰もが、生涯を通じて楽しめる、身体との「つきあい」方の変革が、今、求められているのだろう。スポーツをジェンダーの視点から再考することは、そのまま現代社会における重層的で複雑なジェンダー構造の解剖につながっているのである。

参考文献

- Benett et. al. 2010 *Culture, Class, Distinction*, Sage (磯直樹、香川名、森田次朗、知念渉、相澤真一 訳『文化・階級・卓越化』、青弓社、2017年)
- Bourdieu, P., 1980 *Le sens Pratique*, Edition de Munit (今村仁司・港道隆訳『実戦感覚 1・2』、みすず書房、2001年)
- Corbin, A. and Vigarello, G. (eds.) 2011 *Histoire de la Virilite*, I, II, III (岑村傑監訳『男らしさの歴史』、藤原書店、2016~2017年)
- Guttman, A., 1996 *The Erotic in Sports*, (樋口秀雄訳『スポーツとエロス』柏書房、1998)
- Elias, N. and Dunning, E., 1986 *Quest for Exitement*, Basil Blackwell. (大平章訳『スポーツと文明化 興奮の探求』、法政大学出版局、1995年)。
- Fenwick, K., 2018 “Football clubs can end toxic masculinity, but first they need to talk about it” *The Gurdian*, 21 jun 2018.
- 飯田貴子・井谷恵子編 2004『スポーツ・ジェンダー学への招待』明石書店
- Illich, I., 1981 *Shadow Work* (玉野井芳郎・栗原彬訳『シャドウ・ワーク』岩波書店、1982年)。
- 伊藤公雄 1998「<男らしさ>と近代スポーツ」、日本スポーツ社会学会編『変容する現代社会とスポーツ』世界思想社
- 伊藤公雄 2001「オリンピックの政治性—スポーツは『境界』を超えるコトができるか—」樺山紘一他編『20世紀の定義 第4巻 越境と難民の世紀』、岩波書店
- 伊藤公雄 2003『「男らしさ」という神話』NHK ブックス
- 伊藤公雄 2015「メディア社会・消費社会とポピュラーカルチャー」、『岩波講座 日本歴史第19巻 近現代』、岩波書店
- 伊藤公雄 2008『ジェンダーの社会学』、放送大学教育振興会
- 伊藤公雄 2013「イタリア・ファシズムにおける身体文化の」、日本スポーツ社会学会編『21世紀のスポーツ社会学』、創文企画
- 伊藤公雄 2018「剥奪(感)の男性化 Masculinization of deprivation をめぐって—産業構造と労働形態の変容の只中で」『日本労働研究雑誌』2018年10月号(第699号)、pp.63-76.
- 伊藤公雄 2019「変容する現代スポーツと男性性」、日本スポーツ社会学会『日本スポーツ社会学研究』、27巻1号。
- 稲垣正浩・野々宮徹・寒川恒夫・谷釜了正『図説スポーツの歴史』大修館書店

- Laqueur,T., 1990 *Making Sex :Body and Gender from the Greeks to Freud*.Harvard University Press (高井宏子訳『セックスの発明—性差の観念史と解剖学のアポリア』、工作社、1998年)
- McKay,J.,Messner,M.A. and Sabo,D. 2000 *Masculinities , Gender Relations and Sports*, Sage.
- Messner,M., 1992 *Power and play*, Beacon Press.
- Salam,M., 2019 “What is toxic masculinity?”. *The New York Times*, 22.Jan.2019.
- Sabo,D., and Runfola, R. (eds.) , 1980 *Jock: Sports and male identity*, Prentice Hall.
- Schiebinger,L., 1989 *The Mind Has No Sex? Women in the Origins of Modern Science*, Harvard University Press (小川真理子他訳『科学史から消された女たち—アカデミー下の知と創造性』工作社、1992年)
- 寒川恒夫監修 1995『21世紀の伝統スポーツ』大修館書店
- 田原淳子 2004 「オリンピック・ムーブメントとジェンダー」、飯田貴子・井谷恵子編『スポーツ・ジェンダー学への招待』、明石書店。

“Queer Bodies” and Sport: The Transgression and Control of Gender

Satoko ITANI
(Kansai University)

Abstract

The purpose of this paper is to examine the gender ideology of modern sports as well as the ethical concerns of the ways in which competitions are organized and regulated by the binary gender system. Analysis focuses on the history of gender verification test and hyperandrogenism regulations implemented by some of the major international sport governing bodies, such as the International Olympic Committee (IOC) .

The association of sports with male bodies, strength, power, and masculine ideal has formed the ideological foundation of (white) male superiority since the beginning of modern sports. Female athletes who dared to enter the masculine realm of competitive sports have been perceived as “queer”, a threat to gender binary and a challenge to male domination and superiority.

One of the measures implemented to maintain the male and female divide in sport is gender verification test, which reportedly began in the 1930s. Despite ongoing critiques from its onset, the test continued into the 21st century and has only recently been replaced by the “hyperandrogenism regulation”. These gender regulations have policed the boundaries of male and female bodies and excluded and even mutilated the bodies of athletes who are deemed too “queer”—who are “too strong”, “too powerful”, and have too much “testosterone” to be a female athlete. Those athletes who failed to meet the criteria of femininity are either stripped of their previous titles and kicked out of sport competition or coerced into accepting medical intervention to meet the “feminine” standard. Thus, these regulations function to maintain male superiority by banishing the “queer” athletes whose bodies challenge to dismantle the binary gender system and gender order through sports.

「クィア」な身体とスポーツ

—性の越境とコントロール—

井谷 聡子

(関西大学)

1. はじめに

身体をダイナミックに用いるゲームや競争は、古くから宗教儀式や祭の一部として、そして日常の「遊び」として様々な文化の中で発達してきた。それらに統一ルールや競技スペースの厳格な基準、トーナメント制などが持ち込まれ「スポーツ化」したのは、西洋文化が急速に世界に広まった近代以降である。こうした「スポーツ」がレクリエーションとして広く一般の人々に楽しまれるようになったのも近代以降である。日本の相撲や柔道は、スポーツ化した身体文化の好例だろう。鬼ごっこや竹馬のように、日々の遊びの中にそれほど大規模にスポーツ化せずに生き残っている身体文化もある一方で、スポーツ化しなかったことにより衰退、または継承されず失われた身体文化も多い。日本の蹴鞠や羽子板遊びのように伝統行事としてかろうじて残る程度になっているものもある。

近代スポーツの大きな特徴として、世界的な統一ルールとパフォーマンスの数値化と序列化（チャンピオンシップ制の導入）、競技空間の同質化（コートの広さやネットの高さの規程など）などが挙げられる。これらは、「遊ぶ」「パフォーマンスする」多様な身体とその動きの可能性が画一化されるという側面をもたらした。特に陸上やレスリング、体操、水泳、自転車競技など、オリンピックに早くから公式スポーツとして導入されていた「伝統的」なスポーツは、スピードとパワー、スタミナを強調するものが多く、1970年代頃までは、その競技者の圧倒的多数が男性であった。

しかし、徐々に欧米以外の地域発祥のスポーツや新しい若者文化（柔道やテコンドー、カヌー、スノーボード、BMX、サーフィンなど）が導入され、特に70年代以降は、スポーツの商業化にも後押しされる形で女子競技の導入が飛躍的に進んだ。これらのスポーツの多様化は、求められる身体特徴（身長、体重、柔軟性、バランス感覚、視力など）や技能、戦術の多様化ももたらした。当然ながら、優れたパフォーマンスを生み出す身体も実に多様化している。

このことを示す興味深い例として、著名な写真家のハワード・シャッツの「アスリート」シリーズがある。異なるスポーツのチャンピオンたちの鍛え上げられた身体が写真に収められ、そこに映る身体は驚くべき人間身体の可能性と多様性を示している。また、ほぼ全てのスポーツは「競技の公平性」を担保するために男女別に競技が行われるが¹、これらの写真を見ると、身体的特徴の差は、男女よりも異なる競技の間の方が大きいように見える。例えば、投擲や重量挙げの選

¹オリンピック種目で選手の性別に関係なく競技が行われるのは馬術のみである。

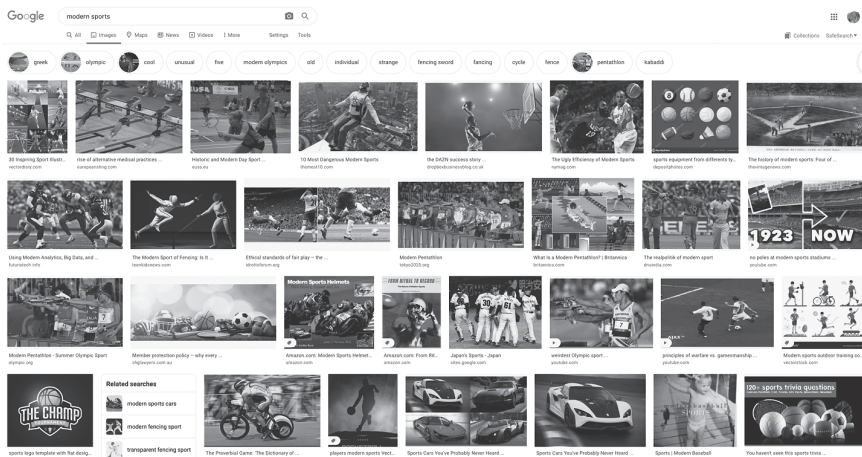
手は男女ともに大きな太い身体を特徴としているが、これは長距離の選手が男女ともに小柄で細身であることと対照的である。これらの写真がそれぞれのスポーツのチャンピオンたち、すなわち一番それぞれの競技に適した身体的発達をしている人々であることを考えれば、体重や身長、筋肉量や瞬発力、柔軟性やバランスなど、異なるスポーツでは異なる身体的特徴が有意に働くと同時に一つのスポーツを突き詰めると身体が競技に特化した特徴を示すようになることを示している。

しかし、近代スポーツは、しばしば長身で筋肉質、骨格の大きい、「男らしい」身体と共に想起される。そのことを確かめる簡単な実験として、グーグルの検索エンジンで「modern sports」を画像検索してみると、検索結果の最初に出てくる 100 枚の写真の多くがダイナミックに動く筋肉質の男性アスリートの写真である（図 1）。女性アスリートや子供の写真も出てくるが、その数は男性のものより圧倒的に少なく、むしろスポーツカーやスポーツ器具などの写真の方が多い。この検索結果は日々変わりうるので、ここ 5 年ほど毎年のように同じ実験を繰り返しているが、検索結果の傾向にあまり変化はない。

2020 年 6 月に行った実験では、男子選手と思われる画像（あくまで見た目の判断で、性自認などを無視する暴力的な方法ではあるが）が 36 枚、女子選手と思われる画像が 4 枚、男女の選手が一緒に写っている画像が 2 枚、子供が 3 枚などとなる。他にもスポーツ関連本やゲームなど、男子選手を中心的なイメージとしているものを含めると、スポーツする男性身体の画像が 47 枚、スポーツする女性身体を中心にした画像は 4 枚、それ以外は、競技場や器具、スポーツカーやオートバイ、スポーツチームのロゴ、スポーツバーやレストランに関わる画像であった。身体に障害があると分かる選手の写真は、義足の選手の足元の画像が 47 番目に 1 枚出てくるのみである。

さらに、男性と思われる選手が写っているスポーツの種目はサッカーやアメリカンフットボール、水泳、自転車など多岐にわたるが、女性と思われる選手が写っている 4 枚の画像のうち、3 枚はピストルを構えた近代五種の選手である。残りの 1 枚は、南アフリカの女子陸上選手でスポーツ統括組織によって侵害的な性別確認検査の対象となったキャスター・セメンヤ選手の写真である。

図 1：グーグル画像検索の結果（2020 年 6 月、最初の 30 枚）



この結果が示すのは、「modern sports」という言葉は、若い健常者の男性身体とより密接に結び付けられ、また同時にスピード、パワー、テクノロジーと共に想起されていることである。これほど女子スポーツやパラリンピックが取り上げられる時代になっても、近代スポーツと女性身体、そして身体障害のイメージは結びつきづらい。そして、4枚の女子選手の画像のうち、1枚が性別に疑いの目を向けられたセメイヤ選手であることは、このことを象徴的に示しているといえる。

今日、レクリエーションやアマチュア競技を含めると、スポーツをする人々のジェンダーや年齢、身体的特徴は非常に多様であるにも関わらず、なぜこのような画一的なアスリートのイメージ（筋肉質で障害のない若い男性）が想起され続けるのだろうか。そしてシャツの写真が示すように、トップ選手だけをみても競技に有利に働く身体性には大きな多様性があるにも関わらず、なぜ他のどのような身体的特徴よりも性別が競技区分として最重要視され、その境界が厳しく監視されるのだろうか。本稿では、ジェンダー化された近代スポーツの発展プロセスについて、国際オリンピック委員会（IOC）のジェンダーポリシーの歴史を概観した上で、スポーツにおける性別確認検査と高アンドロゲン症規定のジェンダー・イデオロギーについて考察する。

2. オリンピックへの女子選手受け入れ

2019年度の暮れに新国立競技場のオープニングイベントが開かれ、ザハ案の撤回や当初予算を大幅に上回る膨大な建設費用、聖火台設置場所の不備など、何かと問題の尽きない競技場建設に一区切りが付けられた。新国立競技場は、神宮外苑地区の再開発の中心的な存在だが、東京2020を前後してその周辺の広い範囲で巨大な開発事業が行われている。新国立競技場の南側に新たに建設された日本スポーツ協会（JSPO）と日本オリンピック委員会（JOC）の高層ビルもその一つで、その建物の正面と北側の広場を合わせたエリアはジャパン・スポーツ・オリンピック・スクエア（以降、JSOQ）と命名された。

JSOQが作られた場所は、以前都営の霞ヶ丘アパートという団地があったところだ。1964年の東京五輪の際に移転させられた人々のための住居としてスタートした歴史を持ち、10棟の建物に最大で300家族が入居していた。しかし2020年の大会で取り壊されることが決まった。そこで暮らしていた多くの住民が反対し、反対運動も行われたが、全住民の移転が完了する前から解体工事が開始され、最後は強制執行による排除が行われた。元住人の話によると、移転させられた住人にはお年寄りやシングルマザーなど、社会的弱者が多く、中には1964年の大会で前身の霞ヶ丘団地から移転をさせられた人も複数含まれている。行政からの急な移転要求という心理的ストレスに加え、解体工事の振動と騒音という肉体的ストレスの中で、移転直前に介護を受けていた高齢の女性が亡くなるという出来事も起こった²。オリンピックによる都市の再開発は、しばしば立場の弱い人、貧しい人が多く住む地域を狙いうちに、ジェントリフィケーションを加速すると指摘されるが（Boykoff, 2014）、霞ヶ丘アパートはその典型例だろう。

こうして多くの立場の弱い女性やお年寄り、障がい者を追い出して建設されたJSOQの広場に

²元霞ヶ丘アパートの住民へのインタビュー

は、オリンピックシンボルのモニュメントと共に、「オリンピックの父」と呼ばれるフランスの貴族、ピエール・ド・クーベルタンの銅像が設置された。「男爵(バロン)」という称号にこだわったといわれるクーベルタンは、熱狂的な植民地主義者であり、オリンピックからの女性排除を強く主張した人物である。その人物の銅像が住民の強制排除の後に建立されるというのは、オリンピックと女性との暴力的でねじれた関係性を象徴的に示している。

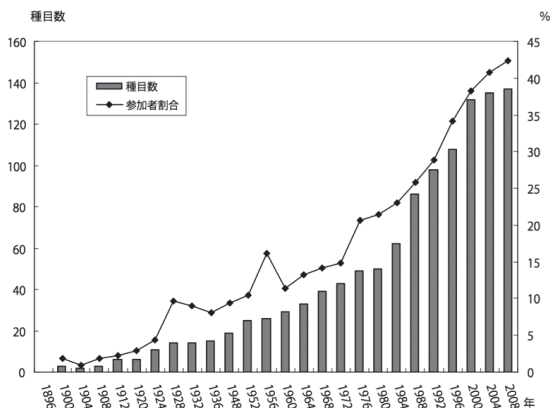
第1回近代オリンピックは、1896年にアテネで開催され、その大会に女性の参加が認められなかったことはよく知られている。その後、第2回大会からわずかの女子選手の参加が認められるようになったものの、クーベルタン自身は女性のオリンピック参加に一貫して否定的な態度をとった。その彼の女性のスポーツ参加に対する考えは、彼が残した多くの文章に残されている。例えば、1912年の文書では、クーベルタンは女性が参加するオリンピックのことを「半人前のオリンピック」と表現した上で、それは「非実際的で退屈、不愉快ではっきり言うとは下品である」(著者訳: Coubertin, 1912, 2000)と述べた。さらに、オリンピックは男たちが厳粛にフェアに国際主義に則ってスポーツ熱を発揮する場であるべきで、「女たちからの称賛がその褒美として与えられるべき」(ibid)として、女性はあくまでスポーツをする男たちを称え、そして優れたアスリートを産み育てる存在であり、競技に参加すべきでないとして主張した(Chatziefstathiou & Henry, 2012, p.122)。1928年に書かれた文書では、競技スポーツを通じた教育にとって競争が必須であることを強調し、そこに女性を加えると、「全くひどい」、「奇怪」なものになると表現している(Coubertin, 1928, 2000, p.188-9)。

クーベルタンのこうした女性排除の姿勢は、当時の社会で一般的な見方であり、彼が特別に性差別主義者だったわけではないという趣旨の議論がなされることもある。しかし、オリンピックの第1回大会は、セネカ・フォールズ会議から半世紀ほど後の時代であり、クーベルタンがオリンピックを発展させたのは、第一波フェミニズムが欧米諸国でその終盤に差し掛かりはじめた時代である。19世紀の終わりから20世紀の初頭にかけて複数の欧米諸国で(白人)女性の参政権が認められるようになったことを考えると、女性の身体的自由と価値、そしてその可能性に対するクーベルタンの見方は、特に社会や教育の改革者として歴史に名を残す者ものとしては、先進性に欠けると言わざるを得ない。また、クーベルタンは国際主義と平和主義を掲げ、「平和と友好、卓越」のシンボルとしてオリンピックブランドを作り上げることに成功したが、彼の性差別主義と植民地主義を鑑みれば、今日新たな銅像をわざわざ日本に建立すべき人物であるのかは甚だ疑わしい。

また、彼の言葉遣いは注目に値する。彼は女性が競技スポーツに参加し、身体を酷使して競う様子を“monstrous”、つまり奇怪で怪物のようであると表現している。鍛えられた力強い、スポーツで競い合う女性は、「普通」ではなく、奇妙ですらあり、見るに憚られる存在として描かれる。これはクーベルタンの時代からスポーツに卓越した女性が「性的に倒錯している」存在として、あるいは「偽の女性」として疑いの目を向けられるようになる言説に通底する表現である。すなわち、クーベルタンにとっては、スポーツを通じて身体の限界に挑戦する女たちの姿は、「クィア」なものであり、スポーツから、何よりも神聖なるオリンピックから排除されるべき存在であった。

女子選手のオリンピック参加に対するクーベルタンのこうした態度は、IOC全体で共有されていたわけではなく、平等な参加を求める女性たちの高まり続ける声とスポーツの商業化に伴って

女性のスポーツ参加、オリンピック参加は 1970 年代を境に急激に増えていった（グラフ 1）。



グラフ 1：夏季オリンピック大会における女子の種目数と参加者割合の変化

参照：来田（2010）, p. 26.

クーベルタンの時代から一世紀を経た今日、スポーツの男女種目数や国別、男女別の参加者割合だけを見ると、ジェンダーや人種に基づいた差別解消はかなり達成されてきたかに見える。しかし、19 世紀末のジェンダーと人種のイデオロギーは、時代を経ても色あせていない。このことは、例えば IOC の構成員の出身国やジェンダー、階級だけでなく、バヴィントンが「性別コントロール」(Bavington, 2019) と呼ぶ女子選手の出場資格をめぐる規定にも現れている。次節では、女子競技の参加規定の変遷をたどりながら、国際的な競技スポーツの場で「女性」の枠組みがどのように言説的に構築され、誰が「クィア」な存在として排除されるのかについて考察する。

3. 性別確認検査の導入

バヴィントン（2019）が「性別コントロール」と呼ぶ出場規定は、①性別確認検査、②高アンドロゲン症規定と③トランスジェンダー・ポリシーを含み、①②は、多くの統括団体で女子選手のみを対象としているものだ。本節では、まず、メジャーな国際スポーツ統括団体、特に他の統括団体に大きな影響力を持つ IOC が実施してきた性別確認検査と高アンドロゲン症規定の歴史を概観し、性分化に関する科学知の変化と共に変化してきたスポーツにおける男女の線引きの方法について考えてみたい。

性別確認検査の導入と検査方法の変遷については、1990 年代から多くの研究がなされるようになり、特に 2010 年以降、再び注目が集まるようになった（例 . Henne, 2015; Heggie, 2015; Vignetti et al., 1996）。これは 2010 年前後に国際競技統括団体のポリシー変更があったことが要因と考えられる。

IOC や国際陸上競技連盟（IAAF、現在の World Athletics）が公式に女子選手の性別を確認する

検査 (gender verification test) を導入したのは 1960 年代であるが、最近の研究は、それよりもずっと早い 1930 年代、すなわち女子選手が陸上など、「女性らしさ」を失わせると考えられたスポーツに徐々に参加し始めた時代にスポーツにおける性別確認を要求する声が高まり、一部の競技会では実際に身体検査が行われていたことを明らかにしている。例えば、ベルリン五輪が開かれた 1936 年に、当時アメリカ合衆国のオリンピック委員会会長だったアヴェリー・ブランデーが全女子選手に対する性別確認検査を要求したことが記録されている (“Medicine: Change of Sex”, 1936)。クーベルタンは、女性の競技スポーツへの参入を「見苦しい」、「奇怪」、あるいは「怪物のよう」だと表現したが、身体を鍛え、スポーツパフォーマンスを磨いたパワフルでダイナミックな動きをする女性の身体は、性別を越境する可能性のあるものとして、監視すべき「モンスターのような存在」として、徐々に監視対象となっていった。

性別確認検査が導入された時、その理由は男子選手が女子選手に扮して出場するのを防ぎ、競技の公平性を担保するためだと説明された。実際に、オリンピックの開催や選手の成績が国家の威信と名誉に関わると見なされるようになってきた 1930 年代から 60 年代頃に男が性別を詐称して女子競技に出場したのではないかと噂されてきたケースがあった。しかし、最近の調査では、そのほとんどはインターセックス (性分化疾患あるいは DSD) の選手であった可能性が指摘されている (Harper, 2019; Heggie, 2010; Berg, 2009)。

また、性別詐称を噂された選手の家族や近い関係者を含め、周囲の誰も彼女らが「元は男だった」と証言していない。逆に、ドイツのドーラ・ラジェンのように競技から引退した後、男性として生きることを選んだ選手もあり、その「性転換」についてはいくつかの記録が残されている。一方で、もし本当に男子選手が競技目的で「女装」しているだけだとしたら、特に有名な選手ともなれば、その周囲がその選手の「正体」について今日まで証言がなく、出生児に「男児」とされた人物であったことについて何も記録がないのは不自然ですらある。

これらの記録と、一定の割合でインターセックス / DSDs の女子選手が存在することを鑑みると、性別確認検査の導入を契機に競技から引退したとされるタマラ・プレス、イリーナ・プレスの姉妹のようなケースもまた、「異性装」をしている「男子選手」だったのではなく、彼女らは女性として生きてきた選手であり、何らかの身体的特徴 (非典型的な外性器の形状であれ、ホルモンレベルであれ) が導入された検査により問題視されると考え競技を離れたとする方が説得力がある。

しかし、性別確認検査の方法や選手に対する人権侵害が強く非難されてきたにも関わらず、「性別詐称の疑い」が一定の現実味をもって語られてきた。IOC は全女子選手を対象にしたそうした検査を 2000 年まで継続し、その後も形を変えながら女子選手の「性別コントロール」は続けられている。これは、女子選手が次々と「男らしい」スポーツに挑戦し、パフォーマンスのレベルを向上させていったパワフルで筋肉質な女子選手の身体に対する「不安」が、そしてジェンダー秩序を下支えしてきた明確な身体能力の優劣というジェンダー規範が揺らぐことへの恐怖が、「弱い女子」を不公平な競争や扮装した男子から「守る」という倒錯したロジックへ、そして性別コントロールのシステムへと転換され、それが今日まで継続されていることを示している。

4. 性別確認検査から高アンドロゲン症規定へ

女子競技の公平性を担保するために「性別詐称を防ぐ」というロジックに変化が起こったのは、南アフリカのキャスター・セメンヤ選手に対する性別確認検査が世界的に問題視された2009年以降である。性別確認検査の制度においてIOCと足並みを揃えてきたIAAFは、90年代以降、全女子選手への検査ではなく、疑義が生じた時だけ検査を課すようになっていたが、セメンヤ選手がその対象となったことが明らかされた。このことがメディアでセンセーショナルに報じられ、またIAAFのスポーツスパーソンが、「セメンヤは男ではないが、100%女ではない」という趣旨の発言をしことで大きな批判を浴びた。さらに、セメンヤ選手と同じレースに出場し、メダルを逃した選手らが、「この種の人々は私たちと一緒に走るべきではない。(中略)私にとって、彼女は女性ではない。彼女は男だ。」「セメンヤが検査に合格できるとは信じていない。(中略)彼女を見れば分かるでしょ」(Clarey, 2009)といった発言をしたことも、議論を加熱させた。

検査結果の詳細は明らかにされていないが(検査が実施されたこと自体明らかにされるべきではなかった)、最終的にセメンヤ選手は競技に復帰した。しかし、2013年にIAAFとIOCは「高アンドロゲン症規定」という新たな性別コントロールを導入し、一般に「男性ホルモン」と呼び習わされているテストステロンの値が女子競技への参加基準として使用されることになった。この新规定の表向きの理由は、「女子に扮した男子を見つけ出すこと」ではなく、「競技の公平性を担保するため」に、「不公平なアドバンテージ」となるレベルのテストステロン値を持つ女子選手を排除することにあるとされた。数値は一般的な男性の下限値である10nmol/lに設定され、それに合わせるためにセメンヤ選手はホルモン値を下げる治療を受けたとされている。しかし、2015年のさらなる基準改定の際にこの数字が5nmol/lまで引き下げられ、さらにその対象となるのが400mから1マイルまでの競技と限定された。³これにより、800mを専門としていたセメンヤ選手は出場資格を剥奪されることになった。

この2度の変更について、「セメンヤ選手を狙い撃ちにした」、「レイシズムだ」との批判もなされている。実際に、全選手に対する検査が廃止された2000年以降、性別確認検査と高アンドロゲン症規定により、検査対象とされたことが公にされている選手は、南アジアまたはアフリカ大陸出身の肌の色の黒い選手ばかりである。これは、発展途上国の特に貧しい地域出身の選手ほど、インターセックス/DSDsとして生まれる割合が高く、また国際大会に出場するまでに婦人科医などで非典型的な性分化についての診断や治療を受ける機会が少ないからだと説明する研究者もいる(Harper, 2019)。しかし、その原因が何であれ、女性として生きてきた歴史を否定され、国際競技大会という舞台で性別に関わる身体的特徴を疑問視され、競技から追放される選手が有色人種に偏っていることは否定できない事実である。そして、経済的・文化的理由によって、西洋医学が「インターセックス/DSDs」と見なす身体的特徴を持つ女性が多いことが「不幸」な出来事であり、スポーツにおける性別コントロールによって「治療」への道が開かれるとするIOCやIAAFの見方は、欺瞞であり西洋中心主義的である。

さらに、性腺切除やホルモン抑制剤の投与という身体に重大な影響を及ぼす治療を施す際に

³この基準変更に至る背景については、井谷(2020)で詳述しているのでそちらを参考頂きたい。

は、それが選手の健康に資すること、治療の具体的な内容、副作用、健康、生活への影響が選手に分かりやすく説明され、選手の合意を得ていること、必要なフォローアップの治療がなされることが最低条件であるはずだ。しかし、それらが十分になされない状態のまま、あるいは副作用を知った上で競技を続けるためにやむを得ず「治療」を受け入れている、つまりスポーツキャリアのために不要な医学介入の受け入れを強いられている事実が選手たちの告発により明らかにされている（The Dark Side Of Sport, 2019）。

終わりに

西洋医学の「性別」に関する知は、シスジェンダーを規範とした性別二元制に基づいて作り上げられ、そこでは非典型的な性分化や性自認のあり方は、「病理」として、医学的介入によって「矯正」されるべき存在とされてきた。そして、近代スポーツに導入された性別確認検査導入の経緯と歴史、高アンドロゲン症規定の現状をジェンダーと人種の視点から考察すると、スポーツにおける「性別コントロール」が白人男性を基準としたジェンダー化され、人種化された性規範（racialized gender norm）を構築・強化する装置として機能してきたことが明らかになる。そこでは、規範から外れる「クィア」な身体が隠蔽され、消滅することで西洋の医学知に基づいた「普通の女」の身体の構築性も同時に不可視化、自然化されることで、エリートスポーツの人種化されたジェンダー秩序が維持されている。

また、性別コントロールの規定は、性別判定の基準を外性器の形状から染色体、そしてホルモンへと、性科学の発達とともに変化してきた。しかし、一見客観的に見えるこれらの基準や検査方法の裏には、クーベルタンやブランデーの時代から続く「ジェンダー秩序の揺らぎ」に対する不安と、身体能力の優劣に基づいて階層化された性別二元制を維持しようとする執拗なまでのパッションがある。20世紀の初めから今日まで、「男の領域」とされたスポーツに参入する女子選手は、性を越境する可能性のある存在として見なされ続け、それが性別コントロールという制度として具現化され、維持され続けてきたのである。

この1世紀近く続けられてきたスポーツにおける「性別コントロール」は、今大きな転機を迎えている。2013年に一度は高アンドロゲン症規定により失格となったインドのデュティ・チャンド選手が当該規定の不当性をスポーツ仲裁裁判所（CAS）に訴え、競技復帰が認められた。チャンド選手に続いて、先述のセメンヤ選手も当該規定の廃止を求めてCASに訴えを起こした。残念ながら現在のところセメンヤ選手の800m走への出場は認められていない。しかし、こうした選手たちの訴えと、彼女らを支えてきた人権活動家や研究者たちの努力はメディアで大きく取り上げられ、2019年は国連の人権理事会（Human Rights Council）での調査が決まった。2020年6月に公表された報告書では、スポーツにおける性別確認検査が深刻な人権侵害であることが認められ、その結論と勧告は、「国は、選手がスポーツに参加するために、不要な医学的介入を受けることを強要する規定の執行を禁止すべきであり、そのような執行が行われたとされるケースについては調査すべきである」（UN High Commissioner for Human Rights）という国の責任まで踏み込んだ内容になっている。これは、国の統括団体が選手の性別確認を行い、「必要」な処置を受けるよう監督することを定めた国際サッカー連盟の性別確認規定（FIFA, 2011）とは正反対の考

え方である。

今回の国連人権高等弁務官の報告書が IOC や World Athletics、FIFA といった巨大スポーツ統括団体にどの程度の影響を与えるか定かではない。しかし、性別二元制に基づいたスポーツ文化における「競技の公平性」が人権侵害の上にしか成り立たないものであるなら、その文化には根本的な変化が求められる。

引用文献一覧

- Berg, V. S. (2009, September 15) . “1936 Berlin Olympics: How Dora the man competed in the woman’s high jump”. *Spiegel International*. Retrieved from <https://www.spiegel.de/international/germany/1936-berlin-olympics-how-dora-the-man-competed-in-the-woman-s-high-jump-a-649104.html>
- Boykoff, J. (2014) . *Celebration capitalism and the Olympic Games*. New York: Routledge.
- Chatziefstathiou, D. & Henry, I. (2012) . *Discourses of Olympism: From the Sorbonne 1894 to London 2012*. New York: Palgrave McMillan.
- Clarey, C. (2009, August 19) . Gender test after a gold-medal finish. *New York Times*. Retrieved from <https://www.nytimes.com/2009/08/20/sports/20runner.html>
- Coubertin, P. (1928, 2000) . ‘Educational use of athletic activity’. In N. Muller (ed.) , *Pierr de Coubertin 1863-1937 – Olympism: Selected writings*. (pp. 184-94) . Lausanne: International Olympic Committee. P.188-9.
- The Dark Side of Sport. (2019) . *Annet Negesa - How the IAAF fails to ensure human rights* [Video file]. Retrieved from <https://www.youtube.com/watch?v=Af4CIrCL3D0>
- Henne, K. E. (2015) . *Testing for athlete citizenship: Regulating doping and sex in sport*. New Brunswick, New Jersey, and London: Rutgers University Press.
- Heggie, V. (2010) . “Testing sex and gender in sports; Reinventing, reimagining and reconstructing histories”. *Endeavour*, 34 (4) , 157-163.
- Harper, J. (2019) . *Sporting gender: The history, science, and stories of transgender and intersex athletes*. Lanham, Maryland: Rowman & Littlefield Publishers.
- Medicine: Change of Sex (1936, August 24) . *Time*. Retrieved from <https://web.archive.org/web/20110408091758/http://www.time.com/time/magazine/article/0,9171,756527-3,00.html>
- United Nations High Commissioner for Human Rights. (2020, June 15) . *Intersection of race and gender discrimination in sport – Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights*. Retrieved from <https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session44/Pages/ListReports.aspx>
- Vignetti, P., Rizzuti, A., Bruni, L., Tozzi, M. C., Marcozzi, P, Tarani, L. (1996) . “Sex Passport” Obligation for female athletes: Consideration and criticisms on 364 subjects. *International Journal of Sports Medicine*, 17, 239-240.
- 井谷聡子 (2020) 「男女の境界とスポーツ—規範・監視・消滅をめぐるボディ・ポリテクス—」 岩波書店『思想 2020 年 4 月号フェミニズム II—労働／国家』 p. 156-175.
- 來田享子 (2010) 「スポーツと『性別』の境界」『スポーツ社会学研究』 18 (2) p. 23-38.

Activities and Issues of Women's Sports Promotion Committees: Policies for Women Empowerment in Sports

Takao OTSUKA
(Bukkyo University)

This study aims to summarize the challenges of women playing and coaching sports from the policies of international organizations and the Japanese government, as well as from several surveys of women's sports promotion committees.

First, this study outlines the policies of international organizations and the Japanese government on how to increase the number of women playing and coaching sports. It shows that they advocate special programs and considerations to promote the involvement of women sports leaders.

Second, it surveys women's sports promotion committees. Based on the analysis of survey responses and interview narratives, the study proposes that there is a need to "empower" women coaching sports.

女性スポーツ推進委員の活動と課題

— 「ささえる」 スポーツにみるスポーツ政策とジェンダー —

大 東 貢 生
(佛教大学)

1. はじめに

この小論の目的は、地方公共団体の非常勤職員である女性スポーツ推進委員に焦点を当て、スポーツ、特に生涯スポーツを「ささえる」立場である女性スポーツ推進委員の状況や活動に対する課題、さらには女性スポーツ推進委員自身が女性のスポーツ活動を促進するためにどのようなことが必要であると考えているのかについて、女性スポーツ推進委員に対するアンケートやインタビューからまとめることにある。

我が国においては2019年のラグビーワールドカップ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1年延期された2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年の関西ワールドマスターズと国際的な競技大会が連続し、国はこの3か年のレガシーとして、スポーツ基本法にある「スポーツ立国」の形成のために、様々なスポーツ政策を展開している。ここで取り上げるスポーツ推進委員はスポーツ基本法に定められた地方公共団体の非常勤職員としてスポーツ政策、特に生涯スポーツ政策の一翼を担うものとして期待されている。

この生涯スポーツ振興においては「女性のスポーツ参加・参画」が課題の一つとなっている。女性は学校スポーツを含め生涯にわたりスポーツを行うことが男性と比較して少なく、さらに女性のスポーツ指導者が少ないという現状がある。スポーツ領域におけるジェンダー平等のためには女性のスポーツ環境を整備し、女性のスポーツ参加・参画を「ささえる」ことが今後の課題となっている（文部科学省 2017）。

こうした女性のスポーツ参加・参画を「ささえる」立場にあるスポーツ推進委員は「生涯スポーツのコーディネーター」（全国スポーツ推進委員連合 2014）とされるが、女性のスポーツ推進委員もまた少ない現状にある（柳沢和雄 2019）。女性スポーツ推進委員の現状と課題をまとめることで、第二期スポーツ基本計画に謳われる、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加・参画の推進のために何が必要とされているのかについて検討していきたい。

2. ジェンダーとスポーツ政策

女性のスポーツ参加・参画、特に女性のスポーツ指導者の育成を推進するためにこれまでどのような政策が行われてきたのであろうか。ここではスポーツ政策の領域においてジェンダーの視点から何が語られてきたのかについて、国際社会と日本のスポーツ政策の経緯と現状をまとめた。

1) 国際社会の動向

1979年の第34回国際連合総会において採択された「女子のあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)では、女性のスポーツ参加・参画に関連して「スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会」(第10条)「レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利」(第13条)に対する適切な措置を条約締結国に求めている(内閣府男女共同参画局 2020a)。では国際社会においてはどのような措置を行ってきたのであろうか。以下では、国際連合、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)、国際オリンピック委員会(IOC)、国際女性スポーツワーキンググループ(IWG)における提言等を見ていきたい(スポーツ庁 2020a)。

国際連合では、1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」において、女性のエンパワーメントに関するアジェンダとして12の重大問題領域が設定され、それぞれについて戦略目標と政府やNGO等のとるべき行動指針が示されている。スポーツ領域においては、ジェンダーに配慮した施設やプログラムの確立、スポーツ及び身体活動のすべての分野における女性の地位向上、女性の健康を促進する予防的プログラムの強化や教育現場における女子の平等なスポーツ参画について適切な措置を取ることを求めた(内閣府男女共同参画局 2020b)。さらに2000年に開催された国連特別総会「女性2000年会議」での「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても、「文化、娯楽、スポーツにおいて、また国内、域内、国際レベルのスポーツや体育活動の参加に当たり、これらへのアクセス、トレーニング、競技、報酬、賞などへの平等な機会を女性や少女に確保する」ことを国内・国際レベルで取るべき行動としている(内閣府男女共同参画局 2020c)。

国際連合教育科学文化機関では、1978年の総会で採択した「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」を2015年に大幅に改訂し、その第一条において「すべての人は、人種、ジェンダー、性的指向、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国民もしくは社会的出身、財産、その他一切の理由に基づく差別を受けることなく、体育・身体活動・スポーツを行う基本的な権利を持っている」とし、女性や少女が体育・身体活動・スポーツに参加する適切で安全な機会が提供されなければならない、管理・意思決定レベルに参画するための平等な機会は、すべての少女と女性にとって積極的に守られなければならない権利であると謳っている(文部科学省 2020)。

また、国際連合教育科学文化機関加盟国・準加盟国地域のスポーツ担当大臣やスポーツ界のステークホルダーが集まる体育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS)が実行指向型の提言を出すことを目的として1976年から開催されている。2013年5月に開催された第5回大会(MINEPS V)では「ベルリン宣言」が採択されている。「ベルリン宣言」においては、ジェンダーの主流化の重要性や障がいを持つ女性のスポーツ参加、文化や社会的規範を考慮した適切な施設や器具及び服装への留意、意思決定ポジションにおける女性の増加などについて提言がなされている(スポーツ庁 2020a)。

さらに、2017年7月に開催された第6回大会(MINEPS VI)において採択された「カザン行動計画」では、スポーツを通じたジェンダーの平等と女性のエンパワーメントは国内外のスポーツ政策における重点要素であり、国際連合が定める「持続可能な開発目標(SDGs)」への貢献を最大化するために重要であることが明記されている。その5つのアクションのひとつとして「女

性・スポーツ・体育・身体活動のための国際モニタリング機関の設置に関する実現可能性の研究」の実施が示されている（スポーツ庁 2020a）。

国際オリンピック委員会においては、「オリンピック憲章」の第2章「IOCの使命と役割」の第8項において「男女平等の原則を実践するため、あらゆるレベルと組織において、スポーツにおける女性の地位向上を促進し支援する」（日本オリンピック委員会 2019：14）とあり、そのためIOC世界女性スポーツ会議が1994年以降計5回開催され、スポーツ界における女性の役割の発信、スポーツにおける男女平等の進捗分析、女性スポーツ発展のための将来の優先順位の決定が議論されている（スポーツ庁 2020a）。

第1回IOC世界女性スポーツ会議は1994年にイギリスのブライトンで開催され、あらゆるスポーツの分野で女性の参加・参画を求めた「ブライトン宣言」採択が採択された¹⁾。また第1回会議後、1995年にIOCで組織された、女性とスポーツの振興をめざす政府および非政府組織の統合団体である「国際女性スポーツワーキンググループ」（IWG）はブライトン宣言に沿って積極的な変革を行い、2014年にフィンランドのヘルシンキで開催された第6回世界女性スポーツ会議において「ブライトン宣言」を見直した「ブライトン・プラス・ヘルシンキ宣言」を採択した。この宣言では「スポーツや身体活動のあらゆる面において、女性が最大限に関わることを可能にし、尊重するスポーツ文化を発展させること」（田原淳子 2015：205）を目的とし、10の原理・原則として、①社会・スポーツにおける公平と平等、②施設・設備の配慮、③学校体育・青少年スポーツにおける平等、④スポーツへの参加促進、⑤ハイパフォーマンススポーツへの参加、⑥スポーツにおけるリーダーシップの発揮、⑦スポーツ指導者等に対する教育・啓発、⑧調査研究及び情報提供における平等、⑨資源（人的・物的）配分における配慮、⑩国内・国際活動における連携・協力について行動することを求めている（スポーツ庁 2020a）²⁾。

特に、女性のスポーツ指導者に関しては、「ブライトン・プラス・ヘルシンキ宣言」の原理・原則の「スポーツにおけるリーダーシップの発揮」において「すべてのスポーツとスポーツ関係組織の指導者の地位や意思決定の場における女性の数は、依然として不足した状態が続いている」とし、「すべてのレベルにおいて女性の、コーチ、アドバイザー、意思決定者、役員、管理者、そしてスポーツ職員を増やすための方針やプログラムを策定し、またそのような仕組みを作るべきである」と述べ、「女性リーダーの募集、指導、権限付与、報酬、その保持に特別な配慮を行わなければならない」（田原 2015：207）と述べている。

以上、国際社会の動向を、国際連合、国際連合教育科学文化機関、国際オリンピック委員会、国際女性スポーツワーキンググループにおける提言等について概観した。1979年の女子差別撤廃条約以降、さまざまな国際機関が女性のスポーツ参加・参画について提言や行動変革を行っていることが見られた。特に女性のスポーツ指導者に関しては、その増加に関して特別なプログラムと配慮を行うことが必要であるとの提言は女性のスポーツ参画の促進に重要であると考えられる。

2) 日本の現状

上記国際社会の動向に関連して、日本では女性のスポーツ参加・参画、特に女性スポーツ指導者への政策としてどのような展開がみられるのであろうか。以下では、男女共同参画政策とスポー

ツ政策からまとめたい。

日本の男女共同参画政策の原則となる男女共同参画基本計画は1999年に最初の計画がなされ、以下5年ごとに内容が改定され2004年に第二次、2009年に第三次、2014年に第四次男女共同参画基本計画が策定されている。男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の形成に当たっての具体的施策の方向を定めている。女性スポーツへの言及については、第一次計画では、第2部の8「生涯を通じた女性の健康支援」の「(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進」内の、「ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援」の項目の「子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進」において、「女性のニーズにも対応したスポーツ活動を日常的に行う場として期待される、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進する」が政策課題としてあげられている（内閣府男女共同参画局 1999）。

第二次計画でも、第2部の8「生涯を通じた女性の健康支援」の「(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進」において、「スポーツ活動を通じた健康の保持増進を図る」とあり、「イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援」として、「女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進」が掲げられている。その内容として「地域における日常的なスポーツ活動を推進するとともに、地域のスポーツ指導者について各自治体が養成・活用に努めるよう支援すること」が政策課題としてあげられている（内閣府男女共同参画局 2004）。

第三次計画では、第10分野「生涯を通じた女性の健康支援」の6「生涯にわたるスポーツ活動の推進」として「男女が自らスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。また、スポーツ団体における女性の参画拡大を図る」とあり、具体的施策として、担当を文部科学省として「総合型地域スポーツクラブの全国展開」「男女を問わず地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材（中略）支援」「スポーツ団体において男女を問わずスポーツ指導者を育成することや、新たに策定するスポーツ団体の組織運営に関するガイドラインに基づき、スポーツ団体の実態を踏まえた女性の団体役員等への積極的な登用を推進する」「身近な地域で健康づくりを図るための環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する」「女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチングなどの研究開発を実施する」とある（内閣府男女共同参画局 2009）。

第四次計画では、具体的政策のⅡ「安全・安心な暮らしの実現」の第6分野「生涯を通じた女性の健康支援」の項目として「スポーツ分野における女性活躍の取組の推進」がある。施策の基本的方向としては「生涯にわたる女性の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するとともに、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどの課題に鑑み、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。その際、男女の健康状況や運動習慣が異なることを踏まえた取組を進めることができるよう、スポーツ指導者においても、女性の参画を進める必要がある。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境の改善を推進する」として、具体的な取り組みのひとつとして「スポーツ指導者における女性の参画を促進」し女性スポーツ指導者の割合を30%にする目標に向けて、「スポーツ関係団体

等に対し、各団体の実態を踏まえ、女性の活躍状況の把握・分析、女性の登用等に関する目標設定、これらに関する情報開示（見える化）を要請する」とある。こうした取り組みにより数値目標の実現を狙っており（表1）、スポーツを通じた女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参画

	現状	5年後の目標値
20～64歳（男女別）	男性：20.9% 女性：17.5%	男性：33% 女性：30%
65歳以上（男女別）	男性：42.4% 女性：35.7%	男性：56% 女性：46%
1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合	中学校女子：79.0% 中学校男子：92.9% 小学校女子：87.0% 小学校男子：93.4%	中学校女子：80% 中学校男子：95% 小学校女子：90% 小学校男子：95%

参照：「第4次男女共同参画基本計画」pp37

表1：運動習慣のある者の割合

の促進のための環境を整備する必要性を要請している（内閣府男女共同参画局 2014）。

以上から、男女共同参画基本計画においては、女性の健康増進という分野において、女性のスポーツ参加の促進に加え、女性のスポーツ参画、女性スポーツ指導者の育成・支援に対する施策が展開してきていると考えられる。

次に、スポーツ政策について見ていきたい。スポーツ政策において根拠となるのは、2011年に制定された「スポーツ基本法」である。スポーツ基本法は、1964年の東京オリンピックを控え1961年に制定された「スポーツ振興法」を、2020年の東京オリンピックを目指して2011年に改正したものである。その前文では「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とし「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と述べる。このため「スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する」（スポーツ庁 2020b）と謳う。スポーツ振興法が競技スポーツ中心であったのに対して、スポーツ基本法では生涯スポーツ、障がい者スポーツ等、スポーツに関わるすべての機会を推進することが重要であるとされる。

こうしたスポーツ基本法の趣旨に基づき、国は2012年に第一期スポーツ基本計画を、2017年に第二期スポーツ基本計画を策定している。第一期計画では、今後十年間を見通したスポーツ推進の基本方針として、①子どものスポーツ機会の充実、②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備、④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備、⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進、⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上、⑦スポーツ界の好循環の創出、という7つの課題ごとに政策目標を設定している。

第一期計画での女性のスポーツ参加・参画、特に女性スポーツ指導者については「子どもや女性、高齢者、障害者を含む全ての地域住民」とひとくくりに語られている。同時期に策定された第三期男女共同参画基本計画との関連性は見られないようである（文部科学省 2012）。

第二期計画では、今後五年間の中長期的なスポーツ政策の基本方針として、「スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life」をスローガンに、「①スポーツで「人生」が変わる！、

②スポーツで「社会」を変える！、③スポーツで「世界」とつながる！、④スポーツで「未来」を創る！」を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むとし、今後五年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として、「①「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大、②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現、③国際競技力の向上、④クリーンでフェアなスポーツの推進」を掲げている（文部科学省 2017）。

女性のスポーツ参加・参画、特に女性スポーツ指導者については、「②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」での、「(1) スポーツを通じた共生社会等の実現」の項目として「③スポーツを通じた女性の活躍促進」が位置づけられている。この項では女性のスポーツ参加・参画への現状と課題として、図1に見られるように、中学生の女子の21.7%が、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」と回答し運動習慣の二極化が見られること、20代～40代の女性のスポーツ実施率は週1回以上が28.2%と特に低いこと、スポーツ指導者は女性の割合が27.5%と低いこと、スポーツ団体における女性役員の割合が9.4%と低いことがあげられる。このため施策目標として、「女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することによりスポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する」とあり、具体的施策として、「女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理」「女性指導者増加に取り組むとともに、スポーツ団体における女性登用を促進」「女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施」が掲げられている。すなわち、第二期計画においては、女性のスポーツ参加・参画、並びに女性のスポーツ指導者の育成が図られていると言える（文部科学省 2017）。

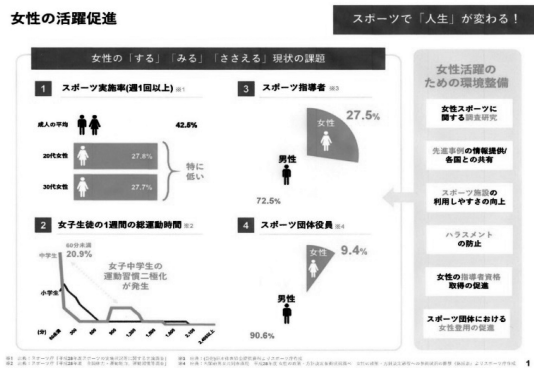


図1. 第二期計画における女性の活躍推進（スポーツ庁 2017a：10）

ところで、第四次男女共同参画基本計画での「スポーツ分野における女性活躍の取組の推進」や第二期スポーツ基本計画での「スポーツを通じた女性の活躍促進」という政策課題は、第二次安倍政権での「女性活躍推進政策」と関連があると言えるであろう。安倍政権の女性活躍推進政策は2013年のスタート時点では「社会政策」としてではなく「経済政策」として打ち出されたが、政策への反発・批判に対する国際的な取組から、女性の雇用増加・労働力としての女性増加という観点と、多様な女性の生き方支援についての行動目標化という2つの流れとなり、それぞれが2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定と、2014年の第四次男女共同参画計画の策定へと進んだ（大東 2016a）。この流れが、スポーツ庁による「スポーツを通じた女性の活躍推進会議」の開催に向かい、第四次男女共同参画基本計画や第二期スポーツ基本計画に影響したと考えられる（スポーツ庁 2017b、2019a、2019b）。

以上、日本における女性のスポーツ参加・参画、並びに女性スポーツ指導者に対する政策について、男女共同参画基本計画並びにスポーツ基本計画から見てきた。安倍政権の女性活躍推進政

策との関連から、第四次男女共同参画基本計画では「女性の健康支援」の観点において「スポーツ分野における女性活躍の取組の推進」が語られ、第二期スポーツ基本計画では、「スポーツを通じた女性の活躍促進」として政策課題となり、女性のスポーツ参加・参画の推進、並びに女性スポーツ指導者の育成が政策課題となっていることが見て取れる³⁾。

3. 女性スポーツ推進委員の活動と課題

ではこうした政策課題は実際のスポーツの現場においてどのように現われているのであろうか。以下では、スポーツを「ささえる」立場である指導者としてのスポーツ推進委員、特に女性スポーツ推進委員に焦点を当て、活動と課題を見ていきたい。

1) スポーツ推進委員の現状

スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法に定められている地方公共団体の非常勤職員である。スポーツ基本法第32条には「市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、スポーツ推進委員を委嘱し「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う」とされている（スポーツ庁 2020）。つまりスポーツ推進委員は「生涯スポーツのコーディネーター」（全国スポーツ推進委員連合 2014）としての役割を期待されているようである。

このコーディネーターとしてのスポーツ推進委員に対しては、2019年にスポーツ庁が決定した新たな制度創設・制度改正も視野に入れた中長期的な施策である「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」においても「1、地域におけるスポーツの環境づくり」の中で「(2) スポーツ推進委員の活用の促進」があげられている。すなわち「スポーツ推進委員には、地域住民や地方自治体の他、地域の体育（スポーツ）協会、障がい者スポーツ協会、レクリエーション協会及び総合型クラブなどスポーツ団体等との連携を進め、コーディネーターとして地域スポーツを推進する役割が期待されている。また、地域住民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進を支援するとともに、地域における障害者スポーツの推進役を担っていくことも求められ」「スポーツ推進委員としてさらなる資質向上を図り、「スポーツ推進委員の知名度の向上を通じ、活躍の場をさらに広げるとともに、人材不足の解消を図ることが必要である」と述べられている（スポーツ庁 2019a：2）。

その具体的方策として、「全国スポーツ推進委員連合と連携し、スポーツ推進委員の資質向上を目的とした、リーダー養成講習会等の研修の内容の充実を検討し」「人材不足の解消のため、スポーツ推進委員の知名度を向上させる方策」とともに「地方自治体から関係機関に対して優れた人材発掘のための働きかけを図る」「地方自治体においては、「地方スポーツ推進計画」等にスポーツ推進委員の役割を位置づけるとともに、スポーツ部局以外の健康部局、障害福祉部局等との連携を進めるとともに、各地域におけるスポーツ推進委員協議会とも協働し、スポーツ推進委員の活用の促進を図る」とある（スポーツ庁 2019a：2-3）。

それでは、スポーツ推進委員は現在どのような活動を行い、どのような課題を抱えているのであろうか。特に女性のスポーツ推進委員に対して何かこれまで言及されているのであろうか。スポーツ推進委員の人数は、柳沢和雄によれば2017年7月31日現在で50,951名であり、その内女性委員が15,759名、男性委員が35,192名であり女性比率は30.9%である。ちなみに1999年におけるスポーツ推進委員である体育指導委員は62,098名中、内女性委員が16,228名、男性委員が45,870名であり、女性比率は26.1%であった。スポーツ基本計画においてもスポーツ推進委員は「男女別では女性の割合が少ない」（文部科学省 2012：26）と指摘されているが、女性比率は向上しているものの依然として少ない現状がある。職業は会社員45.9%、自営業16.0%、公務員6.5%、学校教職員3.9%、非営利法人職員1.4%、その他の職業10.7%、無職15.7%である（柳沢 2019）。スポーツ推進委員の現状を見ると男女とも高齢でリタイアした層が多いことから若年女性は有職者であることが多いと推測される。したがって、他のスポーツ団体での指導者と同じく、女性のスポーツ推進委員が少ない現状があり、結果としてスポーツ分野における「ささえる」スポーツでの女性の参画が不十分な状況でみてとれる。

2) 女性スポーツ推進委員の現状と課題

このスポーツ推進委員の現状と課題について筆者は以前先行研究からまとめを行った。結果、スポーツ推進委員の活動自体の研究がほとんどなされておらず、特に指導者としての役割等についてほとんど研究されていないことが明らかになった（大東 2016, 2017）。したがって以下では、女性スポーツ推進委員に対していくつかの調査を行い、その結果から女性スポーツ推進委員の現状や課題についてまとめを行い、いくつかの仮説を提示したい。

調査は筆者が居住するA府スポーツ推進協議会及びB市スポーツ推進委員会の協力を得て以下の通り行った。①A府スポーツ推進委員協議会理事会での自由記述式のアンケート。2019年7月実施。A府スポーツ推進委員協議会理事会はA府内市町村スポーツ推進委員の役職者で構成されている。理事会内でアンケートを配布し説明を行い、後日回収を行った。出席している女性6名中6票を回収。②B市スポーツ推進委員会での記述式のアンケート。2019年9月実施。委員会内でアンケートを配布し説明を行い、後日回収を行った。女性委員18名中7票回収。③A府スポーツ推進委員協議会役職者1名へのインタビュー。2019年8月実施。④B市スポーツ推進委員会役職者1名へのインタビュー。2019年9月実施。なお、A府スポーツ推進委員協議会理事会は府内市町村の役職者が理事となっているため委員歴が長い年長者が多く、B市委員会は委員歴10年以下の若年者が多い。

アンケートは記述式、インタビューは半構造化面接法にて行い、以下の3項目について主に質問を行った。①女性委員として活動してきて、難しいな・困ったなと感じること。特に仕事や家庭、同僚である男性委員、女性委員などに対して思うこと。②女性がスポーツ推進委員としてもっと活躍するために必要なこと。特に、職場や家庭、男性委員、女性委員、行政、スポーツ団体、地域の人々などに対して思うこと。③女性のスポーツ活動を活発にするために必要なこと。特にスポーツ基本計画において課題としてあげられている30～40代の女性や高齢の女性に対する運動回数の増加に対して思うこと。

調査の結果は次のとおりである。「女性委員として活動してきて、難しいな・困ったなと感じ

ること」は、「親や夫の協力なしではできない」(A 府女性委員)、「子供が小さかったり、介護をしていたり、夫の協力がなかったり、なかなか活動できない」(B 市女性委員)というように「家庭との両立と家族の理解」(B 市女性委員)があげられる。女性が他の地域活動を行う際にも見られる困難が女性スポーツ推進委員にも見られるようである。また、「仕事と両立させるのが難しい」(A 府女性委員)と仕事との両立を上げる回答もあった。さらに「仕事と家庭と活動が重なり、思うように活動参加できない」(B 市女性委員)、「会議は夜なので、会議の日は朝から晩ごはんの準備をして仕事に出ないといけない」(B 市女性委員)と言う回答が見られた。B 市スポーツ推進委員会役職者に対するインタビューでも「全体的に見て、今の女性委員は全員仕事を持ちながら家庭(子育て・介護)等があり、負担が多い」と語っている。

つまり仕事と家庭とスポーツ推進委員の活動の調整が女性委員の負担になっていることが推測される。これは日本社会に見られる「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識が女性スポーツ推進委員においても活動の障害になっていることが示唆される。2014年に内閣府が行った女性活躍推進に関する世論調査での「女性の活躍を進めるための障害」に対する一位の回答「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分でないこと」(50.1%)と重なる状況にある(内閣府 2014)。

さらに「女はだまって男の言うことに従っていたらいいんやと言う言葉を聞く」(A 府女性委員)との記述もあり、男性優位社会において男性に従うことを強要する委員も存在している中で、女性委員の仕事と家庭と活動の調整は一層困難を極めると推測される。

「女性がスポーツ推進委員としてもっと活躍するために必要なこと」については、まず「家族の理解」(A 府女性委員)があげられる。各種世論調査における「女性が活動することに対する周囲の理解」がまずもって必要とされる。それとともに「力を出し合えば何事もうまくいくことを知ってほしい」(A 府女性委員)、「考えることより(与えられた)行事をこなすことが大事だと思っている。まず意識改革をしないと前に進めない」(B 市女性委員)と女性委員自身の意識改革が必要であるという回答も見られた。つまりエンパワーメントの重要性がスポーツ推進委員においても示唆されるのではなかろうか。

一方、「女性としての役割、さまざまな地域活動において、さりげない声掛けや緊張を和らげる雰囲気づくりなど細やかな気遣い」(A 府女性委員)、「大きな事業をするときは男性が前に立ち、ぐいぐいと引っ張っていただき、補佐的なところや気配りなどやフォローなどを女性がしていくと活動に勢いがつく気がする」(B 市女性委員)と、これまで女性に求められてきた役割を活かし、男性とは違った側面から活動することが活躍につながるのではないかとの回答もあった。

「女性のスポーツ活動を活発にするために必要なこと」については、「親子で参加できる活動を実施する」(A 府女性委員)、「保育、子連れのOKの活動」(A 府女性委員、B 市女性委員)と家族との両立を抱えがちな女性たちに合わせて、親子で参加できる活動、保育のある活動の実施について回答があった。こうした活動については、A 府スポーツ推進委員協議会役職者インタビューにおいても「全国スポーツ推進委員連合が行っているファミリー体力測定は家族で取り組むことができるので、子育て中の女性も参加しやすい」と回答している⁴。また「女性だけの活動やイベント」(B 市女性委員)と女子会のように女性だけでの活動を行うと新規参加者が望めるのではないかとの回答もあった。

以上から、女性スポーツ推進委員の活動の課題を3点まとめたい。第一に「仕事や家庭との両立」があげられる。スポーツ推進委員の活動は一般的にみると地域活動やボランティア活動といった社会活動として、仕事や家庭での活動との調整が必要となる。しかし女性活躍推進政策では、仕事での女性リーダーの育成はされているが、社会活動としての女性リーダーの育成があまりなされておらず、特にスポーツ推進委員での女性委員に対する支援はほとんどない。これは、スポーツ推進委員の担当部局が市区町村の教育委員会であり、首長部局である男女共同参画担当部局と異なることも原因と思われる。

第二に女性委員と男性委員の関係性があげられる。「女はだまって男の言うことに従っていたらいいんやと言う言葉を聞く」との記述に見られるように「女性は男性の意見に従うべき」と考えている委員が存在するスポーツ推進委員においては、男性委員が数的に多数を占めるが故に男性中心社会、男性優位社会の構造となっている可能性がある。他の地域団体にも見られる男性の役職者と女性の一般構成員という図式がスポーツ推進委員にも見られるのではなからうか。こうした男性が権力を握る社会の中では、女性委員が「女性と男性で能力の差はない」(B市女性委員)と考えていても「大きな事業をするときは男性が前に立ち引っ張っていただき、フォローなどを女性がしていくと活動に勢いがつく」「女性が一步引いた方がうまくいく」と女性委員自身が考えてしまいがちになるのではなからうか。こうした状況は女性のスポーツ参画が一向に進まない状況になりかねないと考えられる。

一方、第三に「女性であることを活かした」活動があげられる。「考えることより(与えられた)行事をこなすことが大事だと思っている。まず意識改革をしないと前に進めない」と女性委員自身の意識改革や「力を出し合えば何事もうまくいくことを知ってほしい」という女性委員たちの協働は、自分たちが主体的に生涯スポーツに対してできることを考えることで、「女性としての役割、さまざまな地域活動において、さりげない声掛けや緊張を和らげる雰囲気づくりなど細やかな気遣い」のあるスポーツ活動を検討することができると考えられる。こうした女性委員の意識改革による協働が「女性だけの活動やイベント」「親子で参加できる活動を実施する」「保育、子連れOKの活動」等の女性委員の経験にもとづくスポーツ企画につながり、女性のスポーツ参加の新たな地平を生み出すことができると考えられる。

ところで上記の女性スポーツ推進委員の回答や語りに見られる構造は今日の日本社会における一般的なジェンダー格差の現われと考えることもできる。こうしたジェンダー格差を是正するためにはまずは女性スポーツ推進委員のエンパワーメントが必要であると考えられる。すなわち「ささえる」スポーツ領域においては「ささえる」側である女性スポーツ委員に対しても「エンパワーメント」が必要であると考えられる。例えば「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」で言及されていたように、現在全国スポーツ推進連合が主催してスポーツ推進委員リーダー養成講習会が開催されている。この講習会において女性委員のエンパワーメントができれば、女性スポーツ推進委員が「ささえる」スポーツ領域においてさらに活動できる場が広がると考えられる。

4. 要約と課題

この小論の目的は女性のスポーツ参画の状況や課題について、女性スポーツ推進委員に対する

いくつかの調査からまとめることにある。そのため女性のスポーツ参加・参画に対する政策について国際的な動向や日本の現状についてまとめた。国際的な動向においては、さまざまな国際機関が女性のスポーツ参加・参画について提言や行動変革を行っていることが見られた。特に女性のスポーツ指導者に関しては、その増加に関して特別なプログラムと配慮を行うことの必要性が指摘されている。日本の現状においては、「スポーツ分野における女性活躍の取組の推進」や「スポーツを通じた女性の活躍促進」が政策課題となり、女性のスポーツ参加・参画の推進、並びに女性スポーツ指導者の育成が政策課題となっていることを示した。さらには女性スポーツ推進委員に対するアンケート及びインタビュー調査から「ささえる」スポーツ領域における「支援」「エンパワーメント」の必要性について言及した。

一方、以下に4点課題をあげておきたい。第一に、ここで展開した検討は少ない調査件数によりまとめられたものであり、今回の調査結果は限定的である。今後より精緻な調査を行い、一般化を目指すことが必要である。第二に、今回の調査回答者が「仕事と家庭との両立」において「夫や子ども」の存在が前提であることなどに見られるように、既婚女性中心である可能性がある。多様なセクシュアリティを持つ女性たちのスポーツ参加・参画について検討することが次の課題となるであろう。SOGI・SOGIEにもとづいた総合的な政策が求められる現在、SOGI・SOGIEにもとづいた女性スポーツ政策も必要であると考えられる。第三に、スポーツ推進委員全体にも言えることであるが、女性スポーツ推進委員の経験競技が競技スポーツに偏っており、生涯スポーツ社会を目指す中で、特に女性に多いとされる「運動嫌い」に対して「ささえる」ことができるのか、「運動嫌い」の女性と女性スポーツ推進委員はスポーツ領域において「協働」することができるのかも検討する必要がある。第四に、女性スポーツ委員とともに活動する男性スポーツ委員に対するアプローチがある。男性の競技スポーツ経験者が多いスポーツ推進委員の社会は、スポーツにおけるジェンダー体制での身体的な男性性によっても構築されていると言えそうである。であるならば、男性スポーツ推進委員に対する働きかけも女性スポーツ推進委員、さらには女性のスポーツ参加・参画にとって必要であると考えられる。それ故、スポーツ推進委員の「男性」に対する調査も検討する必要があると思われる⁵。

〔註〕

- (1) 日本オリンピック委員会 (JOC) は「ブライトン宣言」を2001年に「第1回アジア女性スポーツ会議」大阪市で開催する際に署名している。
- (2) スポーツ庁、日本オリンピック委員会 (JOC)、日本パラリンピック委員会 (JPC)、日本スポーツ振興センター (JSC)、日本体育協会の5団体は「ブライトン・プラス・ヘルシンキ宣言」を2017年に署名している。
- (3) 第四次男女共同参画基本計画は「女性の健康推進」の中で「女性活躍推進」を述べる一方、第二期スポーツ基本計画では「スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」の中で「女性活躍推進」を述べている。その違いは、「スポーツは人類共通の文化である」というスポーツ基本法をどのように受け止めているのかにあるのかもしれない。
- (4) ファミリー体力測定は文部科学省が2009年から開始した新体力テストを全国スポーツ推進委員連合が2012年より「家族で体力測定会に参加し、それぞれの体力等の状態を確認し合

い、日常生活の中で家族そろってスポーツに親しむ習慣を身につけることにより、体力の向上や心身の健康の保持増進に資する」との目的から全国で実施している事業である（全国スポーツ推進委員連合 2020）。

- (5) シンポジウムの議論にもあったが「運動嫌い」の男性に対するアプローチについても検討する必要があると思われる。そもそもスポーツ領域におけるジェンダー体制において身体的男性性が優位を占めている状況においては、男性スポーツ推進委員は男性の中で優位な立場にある。男性スポーツ推進委員が「運動嫌い」の男性の心情に寄り添いサポートができるのかについては非常に困難なのではなかろうか。スポーツ基本法が「すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画する機会の確保」を謳うのであれば、男性とスポーツのあり方自体も検討する必要があると思われる（大東 2001）。

〔文献〕

- 飯田貴子, 2013, 「日本のスポーツ政策とジェンダー：第2次スポーツ基本計画に向けて」『人間科学部研究年報』(15), 36-50.
- 文部科学省, 2012, 『スポーツ基本計画』.
- , 2017, 『スポーツ基本計画』.
- , 2020, 「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」
(<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1386494.htm>, 2020.5.13.)
- 内閣府, 2014, 「女性活躍推進に関する世論調査」
(<https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-joseikatsuyaku/zh/z08.html>, 2019.9.20.)
- , 2019, 『平成30年度版 男女共同参画白書』.
- 内閣府男女共同参画局, 1999, 「男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/1st/index.html, 2019.9.1.) .
- , 2004, 「男女共同参画基本計画（第二次）」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/honbun.html, 2019.9.1.) .
- , 2009, 「第三次男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html, 2019.9.1.) .
- , 2014, 「第四次男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html, 2019.9.1.) .
- , 2020a, 「女子差別撤廃条約全文」
(http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/joyaku.html, 2020.5.12.)
- , 2020b, 「第4回世界女性会議 行動綱領」
(http://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_kodo/index.html, 2020.5.12.)
- , 2020c, 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」
(http://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_un_initiative/index.html, 2020.5.12.)
- 日本オリンピック協会, 2019, 「オリンピック憲章」
(<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/>, 2020.5.25.)
- 大東貢生, 2001, 「男性スポーツ不適應者からみたジェンダーとスポーツー日本における男性性

- とスポーツ文化の探求に向けてー』『佛大社会学』(26), 104-128.
- , 2016a, 「女性活躍推進政策の展開と課題」『佛教大学総合研究所紀要』(23), 31-45.
- , 2016b, 「スポーツによる地域社会再生の可能性 (1) スポーツ推進委員研究からみた諸課題について」『佛大社会学』(40), 75-81.
- , 2017, 「スポーツによる地域社会再生の可能性 (2) スポーツとソーシャル・キャピタルの関係から」『佛大社会学』(41), 37-42.
- スポーツ庁, 2017a, 『第2期スポーツ基本計画～スポーツが変える。未来を創る。～』.
- 2017b, 「スポーツを通じた女性の活躍促進会議(第1回) 配付資料」
(http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/014_index/shiryo/1393976.htm, 2019.9.20.)
- . 2019a, 「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」
(http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/toushin/1420006.htm, 2019.9.20.)
- , 2019b, 「スポーツを通じた女性の活躍促進」
(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop11/1386856.htm, 2020.5.20.)
- , 2020a, 「女性スポーツに関する国際的な取り組み」
(http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop11/list/1387282.htm, 2020.5.20.)
- , 2020b, 「スポーツ基本法」
(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/1372293.htm, 2020.5.20.)
- 田原淳子, 2015, 「第6回IWG女性とスポーツに関する世界会議にみるスポーツとジェンダーの今日的課題:「ブライトン+ヘルシンキ2014宣言」と第6回世界会議の結論・勧告から」『スポーツとジェンダー研究』13,202-215.
- 柳沢和雄, 2019, 「第9回スポーツ審議会健康スポーツ部会資料 スポーツ推進委員について」
(http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai002/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1414971_06.pdf)
- 全国スポーツ推進委員連合, 2014, 『スポーツ推進委員ハンドブック 生涯スポーツのコーディネーター』昭和商业.
- , 2020, 「研修会・講習」(<http://www.zentaishi.com/workshop/tabid/70/Default.aspx>, 2020.5.20.)

〔謝辞〕

今回の調査に協力いただいたA府及びB市女性スポーツ推進委員のみなさまに厚くお礼申し上げます。

〔付記〕

この小論は、日本ジェンダー学会第23回シンポジウム「スポーツとジェンダー」(2019年9月、同志社大学今出川キャンパス)において報告した「女性スポーツ推進委員の活動と課題ー「ささえる」スポーツにみるスポーツ政策とジェンダーー」を加筆修正したものである。なお、科学研究助成(18H00937、18K11911、18K11908)及び令和元年度佛教大学個人研究助成による研究成果の一部である。

Lifelong sports and gender

Current situation and issues on healthy exercises

Sachiko OGATA
(NPO: AI yoga circle)

In recent years, the importance of sports has been re-recognized and has attracted attention. The number of exercise practitioners is increasing annually, particularly among senior citizens, due to the progress of an aging society and increasing health consciousness. The effect of exercise has become widely known not only for physical education but also for care and dementia prevention. Rather than retiring from sports due to aging, it is now time to become reacquainted with sports because of the same reason.

National and local governments are implementing various sports promotion plans for the elderly to improve exercise habits, extend their healthy life expectancy, and reduce nursing care and medical expenses. One of the initiatives is increasing healthy exercise, which is also actively practiced by private companies; further, local governments are sponsoring their initiatives to promote exercises practiced locally. Among them is the “Lively hundred years old exercise (Iki-iki Hyaku-sai Taiso) ,” produced by Kochi City, which is a local exercise but has spread throughout Japan.

According to the Ministry of Health, Labor and Welfare's National Health and Nutrition Survey, men are more likely to have exercise habits than women (35.9% for men and 28.6% for women) .

However, many women overwhelmingly participate in studio-type group lessons as a form of healthy exercise. Whether it is at a private fitness club or a municipal gym, women are exercising in studios and men in weight-lifting and machine areas. This is true in both the public and private sectors. In the private sector, the increase in women-only studios is also remarkable, and even with programs run by civic gyms, there are many women-only classes. The number of classes clearly targeting women is increasing. Women account for ninety percent of the participants in “Lively hundred years old exercises” in municipalities nationwide, and the same applies to Minoh City, the target area of this study.

However, there are also studies and achievement reports to promote male participation; nevertheless, such research and reports do not seem to be utilized in actual scenarios. Is consideration given to men's care prevention and promotion of mental and physical health? Or is this the result of affirmative action for women with few exercise habits? In this paper, I will explore gender participation and consideration in health exercises.

シニア世代の生涯スポーツとジェンダー

—健康体操参加状況から見る現状と課題—

小 縣 早知子

(AI ヨガサークル)

1. はじめに

近年、スポーツの重要性が再認識され注目されている。高齢化社会の進行や健康志向の高まりから、運動実践者は年々増加し、シニア世代、特に70歳以上の実施率は過去16年で2倍以上に増加している¹。かつては高嶺の花だったゴルフやフィットネスクラブも今では身近な存在になり、高齢者や障がい者が楽しめるスポーツも増えた。体づくりだけでなく介護予防や認知症予防への運動効果も広く知られるようになり、歳を重ねたからスポーツを引退するのではなく、歳を重ねたからこそスポーツに親しむ時代となった。

国や地方自治体は、高齢者が運動習慣を身に着け健康寿命を延伸するため、また介護費や医療費を削減するため、様々なスポーツ振興計画を講じている。その一つが民間企業でも積極的に行われている健康体操で、各地方自治体のご当地体操の制作などを通じて普及に努めている（本研究では、健康体操、イス体操、ヨガ、ストレッチ等、著しい心拍数の上昇を伴わない調整系プログラムを健康体操と呼ぶ）。数ある健康体操の中でも、高知市制作の「いきいき百歳体操」は、ご当地体操でありながら全国に普及しており、2018年には42都道府県1万カ所以上で実施されるほどに広まり、2020年現在も拡大傾向にある。

厚生労働省の「国民健康・栄養調査」平成29年によると、運動習慣を持つ者には男性が多い（一回30分以上の運動を週に1回以上継続的に行う者の割合は、男性35.9%、女性28.6%）。

健康体操は、行政のスポーツ振興計画の一環として全国で推進されているが、健康体操のような教室型グループレッスンの参加者は、圧倒的に女性が多い。民間のフィットネスクラブでも地域の市民体育館でも、教室（ヨガ、エアロビクスなどグループで行う種目）は女性、マシンエリア（ウエイトトレーニングやランニングマシンなど個人で行う種目）は男性、と分れる傾向にある。これは、行政でも民間でも、日本でも海外でもそうである。近年は、ホットヨガスタジオの「LAVA」や30分フィットネスの「カーブス」のような女性専用スタジオの増加が顕著である²。市民体育館のプログラムでさえ女性限定クラスが多数存在しており、女性をターゲットにした教室は明らかに増加している。前述の「いきいき百歳体操」も、どの市町村でも参加者の90%が女性で、男女別参加者数を見る限りは、民間でも行政でも数字を見る限り、健康体操において男性が置き去りとなっている³。

男性の介護予防や心身健康増進への配慮は、十分になされているのだろうか。それともこれは運動習慣を持つ者が少ない女性へのアフターマティブ・アクションの結果なのか。健康体操における男女の参加状況とジェンダー配慮について考察する。

2. 方法

本研究では、シニア世代の生涯スポーツとして健康体操に注目する。

まず、先行研究からシニア世代の運動習慣を概観し、次に、各地域の「いきいき百歳体操」調査・報告から男女の参加傾向を分析する。さらに、大阪府箕面市主催・共催の健康体操教室等のデータから、健康体操への男女の参加状況を明らかにする。最後に、実際の教室で参加者と指導者の現場の生の声を丁寧に聞きとり、数字に表れにくい要因を拾い上げる試みを行う。

多種多様なスポーツの中から本研究が健康体操に注目する理由は以下である。

1) 運動の強度や難度が低く特別な用具や広い場所が不要で、誰でも参加しやすいこと（1人畳一枚の面積で実施可能なものが殆どである）。

2) 地域づくりや介護予防に貢献するため、個人の健康効果だけでなく家族や地域の社会効果も期待できると注目されていること、そのため行政が注力し振興を進めていること。

3) 近年、実施者が増えている種目であること

4) それにもかかわらず、参加者の男女差が大きいこと

である。また、筆者自身が実際に現場の指導者・受講者として長年の経験があり、種目そのものや現場環境に通じていることも一因である。

3. スポーツ実践者の男女比

調査の時期や方法によって数値の差があるものの、運動習慣を持つ者はどの調査でも男性の方が多い。厚生労働省の「国民健康・栄養調査」平成29年では、男性35.9%、女性28.6%、スポーツ庁の「スポーツの実施状況等に関する世論調査」平成30年では、男性57.6%、女性53.0%である。運動習慣を持つ者とは、一回30分以上の運動を週に1回以上または2回以上継続的に行う者と定義されることが多い。

スポーツの種目別実施状況を見ると、第一位が「ウォーキング（散歩を含む）」で、「階段昇降」「トレーニング」「体操」が続いている。第一位のウォーキングは各年代で実施者が増えているが、週に一回以上行う者を年代別にみると、20～30歳代で22.9%、40～50歳代で26.6%に対し、60～70歳代は48.4%でシニア世代の半数近くがウォーキングに親しんでいることが分かる（笹川スポーツ財団「スポーツに関する全国調査2018」）。男女別では、男性が「ウォーキング」「ランニング」「トレーニング」「階段昇降」「自転車」の順、女性は「ウォーキング」「体操」「階段昇降」「トレーニング」「エアロビクス・ヨガ」となっている。「ランニング」「ゴルフ」は男性が女性よりも実施割合が高いが、実施者数は減少傾向にある。「エアロビクス・ヨガ」「体操」は女性が男性よりも実施割合が高く、中でもヨガ実施者の増加率が著しい⁴⁵。この傾向は、多少の変動はあるものの2002～2012年の10年間を通して変わらない。大勝は「運動・スポーツ種目の実施率の男女差について」の中で、種目別の実施率の傾向から、男性の実施率が高い種目は競技系種目、女性はエクササイズ系種目であると分析している⁶。これは、後述の「箕面市総合運動場利用状況報告」においても同様の傾向が10年にわたって見られる。

4. いきいき百歳体操

平成 12 年、第三次国民健康づくり対策「健康 21」が策定された。その基本方針は健康増進法で法制化され、都道府県健康増進計画・市区町村健康増進計画が策定され、全国 1,710 市町村の 70.6%が計画を策定している⁷。

同時期に「ご当地体操」が普及し始める。ご当地体操とは、地方自治体が地域の特色を反映させて制作する一般市民向けの健康体操で、その数は平成 14 年から増加し、平成 18 年には急増する。その後一時減少に転じたものの、平成 25 年以降再び増加している。『全国ご当地体操実態調査 2018』によると、これまでに 47 県 1,916 市町村がご当地体操に取り組み、2018 年現在で 573 自治体 657 体操が制作されている。

しかし、同報告書の中で、調査委員の野川⁸は、ご当地体操は認知度が低いことが問題点のひとつだと述べている。例えば、箕面市のスポーツ教室参加者約 40 名に「地元のご当地体操を知っているか」と尋ねたところ、存在を知っている人は 2 人、内容を知っている（体操を行える）人は 0 人であった。

平成 14 年高知市の理学療法士によって制作された「いきいき百歳体操」は、ご当地体操でありながら全国に普及している。「いきいき百歳体操」は、実施者の心身の健康増進・介護予防のみならず住民主体で開催されるため住民による地域づくりに貢献するとしてその効果が評価されている⁹。2018 年には 42 都道府県 1 万カ所以上で実施されるほどに広まり、パラグアイ、タイなど海外でも実施され、2020 年現在も拡大し続けている。厚生労働省のホームページでも紹介されており、同ホームページのサイト内検索では、「ご当地体操」の検索結果 126 件に対して、「いきいき百歳体操」は 824 件である。2019 年には厚生労働副大臣が高知市を訪問、「いきいき百歳体操」を視察している¹⁰。

「いきいき百歳体操」は、DVD の誘導に合わせて、5 人以上のグループで行う教室型グループレッスンである。筋力トレーニング系の運動が中心であるが、ストレッチ系の運動も行う（口腔トレーニング系の「かみかみ百歳体操」もある）。その体操の大部分は椅子に座って行うが、筋力トレーニングのパートで手足にウエイトを巻きつけて運動負荷をかけるところが特徴的である。参加者は、一本 220g のウエイトを各自で体力に合わせて増やしたり減らしたり調整できる。体力がない人はウエイトを巻き付けなくても良いし、体力のある人はウエイトを最大 10 本 2.2kg まで増やすことも出来る。DVD は毎回同じ内容だが、使用できるウエイトの重さが徐々に上がっていくことが継続へのモチベーションになっているという¹¹。

その DVD は、高知市が基本となるオリジナルのエクササイズ DVD 作成し、他の市町村に貸し出している。貸出しを受けた市町村は、オリジナルの DVD をそのまま視聴することも出来るし、地域に合わせて DVD をアレンジすることも出来る。エクササイズ内容は原則変更できないが、自治体によっては、実演モデル（DVD 内の指導者）に地域にゆかりのある有名人やゆるきゃらなどを起用したり、BGM を地域にゆかりのある音楽にしたり、さながら地元のご当地体操のようなアレンジを施して参加者の意欲を向上させる工夫をしている¹²。こうした自由度の高さも全国の市区町村に普及しやすい原因の一つと考えられる。

地域での導入の際には、住民向けの事前説明会が行われる。説明会では実証試験の結果を数字

と映像を用いて紹介し（エビデンス）、体操の効果を理解してもらおう。住民が体操の内容や効果を理解し納得してから導入されるのである。

「いきいき百歳体操」については、既に多くの報告や調査がなされており、その運動効果や地域づくりの効果については一定の評価があることは既に述べたとおりである。しかしながら、その参加者は全国どの地域でも90%が女性だと言われる。これはどういうことだろうか。

「いきいき百歳体操」の主な運動は、筋力トレーニングである。重量が軽いとはいえ、マシンを使わずに手足にウェイトをつけて負荷をかける運動形態そのものは、男性が好むフリーウェイト・トレーニングに分類されよう。動きにもよるが、片腕2,2kgのウェイトでの拳上運動はシニアにとってはそれなりの重量である。市民体育館でもフィットネスクラブでも、フリーウェイトゾーンは男性が多く、フリーウェイト・トレーニングは男性に人気の運動であると言える。したがって、体操の内容を男性が受け容れられないとは考えにくい。

既に述べたように、エアロビクスやダンス、ヨガなどの教室型プログラムは女性に人気で、参加者の大多数を女性が占める。女性限定の教室も多い。健康運動の継続意欲に及ばず心理的要因について、中村らが行った「ジョギングとエアロビクダンスの比較」調査によると、男性被験者の中には「エアロビクダンスは女性がやるもの」という印象を強く持つものも多く、「エアロビクダンスは楽しいけれど、男である自分が継続して行く気になれない」と言う感想も見られたといい、健康運動の継続意欲に及ばず心理的要因としてジェンダーの影響を指摘している¹³

前述の野川は、『全国ご当地体操実態調査2018』の中で、ご当地体操の問題点を以下のように指摘している。「現状の問題点は、1.参加者の固定化と目減り、2.認知度がなかなか上がらない、3.女性参加者に偏る傾向、4.指導者・指導補助員の育成と確保 に集約出来る」。

しかしながら、「いきいき百歳体操」に関しては、問題点の1、2、4はほぼクリアしていると思われる。参加者は全国に拡大しているし、数あるご当地体操の中でも認知度は抜群である。4についても、直接の運動指導者はDVD中のモデルなので、問題の半分はクリアしていると言える¹⁴。残る問題点は、3の女性参加者に偏る傾向である。

これについて、野川は「中高年男性は、マイペースのセルフ型が増える傾向にあるので、従来の直接指導法よりもラジオ体操的なセルフ形式へシフトしている」と分析している。しかし、当該報告書では、男女の偏りに対する具体的なアプローチまでは示されていない。

一方で、平成27年からいきいき百歳体操を実施している長崎県佐々町の事例報告¹⁵には、「町内会長はじめ、男性への説明を中心に進めると、男性が主になって新たなスタートを切ることができた。男性が納得しやすいエビデンスや取り組みが魅力！」とあり、男性を普及活動の主にする積極的な工夫が奏功している様子がうかがえる。実は、佐々町は「いきいき百歳体操」の前に実施した介護予防活動で男性の参加率が低かったことを問題視しており、その経験から「いきいき百歳体操」の導入時には、「いきいき百歳体操」のエビデンスを活用して男性に納得してもらい、積極的に男性を取り込む工夫をしていたのである。佐々町の報告以外にも、戦略的な取り組みが運動の実施率や継続率を向上させることは、既に多くの先行研究によって明らかにされている¹⁶。これらのことから、取り組み方次第で男性の参加を促進することは可能である。

しかしながら、数あるご当地体操の説明会や報告会、報告書で、佐々町のように男性への働き

かけに関して報告された例は、珍しい。参加者の男女の偏りに言及したのは、上記『地域づくりによる介護予防を推進するための手引』では9自治体中2自治体、健康体力づくり事業財団の『全国ご当地体操実態調査』では21自治体中2自治体であった。

5. 箕面市の教室参加者の男女比

箕面市でも、男性の参加者が少ないことを特に疑問視することもなく、参加者が女性に偏ることに対して「不自然ではない」と捉えている様子であった¹⁷。

同市で「いきいき百歳体操」が導入されたのは、2019年9月である。多くの市町村での導入が行政主導で行われているのに対し、箕面市は市民団体が主導している。というのも、箕面市には、健康福祉部高齢福祉室が主幹の「ゆっくりんぐ体操」というご当地体操があり、2012年頃から同室主導でデイケアサービスなどを中心に普及活動が進められているのである。その認知度はまだまだ高いとは言えず、前述のインタビューで「ゆっくりんぐ体操」知っている2人はともに介護職であった。介護施設を中心に行われている同体操は、身内の介護や介護の仕事と縁遠い人たちにはあまり知られていない。

そこで、箕面市民にとってより身近な市民スポーツ教室の健康体操に注目する。平成30年度、箕面市で実施された60歳以上を対象とした健康体操教室を観察する。

以下は、平成30年度、箕面市内の公共施設（生涯学習センター、保健福祉センター、文化交流センター、ふれあいセンター）で実施された箕面市主催の健康体操教室全116回、のべ1,247名の男女別参加状況である。主幹は、「ゆっくりんぐ体操」と同じ健康福祉部高齢福祉室である。

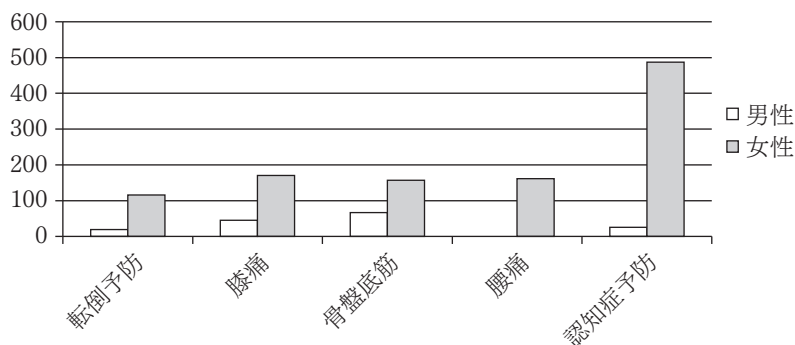
教室内容や会場により差があるものの、圧倒的に女性が多いのが分かる。

表1 平成30年度箕面市健康体操教室 男女別参加状況

体操名（開催回数）	男性（人）	女性（人）	合計（人）	平均参加人数（人/回）
転倒予防（20回）	19	116	135	6.8
膝痛（20回）	45	170	215	10.8
腰痛（20回）	67	157	224	11.2
骨盤底筋（20回）	0	161	161	13.1
認知症予防（36回）	25	487	512	14.2
合計（116回）	156	1091	1247	10.8

箕面市地域保健センター提供「平成30年度健康教室参加人数集計表」より筆者作成

図1 平成30年度箕面市健康体操教室 男女別参加状況



また、表2は箕面市立総合運動場で実施された箕面市共催の教室のうち、高齢者向け教室の参加状況である（「平成30年度箕面市立総合運動場利用状況報告書」より当該教室のデータを抜粋し筆者作成）。これらの教室は箕面市承認事業で、実質的な開催者は指定管理者で民間業者である。こちらは、箕面市子ども未来創造局保健スポーツ室が主幹で、「ゆっくりんぐ体操」や前述の「健康体操教室」と担当部署が異なる。

表2 平成30年度 スポーツ教室 参加状況

教室名	回数 (回)	参加人数 (人)	平均 (人/回)
健康フィットネス (*1)	83	530	6,4
健康ストレッチ	48	396	8,3
健康リズム体操	50	579	11,6
筋力アップ	98	634	6,5
バランストレーニング	48	353	7,4
ラララフィット	48	337	7,0
健康ヨガ	40	584	14,6
健康エアロ&ヨガ	47	518	11,0

平成30年度箕面市立総合運動場利用状況報告書より筆者作成

表2のスポーツ教室参加者の男女別データは得ることができなかったが、表中(*1)の健康フィットネスについては、開講当初からの参加者の記憶から、平成30年度と過去10年間のだいたいの男女比を割り出すことが出来た(表3)。また、同施設で開講中の筆者の担当クラス：パワーヨガ教室、寝ころびヨガ教室のデータを参考に記載する。こちらの2教室は60歳以上限定ではないが、参加者は40～60代を中心に最高齢は86歳で、シニアでも十分に行える調整系プログラムである。年度によって男性参加者の増減が見られるものの、1～2人の変動である。4～12年の長期にわたって同様の傾向を示しているため、表2の各教室の男女比率も同様の傾向であると推察できる。

表3 過去3～12年間のスポーツ教室 男女別参加状況

教室名	平成30年度	男性		女性	
	開講年数	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)
健康フィットネス	平成30年度	4	26	11	74
	過去10年平均	4	26	11	74
パワーヨガ	平成30年度	2	5	38	95
	過去12年平均	2	5	38	95
寝ころびヨガ	平成30年度	3	15	17	85
	過去4年平均	2	10	18	90



参加者への聞き取りと出席簿の記録から筆者作成

箕面市のスポーツ教室では、ここ10年でヨガ教室の数が顕著に増加しているが、表2中、「健康ヨガ」「健康エアロ&ヨガ」は女性限定である。それ以外にも、三館ある箕面市立運動場（便宜上、第一、第二、第三と表記する）で通年開催のヨガ教室で男性が参加できるのは、筆者の担当する「パワーヨガ」と「寝ころびヨガ」のみである。同じ「パワーヨガ」でも箕面市東部に位置する第一運動場は男性歓迎であるが、西部に位置する第二運動場と南部に位置する第三運動場は女性限定で男性は参加できない。そのため、自宅から遠くても第一運動場まで通う男性会員も複数いたが、高台に位置する第一運動場は、三館の中で最も交通の便が悪い。路線バスは1時間に一本しかない上、最寄りのバス停からも険しい急な坂道を登らねばならず、運動習慣の継続という観点からは最も条件が悪い。

Aさん(50代)	持病の改善と体力維持目的でヨガを始めたが、病気の進行とともに坂を登れなくなり退会した。自宅は、坂のない南部の第三運動場の近く。
Bさん(60代)	熱心なヨガ愛好家でヨガ歴も長かったが、病気で車の運転が出来なくなり退会した。自宅は、南部の第三運動場の方が近い。
Cさん(60代)	熱心なヨガ愛好家でヨガ歴も長く、車の運転も不自由しなかったが、最終的には、通所にかかる時間と労力が原因で退会した。自宅は、西部の第二運動場に徒歩で行ける距離 ¹⁸

Aさん、Bさん、Cさんは、いずれも、自宅近くの教室が女性限定でなければ、現在も継続出来たのではないかと思われる事例である。特にCさんは、自宅近くの公共施設が女性限定であることに対して「なぜ、女性限定なのか」「男性はヨガに参加してはいけないのか」としばしば疑問の声を上げていた。

また、Dさん(60代)は、通所に不自由がなく現在も継続しているが、ヨガ教室の女性偏重に不満を表明している。教室の募集案内の写真やイラストが女性ばかりであることやヨガ広告のモデルが女性ばかりであることが男性の参加意欲を阻んでいるとして、募集チラシのイラストを性別不問のピクトグラムに変更するべきだと提案している。

Dさんが問題視するシルエット	Dさんが提案するシルエット
	

箕面市立運動場のスポーツ教室の参加資格には、性別年齢が設けられている。しかし、参加資格には明確なガイドライン等がなく、施設と担当指導者の合議で決定される。

例えば、筆者が担当する季節イベントに「ムーンヨガ」がある。満月の夜に屋外の展望台で行うロマンチックなイベントであるが、その参加資格が2015年までは「18歳以上の女性限定」であった。担当が筆者に変わった2016年以降、「小学4年生以上の男女」に変更された。性別を限定する合理性がないことと子連れでない人と参加できない人を救済すること（小学3年生以下は、就寝時間に障るため除外）を理由に、参加資格の変更を施設管理者に申し出たところ、特に反対もなくすんなり了承された。以降、2020年現在まで同じ参加資格が保たれ、カップルや家族連れ、さらに男性一人での参加が毎年見られる。従前の参加資格では参加できなかった人たちである。

スポーツ教室の参加資格の決定権者である施設にも担当指導者にも、参加資格の性別に疑問を呈するものは殆どいないという。女性限定の教室を担当する現場の指導者たちが男性参加者・参加希望者の声を聞く機会はなく、職場でジェンダー研修が行われることもない。本人たちがジェンダー意識を高める努力をしない限り、日々の業務の中で参加資格の不満や不都合に気付くこともないのである。

6. 終わりに

「体操」や「エアロビクス・ヨガ」が女性に人気がある種目であることは、数十年前から変わらない。そしてそれらの種目は、教室型グループレッスンで行われることが殆どである。女性に人気の種目や教室型グループレッスンを好まない男性が、これらの種目への参加を躊躇ったり拒否したりすることは事実である。しかし、「体操」や「エアロビクス・ヨガ」に参加したい男性が存在することもまた事実である。

女性にターゲットを絞り女性の参加を促進するための様々な開催方法や工夫を行うことは、スポーツ・ビジネスの視点からは、大変効果的である。女性をターゲットにした新興型小規模スポーツ施設の代表とも言えるホットヨガスタジオ LAVA やカーブスジャパンは短期間に店舗数・会員数を急増させ、売上高でも日本のフィットネスクラブの第四位と第五位に急上昇している¹⁹⁾。利益を追求する私企業であれば女性限定の教室運営は納得のアプローチである。

しかしながら、本研究を通して「市民スポーツ教室」や地域社会が行う「いきいき百歳体操」での男女比は、利益を追求する目的からでもなく、運動習慣の少ない女性へのアファーマティブ・

アクションという意識からでもないかと推察される。そうであるならば、行政や地域社会が行う健康体操で男性が参加しづらい環境は改善されるべきであるし、性別によって参加資格すら与えられない状態は早急に解消すべきである。

結論：生涯スポーツの実践においてジェンダーの偏りは存在し、シニア世代にやさしい「健康体操」では、男性の参加率が圧倒的に低い傾向にある。現状では、そのことに多くの自治体や実施団体が気付いていないか気付いていても置き去りにしてしまっている。しかし、男性をターゲットにした積極的なアプローチによって男性の参加が促進された例や参加資格の見直しによって男性の参加する権利が保障された例も報告されている。また、多くの先行研究によって、運動・スポーツの参加や継続に関する提言は数多く行われている。しかし、多くの活動現場ではこうした報告や研究の成果が活かされないままである。健康体操は男性に人気がないからと門戸を閉ざしてしまうのではなく、男性でも参加しやすい環境を整えること、とりわけ性別によって参加資格を奪わないジェンダー配慮は必要である。

毎年のように各地域や地方自治体で健康体操の成果が報告されている。今後シニア世代の男性が気軽に健康体操に親しみ、その運動効果社会効果を楽しむことを願い拙稿を閉じる。

(付記) 本稿は、日本ジェンダー学会第23回大会シンポジウム「スポーツとジェンダー」(2019年9月 同志社大学)にて報告した「シニア世代の生涯スポーツとジェンダー——誰もが心身の健康を増進し生活の質を向上させるための一考察」をもとに執筆したものである。

¹ 笹川スポーツ財団「スポーツライフ・データ コラム」<https://www.ssf.or.jp/report/sldata/tabid/1739/default.aspx>

² LAVA は一部店舗で男性利用可能

³ 吹田市地域包括センターでの間取り(2019年)、株式会社日本能率協会総合研究所『地域づくりによる介護予防を推進するための手引き』2016年 等

⁴ スポーツ庁 平成30年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査について」平成31年2月

⁵ スポーツ庁の調査項目では、「エアロビクス」と「ヨガ」が一種目にまとめられ「エアロビクス・ヨガ」とされているが、実態はエアロビクス実施者が減少傾向にあり、2000年以降ヨガ実施者が著しく増加している。

⁶ 大勝志津穂「運動・スポーツ種目の実施率の男女差について」『スポーツとジェンダー研究13』pp.56-65、2015

⁷ 健康体力づくり事業財団「全国ご当地体操実態調査」

⁸ 野川春夫「ご当地体操の効果的な普及方法に迫る」健康・体力づくり事業財団「全国ご当地体操実態調査」平成30年 pp.23-24。

⁹ 厚生労働省「いきいき百歳体操の取り組み」平成30年、健康・体力づくり事業財団「全国ご当地体操実態調査」平成30年、株式会社日本能率協会総合研究所『地域づくりによる介護予防を推進するための手引』平成28年など

¹⁰ 隣接する吹田市・能勢町のほか、大阪市、尼崎市、伊丹市、島本町などが近隣の自治体では行政主導で導入している。

¹¹ 2015年「いきいき百歳体操 導入説明会」での吹田市地域包括センター職員と理学療法士による説明

¹² 例えば、大阪市は実演モデルに吉本新喜劇の役者を、広島市は広島カープの応援団を、高知市はゆるキャラの「りょうまくん」をそれぞれ起用している。

¹³ 中村恭子、古川理志「健康運動の継続意欲に及ぼす心理的要因の検討—ジョギングとエアロビックダンスの比較—」『順天堂大学スポーツ健康科学研究 第8号』pp.1-13、2004年

¹⁴ 地域によって、教室の運営を担う地域リーダー(ボランティアの世話役)の問題は残る

¹⁵ 「長崎県佐々町～いきいき百歳体操は地域づくり・人づくりの近道～」『地域づくりによる介護予防を推進するための手引』2018, pp.6-8

¹⁶ 小原史朗、松下智之「運動・スポーツの習慣化・継続化に関する調査研究」『愛知工業大学研究報告第50号』平成27年。上岡尚代、橋本和幸、野田哲由、田村哲也、松本揚、藤川晴海、倉光幸司、大澤浩行「本学及び地域連携による高齢者に対する運動介入について～シニアウエルネスサロンの取り組み～」『了徳寺大学研究紀要2019』

2019, pp.221-233. 種田行男「運動習慣を形成・継続するための仕掛けと仕組み」2009。久保克彦、吉中康子、小川嗣夫、木村みさか「中高齢者の運動継続への心理的援助の効果」2006 など、多数の先行研究がある。

¹⁷ 2015年2月いきいき百歳体操住民向け説明会での理学療法士と地域包括センター職員の説明、および2019年8月地域

包括センター職員へのインタビュー回答。

¹⁸第一運動場前に停車するバスは1時間に一本しかなく、そのバスも険しい坂道のふもとで停車する。Cさんは、常々、「第二運動場の前を通って第一運動場まで来るのが納得がいかない」とこぼしていた

¹⁹ホットヨガスタジオ LAVA は、2004年に第一号店をオープンし、2020年1月には430店舗突破。カーブスジャパンは、2005年7月に日本第一号店をオープンさせ翌年6月全国100店舗突破、2019年10月には2000店舗を突破し会員数86万人を超えた（カーブスジャパン会社概要より）。日本のフィットネスクラブの売上高でLAVA 第4位、カーブスジャパン第5位と急上昇している（「日本のフィットネスクラブ売上高 上位15位の推移」FitnessBusiness <https://www.fitnessclub.jp/data/big12.html> 2020年5月30日）

A study of a turning point in recovery in grief process for mothers who lost their children with suicide,— focusing recovery of interpersonal relationships and a confidence in motherhood —

Shigenori KOBAYASHI

(Department of Arts and Sciences , The Graduate School of Seigakuin University)

Abstract

In the present study, we obtained the accounts of mothers who lost their children with suicide. Using these accounts, we investigated a turning point in recovery of interpersonal relationships and a confidence in motherhood in grief process for mothers.

The study subjects comprised a total of 8 mothers and the data obtained from semi-structured interviews were analyzed using the Modified Grounded Theory Approach. Overall, 15 concepts were generated, based on which we created a diagram showing their mutual relationships.

Analyses of diagram and narratives led to (1) a turning point in recovery of interpersonal relationships was to speak of the story of a child and to have befriender to listen attentively, and (2) a turning point in recovery of a confidence in motherhood was to make a bond with and to worship a child.

子どもが自死した母親の悲嘆からの立ち直りの契機についての一考察

—人間関係における立ち直り及び母親としての自信の回復に焦点を当てて—

小林 茂 則

(聖学院大学大学院文化総合学研究科博士後期課程)

1. はじめに

子どもを事故で亡くしたアメリカの臨床心理学者サンダーズは、子どもを亡くす経験を「究極の悲劇」¹と呼ぶ。子どもを自死^{注1}で亡くした親に対して行った実証研究において「自分の人生は粉々になり、自分は失敗者」²であるという親の語りがある。子どもの自死は母親にどのような衝撃を与え、「子どもを自死で亡くした母親」（以下‘母親’という。）はその衝撃からどのようにして立ち直るのであろうか。

自死で親を喪った遺児たちが自らの体験をまとめた本の題名『自殺って言えなかった。』³は自死遺族の特徴の一つを示している。本の解説では死因を言えない理由について「自分が自死遺児であることを他者に知られ、自他の間の普通の人間関係が失われるのを、自死遺児は恐れている」⁴からであると述べている。

自死遺児たちと同様に‘母親’も子どもの自死について語ることは少ない。「平成30年における10～19歳の自殺者数は599人」⁵おり、子ども自死に直面したこれらの‘母親’にとって、自死の衝撃にどのように対処したか、どのように立ち直り・回復^{注2}したかについて、ほかの‘母親’の情報を得ることができるならば、今ある辛さ、悲しさ、苦しみの軽減に役立つに違いない。しかし、流布されている情報は少ない。

子どもを自死で亡くした親ではなく‘母親’に限定して研究対象にしたのは、そもそも「子を産む能力を有する点においては、父親と母親は絶対的に異なる」⁶という違いがあるからである。また「男性は職場以外での時間を、ほとんど確保できていない」⁷から、父親は子育てに関わらないことを日本社会では普通のこととして受け止められてきたからである。さらに「男性と女性は、性別による社会的役割により、悲しみの表し方が異なる。」⁸という研究がある。‘母親’に

¹ Sanders, C. M., *Surviving grief...and learning to live again*. Wiley & Sons, 1992. (=2000, 白根美保子訳『死別の悲しみを癒すアドバイスブック—家族を亡くしたあなたに—』筑摩書房、165頁。)

² Gibson, J., Gallagher, M. & Jenkins, M., The experiences of parents readjusting to the workplace following the death of a child by suicide, *Death Studies*, 34 (6), 2010, p514.

³ 自死遺児編集委員会・あしなが育英会編『自殺って言えなかった。』サンマーク出版、2002。

⁴ 福田義也「自死遺児の心の傷とケアに関する調査・14の発見」自死遺児編集委員会・あしなが育英会編『自殺って言えなかった。』サンマーク出版、2002、229頁。

⁵ 『令和元年版自殺対策白書』厚生労働省、2019、17頁。

⁶ 東村博子「性差とは何か？—ジェンダー研究と生物学の対話」『性差とは何か—ジェンダー研究と生物学の対話—』学術会議叢書14、日本学術協力財団2008、166頁。

⁷ 田中俊之『男性学の新展開』青弓社、2009、78頁。

⁸ Kenneth J. Doka & Terry L. Martin, *Grieving Beyond Gender: Understanding the Ways Men and Women Mourn*, Revised Edition, Routledge, 2011, p126.

限定することにより、子どもが自死することでお互いに不信感や気持ちのずれを感じている夫婦にとって、‘母親’の心情を父親が理解する手助けになり得ると考える。

したがって、‘母親’に焦点を当てた実証研究が蓄積される必要性が‘母親’にとっても、より自死遺族本人の気持ちに沿った自死遺族支援を行おうとする自死遺族支援者にとっても、増大している。

研究の動向として、「自死 (suicide)」、「死別 (bereavement)」、「親 (parent)」、「悲嘆 (grief)」をキーワードにして検索した結果、2019年12月現在、PUB MEDは7件(1960年～2019年)、SCIENCE DIRECTは4件(1960年～2019年)、医学中央雑誌 Web版は5件(1960年～2019年)であった。本研究の先行研究に当たる子どもを自死で亡くした親に対する質的調査による実証研究は少なく、しかもこれらの研究の焦点は子どもを自死で亡くした親の経験の分析に置いており、母親に限定した悲嘆からの立ち直りの分析に焦点を当てたものではない。

その実証研究の分析結果のうち、立ち直りについての記述を列挙すると「しっかりした目的を持てるようになったのは故人との継続的な不思議な効果を示す結びつきによるもの」⁹、「子どもを自死で亡くした親は、亡き子どもとの絆を継続していた。そして、一般的に、子どもを自死で亡くした親は子どもの死をいたみ悲しむことから子どもを思い出し続けることへ移行していく」¹⁰などの自死した子どもとの関係を強調するものや「死別後最も長い時間を経た自死遺族は、いくつかの節目を経て、激しいグリーフの感情を脇に置き、再び自分自身の人生にエネルギーを集中させた」¹¹と自分自身の人生に集中し始める姿が示されている。

本研究は、‘母親’の悲嘆プロセス^{注3}における現象を取り扱い、‘母親’の語りを分析することで、‘母親’にどのような内的な変化が生じ、‘母親’にどのような行動の変化が生じたか、その現出過程を明らかにするものである。本研究は、‘母親’はどのような悲嘆プロセスを経て立ち直り・回復にたどり着くことができるかを明らかにし、自死遺族支援活動の場で活用することを目的とする。本論文では、本研究のうち「‘母親’の人間関係における立ち直りの契機及び母親としての自信の回復の契機」についての検証結果を記述する。本研究の特徴は、先行研究では論じていない、‘母親’の立ち直り・回復の分析に焦点を当てたことにある。

「自死は暴力による突然の死別による喪失に最も似ているが、自死遺族が受ける衝撃はいつも同じとは限らない。」¹²といわれる。子どもが自死した姿を最初に発見した第一発見者が受ける衝撃は突出したものと言われ、第一発見者ではない自死遺族が受ける衝撃とは明らかな違いがある。また自死による死別は、突然であり、予期しないものであり、暴力的であり、トラウマ的であるなどの様々な要因を含んでいる。本研究はそのような多様な自死による死別の実相を明らかにする一助になると考える。

⁹Begley, M., & Quale, E., The lived experience of adults bereaved by suicide: A phenomenological study, *Crisis: The Journal of Crisis Intervention and Suicide Prevention*, 28, 2007, p31.

¹⁰Myfanwy Maple, Helen Elizabeth Edwards, Victor Minichiello & David Plummer, Still part of the family: The importance of physical, emotional and spiritual memorial places and spaces for parents bereaved through the suicide death of their son or daughter, *Mortality: Promoting the interdisciplinary study of death and dying*, Volume 18, 2013, p65.

¹¹Fielden, J. M., Grief as a transformative experience: Weaving through different life worlds after a loved one has completed suicide, *International Journal of Mental Health Nursing*, 2003, p79.

¹²John R. Jordan and John L. McIntosh, "Is Suicide Bereavement Different? A Framework for Rethinking the Question," John R. Jordan & John L. McIntosh (Eds.), *Grief after suicide: Understanding the consequences and caring for the survivors*, New York, Routledge, 2011, p36.

筆者自身、自死遺族支援組織で自死遺族の支援活動を続けており、この‘母親’に焦点を当てた実証研究が‘母親’や‘母親’の支援活動を行う支援者等に何らかの役に立つことを意図している。

2. 方法

1) 研究対象者

研究対象者は、子どもを自死で亡くした母親であり、心身ともに安定し自らの体験を語る意思のある、死別後10年以上経過し、社会活動を積極的に行っている者とする。

研究対象者を死別後10年以上とした理由は、自死による死別後、3年～5年の間に激しい悲嘆感情などの困難な状態が急激に穏やかになるという研究結果¹³があるからである。また、死別後10年以上を経て、社会活動を継続的に行っている者は、心身ともに安定して自らの体験を語ることが可能であると判断したからである。

当初、母親10人（うち夫婦5組）に対して面接インタビューを実施したが、「データの範囲に関する方法的限定」^{注4}を行って、インタビュー時点で継続して社会活動を行っている母親8人について、分析を行った。研究対象者の概要は表1に示すとおりである。

表1 研究対象者の概要

母親	子どもとの死別時年齢	面接時における死別からの経過年数	子どもの性別	子どもの年齢等	子どものきょうだい
a	40歳代	20年～24年	女性	中学生	姉・兄
b	50歳代	10年～14年	男性	高校生	兄
c	40歳代	25年～29年	女性	中学生	—
d	40歳代	10年～14年	男性	中学生	兄・妹
e	40歳代	10年～14年	男性	中学生	姉・弟
f	50歳代	10年～14年	男性	19歳	—
g	50歳代	10年～14年	男性	31歳	兄
h	50歳代	10年～14年	女性	28歳	弟

2) データ収集方法

(1) 調査期間

2014年12月～2017年2月まで

(2) 調査方法と内容

まず依頼書及び面接調査の概要を内諾者に送付した。電話あるいはメールによって承諾を確認して、面接の日程等の打合せを行った。面接の場所は、研究対象者が指示した場所で行った。一人1回、1時間半から2時間、半構造化面接法による聞き取り調査を実施した。インタビュー開

¹³Feigelman,W.,Jorgan,J.R., & Gorman,B. S.,How they died, time since loss, and bereavement outcomes, *Omega: Journal of Death and Dying*, 58, 2008-2009, p251.

始前に改めて研究目的、研究結果の公表、プライバシー保護などの倫理的配慮を説明し、録音についての同意を得て、同意書に署名を得た。

(3) 聞き取り調査の質問項目

研究対象者が話しやすい経験から時間軸に沿って自由に語られるように配慮した。

- お子さんを亡くされてどのような思いを抱かれましたか
- 理由探しをされましたか、今、思われることはありますか
- 自分を責めることはありましたか、今でも責めることがありますか
- 今、お子さんをどのように受けとめられていますか
- (ボランティア活動等) 社会との関わりのある活動をどのように思われていますか
- 配偶者の感じ方が自分の感じ方と異なると思われたことはありますか

3) 分析方法

(1) 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (Modified Grounded Theory Approach: 以下 M-GTA という。) を用いて分析した。

M-GTA は「社会的相互作用に関係し人間行動の説明と予測に関わり、同時に、研究者によってその意義が明確に確認されている研究テーマによって限定された範囲内における説明力に優れた理論」¹⁴ であり、「実践的活用のための理論」¹⁵ であり、「①研究はひとつの社会的活動であり、社会的活動としての研究を問うこと。②研究者は独立した立場の価値中立的存在ではなく常に自身が社会関係にある。③どのように (how) 研究を行うかを問う前に、誰によって (by whom) その研究が行われるかを問う」¹⁶ という性格を持っている。

限定した範囲内ではあるが、「母親」はどのような悲嘆プロセスを経て立ち直り・回復にたどり着くことができるかを明らかにし、自死遺族支援活動の場で活用する目的から適切な分析方法であると考えた。

(2) 分析手順

分析焦点者の設定

分析焦点者の設定について、木下は「修正版 M-GTA ではデータを解釈するときに分析テーマに加えて、分析焦点者も設定する」¹⁷ と述べる。社会学者・M-GTA 研究者の山崎浩司は「分析焦点者の設定によって抽象的な人間集団の視点が意識化され、個別データに向き合っているときでも、その個別性にとらわれ過ぎない距離感で、抽象的な説明力をもった概念を生み出しやすくなる」¹⁸ と述べる。したがって、分析焦点者≧分析対象者なのである。

分析焦点者を「子どもを自死で亡くした母親で、死別後 10 年以上経過しており、社会活動を積極的に行っている者」とした。

¹⁴木下康仁『ライブ講義 M-GTA—実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて—』弘文堂、2007、69頁。

¹⁵同上、69頁。

¹⁶木下康仁『グラウンデッド・セオリー論』(現代社会学17) 弘文堂、2014、131頁。

¹⁷木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—』弘文堂、2003、138頁。

¹⁸山崎浩司「M-GTA の考え方と実際」末武康弘、諸富祥彦、得丸智子、村里忠之編『主観性を科学化する』質的研究法入門—TAE を中心に— 金子書房、2016、62頁。

分析テーマの設定

木下は「分析テーマの設定はデータに密着した分析を行うための作業である」¹⁹と分析テーマの設定について述べる。

山崎は、分析テーマの設定における重要なポイントを2つあげる。「第1の局面は、研究の動機、社会的意義、学術的意義の確認や、インタビュー調査ならば質問項目の検討など、研究計画段階の内省と考察を踏まえた研究テーマから分析テーマへの絞り込みである。第2の局面は、データの収集、逐語録の作成・熟読、分析の開始によってデータの特徴を把握した結果、そのデータの特徴に即して行われる分析テーマの修正・確定である」²⁰と山崎は述べる。

本研究において、研究テーマは「‘母親’の人間関係における立ち直り及び母親としての自信の回復」である。収集したデータの特徴と母親の生き方の変化を具体的レベルに絞り込んで、分析テーマを「‘母親’の安心を覚える気持ちの発見に関するプロセス」と改めた。

分析の実際の手順

「①分析テーマと分析焦点者に照らして、データの関連箇所に着目し、それを一つの具体例(ヴァリエーション)とし、かつ、他の類似具体例をも説明できると考えられる、説明概念を生成する。②概念を創る際に、分析ワークシートを作成し、概念名、定義、最初の具体例などを記入する。③データ分析を進める中で、新たな概念を生成し、分析ワークシートは個々の概念ごとに作成する。④同時並行で、他の具体例をデータから探し、ワークシートのヴァリエーション欄に追加記入していく。具体例が豊富にでてこなければ、その概念は有効でないと判断する。⑤生成した概念の完成度は類似例の確認だけでなく、対極例についての比較の観点からデータを見ていくことにより、解釈が恣意的に偏る危険を防ぐ。その結果をワークシートの理論的メモ欄に記入していく。⑥次に、生成した概念と他の概念との関係を個々の概念ごとに検討し、関係図にしていく。⑦複数の概念の関係からなるカテゴリーを生成し、カテゴリー相互の関係から分析結果をまとめ、その概要を簡潔に文章化し(ストーリーライン)、さらに結果図を作成する」²¹

分析ワークシート^{注5}の例示

概念名	子どもを仰ぎ見る
定義	腑に落ちて素晴らしい子どもだったと思えるようになり、子どもを仰ぎ見る関係を築くようになることが母親に安心を覚えさせる

¹⁹木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—』弘文堂、2003、137頁。

²⁰山崎浩司「M-GTAの考え方と実際」末武康弘、諸富祥彦、得丸智子、村里忠之編『「主観性を科学化する」質的研究法入門—TAEを中心に—』金子書房、2016、60頁。

²¹木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—』弘文堂、2003年、236-237頁。

ヴァリエーション	<p>「この子を入れている（お寺の）お坊さんが、この子は観音様の使いでこの世に観音様の勉強で来た子やから、と言われたら、自分たちがすごく救われたような、そんな気がしたのです」(c)</p> <p>「自分のいのちを犠牲にしてもみんなを守ったんだよ家族も友達も。だから誇りに思っていていいよ、みたいなことを言ってもらえて、なんか、その時、涙が止まらなくなって。……そのおばあちゃんが言っていたんだけど、すんと腑に落ちるといふかそうだって、すごいなんか、思えて、そこから軽くなって、高いところから見てくれているように思えるようにはなったかな、と思えて」(d)【最初に注目した箇所】^{注6}</p> <p>(以下略)</p>
理論的メモ	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の子どもが素晴らしい子だったと人に言ってもらうことなどにより、心から子どもを誇りに思い、子どもを仰ぎ見るようになることが母親の心に安らぎをもたらしている。 ・この概念の対極例について、子どもを仰ぎ見る存在として受けとめていない例はなかった。

4) 倫理的配慮

聖学院大学大学院倫理委員会の承認を得た。研究対象者が語りたくないことは語らなくてよいこと、いつでも中断できること、個人名などが特定されないなどプライバシー保護に配慮することの説明を行い、了承を得た。

3. 結果

1) 結果図とストーリーライン

分析の結果、15個の概念（『』で表記）を生成した。その概念の相互の関係を検討し、4個のカテゴリー（《》で表記）と7個の単独の概念を生成した。その分析結果の概要をカテゴリー及び概念を用いて簡潔に文章化したストーリーラインを作成し、さらに結果図を作成した。

(1) ストーリーライン

《子どもの自死》は母親にとって『衝撃的な死別体験』である。一番身近にいたのに子どもの自死を止められず母親の役割を果たせなかったと『自分を責める』。子どもの自死の衝撃は様々な影響を与える。一つは『日常の生活感を失う』ことである。二つ目は《失われる名誉》である。その『失われた名誉』に対して抱く感情に『怒り』がある。三つ目は、母親に『自分を苦しめなくなる』感情が生まれ『これまでの仲間とのつながりが失われる』ことで《母親としての自分の価値観の崩壊》があることである。母親は『失われた名誉を回復したい』気持ちを抱いて『じっとしてられない』と動き回り、子どもの《名誉を回復したい》と願う。自助組織等で『子どものことを話す』ことができるようになり『いろんな人との出会い』が生まれる。子どものことを話すこと等が作用して『子どもに祈る』ようになり『子どもを仰ぎ見る』ことが母親に安心の気持ちを抱かせる。一方でいつまでの消えない『止められたのではないかと今も思う』気持ちを『社会活動が子どもを感じさせる』ことが薄めている。

(2) 結果図 (図1)

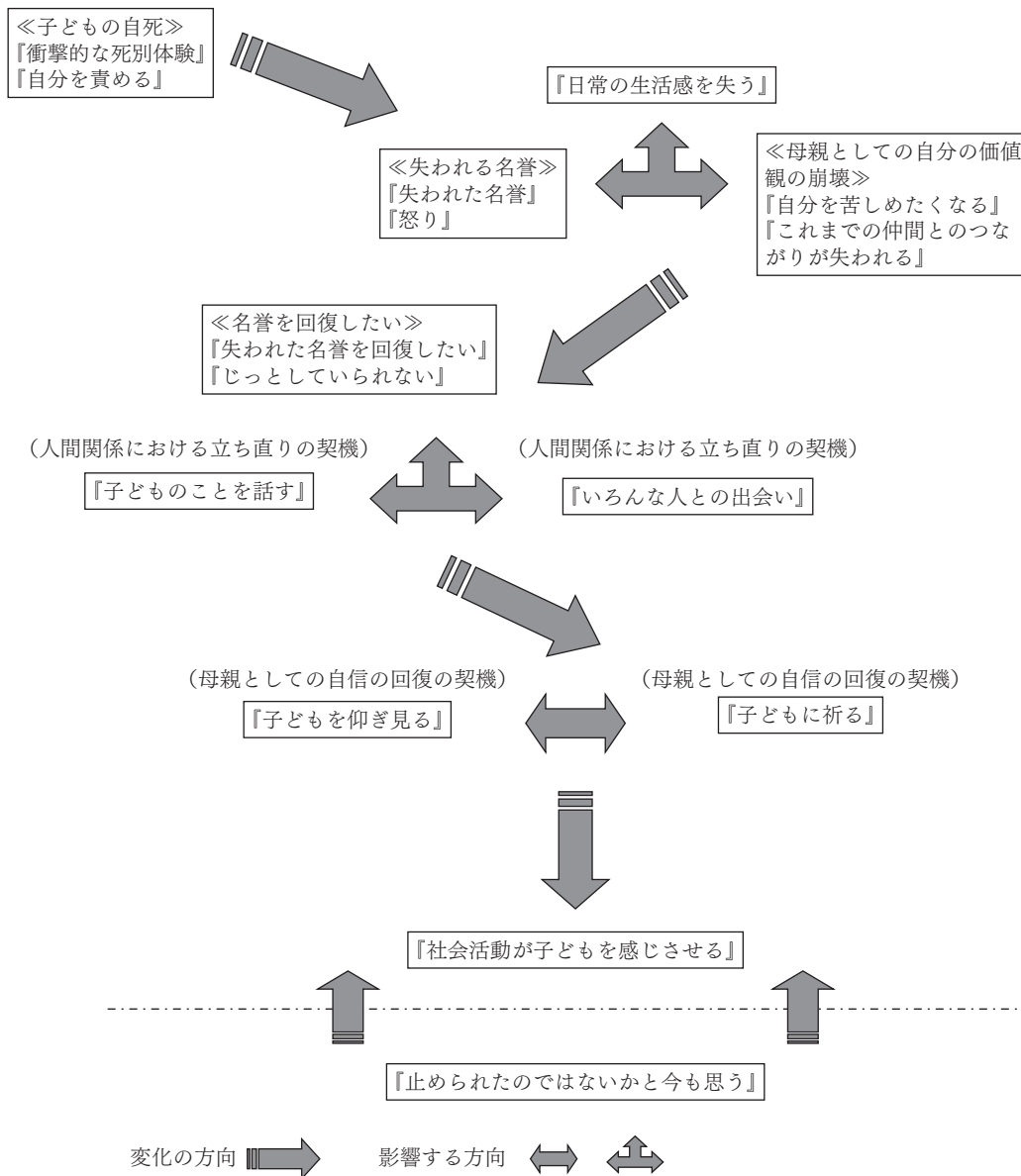


図1 子どもを自死で亡くした母親の安心を覚える気持ちの発見に関するプロセス

2) 人間関係における立ち直りの契機及び母親としての自信の回復の契機

分析テーマを「子どもを自死で亡くした母親の安心を覚える気持ちの発見に関するプロセス」に設定して得られた分析結果 (図1参照) に示された人間関係における立ち直りの契機及び母親としての自信の回復の契機について述べる。

(1) 人間関係における立ち直りの契機

‘母親’は自助組織等で『子どものことを話す』ことにより『いろんな出会い』があることが、人間関係における立ち直りの契機になっていることを見出した。インタビューデータ（鍵括弧・斜字・太字で表記）をあげる。

「私は、自死遺族の支援の会とか、そういうところに行って、同じ遺族の方とかに話す機会があったり……泣ける場所があったり、そういうことで生きていけるのかなと思います」(b)

話す効果には、自分の気持ちを整理し、自分の体験を客観的に眺めることができるようになることがある。死別直後の五里霧中の状態にあり、自分の体験を口にできないときこそ「同じ遺族の方とかに話す機会があったり……泣ける場所があったり」が必要なのである。自分の今の感情を口にできることで、自分の今の気持ちを聴いてもらえることで「生きていける」と思えるようになっているのである。

「当時、私、自助グループの分かち合いにも行っていて……なんともいえない同じ体験をした者同士のほっとした感じというのは、自助グループの中にはあった……それを実は私は体験した……少し躊躇するような話を自助グループでは話しているのです」(g)

「同じ体験をした者同士」が集まる自助組織は、子どものことについて話し合い、聴き合うことによって「ほっとした感じ」を共有できる場であり「躊躇するような話」でも話すことができる場であることを語る。

昔から友人でも子どもの自死を口にできなかった‘母親’であるが、このような分け隔てない人間関係を経験している。新しく始めた友人関係であっても、人との関係が再開されている。これは、死別後、関係を断つあるいは実際範囲を狭めていた人との関係が、立ち直りのきざしを示していることに他ならない。‘母親’にとって自助組織の場での人との交流が人間関係における立ち直りの契機になっていることがわかる。

(2) 母親としての自信の回復の契機

『子どもに祈る』ようになり、『子どもを仰ぎ見る』ようになることで、子どもの母親である自分に対する自信を回復する契機になっていることを見出した。

死ぬことは全くこの世から無くなってしまうことだから、子どもの死を認めることになるから手を合わすことすらできなかった‘母親’が、そうでもないかもしれないと思い始める語りがあ

「最初の数年は手を合わせるができない、自分の子どもに。亡くなったということ認めることになるというか……特に手を合わせたりはしないでずっといたんですけど、七回忌か、契機はそこらへんかなと思うんですけど、七回忌ぐらいの時に、(子どもが)高いところにいると思う(ようになった)」(d)

子どもの存在に気づくことが‘母親’の気持ちを変化させて、子どもの死を受け入れることができるようにさせている。

「息子はそこ（死んだ場所）にいるとは思っていないのだけれど、ただ、みんなを守ってあげてね、と言うようにしているのです」(d)

自死した子どもに対し「みんなを守ってあげてね」と声かけをしていると語る。子どもの何らかの存在に気づき、子どものとの結びつきを感じるようになることが‘母親’の気持ちに大きな影響を与えている。

「この子を入れている（お寺の）お坊さんが、この子は観音様の使いでこの世に観音様の勉強で来た子やから、と言われたら、自分たちがすごく救われたような、そんな気がしたのです」(c)

子どもが「観音様の使い」つまり、苦しみに喘いでいる人々の声を聞いて救いの手をさしのべる慈悲深い存在である観世音菩薩の使いであるとお坊さんから言われることで、‘母親’を「救われたような」気持ちにさせている。

「（そのおばあちゃんが、あの子はね）そんな風に、自分のいのちを犠牲にしてもみんなを守ったんだよ家族も友達も。だから誇りに思っているよ、みたいなことを言ってもらえて、なんか、その時、涙が止まらなくなつて。そういう風に思いたかったけれどなかなか、人が言ってくれることがないんで、でもそんな風に言われてうれしいのと、本当にそうだと思えたんで……すとんと腑に落ちるといふか、そうだって、すごいなんか、思えて、そこから軽くなって、妙に」(d)

「自分のいのちを犠牲にしても、みんなを守った」子どもだったと人に言われた言葉に「腑に落ちる」思いがしている。腑に落ちるほど納得することができたのは、子どもの行為を人から肯定的に受け止めてもらえたからであり、子どもの名誉が守られた思いがしたからであろう。自分でも「本当にそうだと思えた」からこそ気持ちが「軽く」なったに違いない。

子どもを育て上げることができず、自分に対する自信を失っていた‘母親’であるが、自死した子どもが「観音様の使い」と思うことで「救われたような」気持ちになり「自分のいのちを犠牲」にした子どもだと思うことで気持ちを「軽く」させている。これは、母親としての自信の回復のきざしを示していることに他ならない。‘母親’にとって、子どもを観音様あるいは聖者に連なる存在として思えるようになること、子どもを仰ぎ見る存在として思えるようになることが、母親としての自信の回復の契機になっていることがわかる。

4. 考 察

- 1) 人との関係の立ち直りの契機には子どものことを話すことが大きな効果を示していること
「子どもについて話すことができず、口を閉ざし、孤立する」²²‘母親’ではあるが、子どもの

ことを話すことができる場があり、子どものことを話すことができる相手がいることが‘母親’の人の関係における立ち直りにおいて大きな助けになっている。‘母親’は自死遺族同士が自分の今の感情を語り合い、相手の今の気持ちを聴き合うことで、生きていくことができると語る。

息子の事故死を体験しているサンダースは「悲しみを癒すための一番の薬は故人について話すことです。話を聴いてくれる友人、気持ちの分かち合える友人、彼らこそ私たちに与えられた最も貴重な贈り物です」²³と傾聴してくれる友人の大切さを述べる。ロジャーズ研究者の諸富祥彦は傾聴の核心について「ロジャーズの unconditional positive regard とか共感、一致という概念は、治療関係の中で、セラピストとクライアントとが、自分のうちで生じてくるさまざまな心の声のいずれにも—ここでの文脈に即して言うと、『死にたい』気持ちと『生きていたい』気持ち、『悪』に駆り立てられる衝動と『善』への希求いずれにも—ていねいに耳を傾けていく姿勢を意味する」²⁴と述べる。

諸富は、傾聴を経験することで、あるがままの自分を受け入れるようになる理由を次のように説明する。「カウンセリングとは、他者との関係の中で、人がはじめてほんとうの意味で『ひとり』になることができるという逆説的な関係のことなのです。そこで人は、自分の心のメッセージに耳を傾けて、徐々に『これが“自分”だ』と実感できる“自分”を取り戻していくことができます。“自分自身”になっていくことができるのです」²⁵つまり、人との関係を断つあるいは交際範囲を狭めていた‘母親’が、自死遺族同士が自分の感情を語り合い、心を傾けて相手の気持ちを聴き合う傾聴を経験して自分を取り戻すことが、人との関係における立ち直りの契機となっていると考えることができる。自死遺族の自助組織等に参加して‘母親’が経験する傾聴の理論的裏付けにはロジャーズ理論があることがわかる。

2) 母親としての自信を回復する契機には子どもを仰ぎ見る存在として思えるようになることが大きな効果を示していること

(1) 子どもとの絆

配偶者を亡くした日本女性に関する研究調査において「故人の気配を90%の人が感じている」²⁶という研究結果があり、日本女性と死者との濃厚な関わり方を示している。亡き子どもとの絆づくりは「スピリチュアリティ（霊性）の語りを通路にしてこそ、死者との出会いの可能性があるのであり、そこで生者は死者と交流しながら、徐々に死者との和解の道を歩むことができると推し量られる」²⁷と理解することができる。

米国のグリーフ研究者である臨床心理士、心理学者のウォーデンは、遺族が取り組むべき課題として、4課題^{註7}を提示し、その第四課題として「新たな人生を歩み始める途上において、同時

²²Maple M., Edwards H., Plummer D.& Minichiello V.,“Silenced voices: hearing the stories of parents bereaved through the suicide death of a young adult child,”*Health and Social Care in the Community*,2010,p247.

²³Sanders, C. M., *Surviving grief...and learning to live again*. Wiley & Sons, 1992. (=2000, 白根美保子訳『死別の悲しみを癒すアドバイスブック—家族を亡くしたあなたに—』筑摩書房、138頁。)

²⁴諸富祥彦「第3章人格成長論—ロジャーズの臨床心理面接論の批判的発展的検討を中心に—」大塚義孝、岡堂哲雄、東山紘久、下山晴彦監修『臨床心理学全書第3巻臨床心理面接学—その歴史と哲学』誠信書房2005年、157頁。

²⁵諸富祥彦『カール・ロジャーズ入門—自分が“自分”になるということ—』コスモス・ライブラリー、1997、163頁。

²⁶Yamamoto,J.,Okonogi,K.,Iwasaki,T.&Yoshimura,S.,“Mourning in Japan,”*The American Journal of Psychiatry*, 125,1969,p75.

²⁷鳥俣作、加藤敏「東日本大震災における死者の鎮魂を考える—スピリチュアリティ（霊性）の見地から」『現代思想 imago』臨時増刊、青土社、2016、157頁。

に故人との永続的なつながりを見出すこと」²⁸と述べる。子どもとの絆はウォーデンが述べる「故人との永続的なつながり」を意味するであろう。

自死遺族の悲嘆の研究者であるジョーダン「自死遺族にとって故人との関係の学び直しがグリーフの重要なゴールの一つである」²⁹と自死遺族にとって故人との関係の学び直しの重要性について述べる。

‘母親’の語りからも子どもの存在に気づくことが母親’の気持ちを変化させて、子どもの死を受け入れることができるようにさせている。子どもとの絆を感じるようになることが、母親としての自信の回復の前提になっていることがわかる。

(2) 子どもを仰ぎ見る

子どもとの絆を見出した‘母親’は、子どもを仰ぎ見る存在として語っている。観音様の使いとか自分のいのちを犠牲にした聖者とか、自分を超越した存在として子どもを受け入れることで、子どもを救えなかったことに抱き続けてきた強い罪責感が軽くなっている。

グリーフ研究者であり、自死遺族への支援活動を行った精神科医の平山正実「悲嘆プロセスとして5段階モデル^{注8}を提示した。そのV期立ち直り期において、「遺族が故人の肯定的側面を発掘し、信頼関係を再構築し、死者が残された人の心の中で、今ここで生き生きと生きており、生きるものを励まし、勇気づけてくれるものとして位置付けられる」³⁰と述べる。

子どもを仰ぎ見る関係を構築することで、平山が述べるように‘母親’の心の中で、子どもは母親を励まし、勇気づけて、母親に安心を覚えさせている。‘母親’の語りから、母親としての自信を回復する契機となったのは、腑に落ちて素晴らしい子どもだったと思え、子どもを仰ぎ見るようになったことにあることがわかる。

5. まとめ

子どもの自死は‘母親’に大きな影響を与え、これまでのような人間関係を続けることができなくなり、母親としての自信が失われる。‘母親’の語りを分析して、自助組織等でいろんな人と出会い、子どものことを話すことが人間関係における立ち直りの契機になっていることを明らかにすることができた。子どもの存在に気づくようになり、子どもに祈り、子どもを仰ぎ見るようになることが母親としての自信の回復の契機になっていることを明らかにすることができた。

ストーリーラインに「一方でいつまでの消えない『止められたのではないかと今も思う』気持ちを『社会活動が子どもを感じさせる』ことが薄めている。」と記したように、子どもの自死を止められたのではないかと悔いはいつまでも消えることがなく、子どもが自死した底知れぬ空しさが社会活動を行う動機になり、社会活動を行い子どもを身近に感じることでその空しさを薄

²⁸James W. Worden, *Grief Counseling and Grief Therapy: A Handbook for the Mental Health Practitioner*, Fourth Edition, Routledge, 1993/2008 (=2011, 山本力監訳『悲嘆カウンセリング—臨床実践ハンドブック』誠信書房、第4版、vi頁。)

²⁹Jordan, J, "9 Chapter: Principles of Grief Counseling with Adult Survivors," Jordan, J., & McIntosh, J. edited, *Grief after suicide: Understanding the consequences and caring for the survivors*, New York, Routledge, 2010, p200.

³⁰平山正実『自死遺族を支える』エム・シー・ミュージズ、2009、36頁。

めている。

本研究は、自死遺族を支援する活動の場において活用し、実証することを考えている。本研究のような自死遺族に関する実証研究が蓄積されることで、自死遺族に関する情報不足が一因となって起きる「遺族の気持ちからかけ離れた、時によるとむしろ、悲しみを抱いた人の心を逆なでし、傷を深めている」³¹ ような事例を減らすことができると考える。また、‘母親’の心情を父親が理解するのに役立つと考える。

本研究は、‘母親’の人間関係における立ち直り及び母親としての自信の回復に限定して一般化を目指したが、死別後10年以上経過している社会活動を継続している者に限定したことによりヴァリエーションの確保に課題が残された。今後は、社会活動を継続していない自死遺族などに範囲を広げて、研究を重ねることが必要である。

謝辞

調査にご協力くださいました皆様に厚くお礼申し上げます。

注1) 自死

本稿において自死という用語を用いる。自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）第2において「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」と述べるように「病気や周囲の社会環境の影響で自分は死にたくないのだが、追い込まれてやむを得ず死なざるを得なくなった」³² 行為を表す用語として、「殺」を含む自殺という用語は適切でないと考えており、自死という用語を用いる。

注2) 立ち直り・回復

立ち直り・回復の用語は、病気の状態から「元の良い状態に戻る」と³³と誤解される恐れがあるため、本研究を説明する用語として立ち直り・回復を使用する場合「人間関係における立ち直り」「母親としての自信の回復」という条件を付して使用する。

(1) 立ち直りの定義

子どもの自死の衝撃が‘母親’の人間関係に影響を及ぼして、関係を断つあるいは交際範囲を狭めていた人との関係が再開され、立ち直った状態になること

(2) 回復の定義

子どもの自死の衝撃が‘母親’の世界観、人生観に影響を与え、見失ってしまった子どもの母親である自分に対する自信を回復すること

注3) 悲嘆プロセスの定義

三輪久美子の定義³⁴を参考に「子どもを自死で亡くすという大きな喪失体験をした母親にお

³¹若林一美「悲しみは人それぞれに備わった「とき」—グリーフケアを考えると「人を理解しようとする」と」『地域保健』41(3)、東京法規出版、2010、16頁。

³²平山正実『自死遺族を支える』エム・シー・ミュージズ、2009、18頁。

³³坂口幸弘「死別ケアに関する用語の整理」『緩和ケア』第20巻第4号、青海社、2010、336頁。

³⁴三輪久美子『小児がんで子どもを亡くした親の悲嘆とケア—絆の再構築プロセスとソーシャルワーカー—』生活書院、2010、20頁。

ける死別に伴う感情的、認知的、身体的、行動的反応の変化の過程」とする。

注4) 「データの範囲に関する方法論的限定」³⁵

木下は「修正版M-GTAでは方法論的限定という考え方を導入して分析過程を制御する……grounded on data、データに密着した分析というときのデータは……この限定化によって初めて分析対象となるのである。『このデータの範囲に関する限り……』という限定を維持しないと分析結果がどのようであれまとめきるのは困難となる」³⁶と説明する。筆者が面接インタビューを依頼したのは母親10名、父親7名であり、このうち夫婦が5組いた。分析焦点者を、‘母親’で死別後10年以上経過しており社会活動を積極的に行っている者、と設定し、データの範囲を設定する方法論的限定を行った結果、社会活動を休止している母親などが除かれて研究対象者が‘母親’8名になった。

注5) 分析ワークシート

木下は次のように説明する。「修正版M-GTAでは実際概念生成は、分析ワークシートと呼ぶ書式を使って完成させていく。ワークシートは概念ごとに作成していくので、概念の数だけできることになる。……ワークシートの書式であるが、概念名、その定義、具体例であるヴァリエーション、理論的メモの四つの欄で構成される。」³⁷

注6) 最初に注目した箇所

最初に注目したデータを示していて木下は次のように説明する。「データの中で着目した箇所……とその解釈から概念を生成するのであるが、その時に考え方がある……データの指示的部分から概念を生成するには、『一から十を創る』式の包括的考え方を表しているのである。どういふことかという、ひとつの指示的部分から概念の生成を試みるとき、きっかけとなったデータ部分だけでなくそれと同種のまだ見つかっていない残りの九つのデータがあると考えて、合わせて十の部分の説明できる概念を考えるとということである。」³⁸

注7) ウォーデンの4課題

「課題Ⅰ：喪失の現実を受け入れること、課題Ⅱ：悲嘆の痛みを消化していくこと、課題Ⅲ：故人のいない世界に適応すること、課題Ⅳ：新たな人生を歩み始める途上において、故人との永続的なつながりを見出すこと」³⁹

注8) 平山正実の5段階

「第一期パニック、第二期苦悶期、第三期抑うつ期、第四期現実洞察期、第五期立ち直り期」⁴⁰

引用文献

1) Sanders, C. M., *Surviving grief...and learning to live again*, Wiley & Sons, 1992. (=2000、白根美保子訳『死別の悲しみを癒すアドバイスブック—家族を亡くしたあなたに—』筑摩書房、165頁。)

³⁵木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—』弘文堂、2003、119頁。

³⁶同上、119-121頁。

³⁷同上、187頁。

³⁸同上、179-180頁。

³⁹James W. Worden, *Grief Counseling and Grief Therapy: A Handbook for the Mental Health Practitioner*, Fourth Edition, Routledge, 1993/2008(=2011、山本力監訳『悲嘆カウンセリング—臨床実践ハンドブック』誠信書房、第4版、2011、38-54頁。

⁴⁰平山正実『自死遺族を支える』エム・シー・ミュージズ、2009年、33頁。

- 2) Gibson, J., Gallagher, M. & Jenkins, M., The experiences of parents readjusting to the workplace following the death of a child by suicide, *Death Studies*, 34 (6), 2010, p514.
- 3) 自死遺児編集委員会・あしなが育英会編『自殺って言えなかった。』サンマーク出版、2002。
- 4) 福田義也「自死遺児の心の傷とケアに関する調査・14の発見」自死遺児編集委員会・あしなが育英会編『自殺って言えなかった。』サンマーク出版、2002、229頁。
- 5) 『令和元年版自殺対策白書』厚生労働省、2019、17頁。
- 6) 東村博子「性差とは何か？－ジェンダー研究と生物学の対話」『性差とは何か－ジェンダー研究と生物学の対話』学術会議叢書14、日本学術協力財団2008、166頁。
- 7) 田中俊之『男性学の新展開』青弓社、2009、78頁。
- 8) Kenneth J. Doka & Terry L. Martin, *Grieving Beyond Gender: Understanding the Ways Men and Women Mourn*, Revised Edition. Routledge, 2011, p126.
- 9) Begley, M., & Quale, E., The lived experience of adults bereaved by suicide: A phenomenological study, *Crisis: The Journal of Crisis Intervention and Suicide Prevention*, 28, 2007, p31.
- 10) Myfanwy Maple, Helen Elizabeth Edwards, Victor Minichiello & David Plummer, Still part of the family: The importance of physical, emotional and spiritual memorial places and spaces for parents bereaved through the suicide death of their son or daughter, *Mortality: Promoting the interdisciplinary study of death and dying*, Volume18, 2013, p65.
- 11) Fielden, J. M., Grief as a transformative experience: Weaving through different life worlds after a loved one has completed suicide, *International Journal of Mental Health Nursing*, 2003, p79.
- 12) John R. Jordan and John L. McIntosh, "Is Suicide Bereavement Different? A Framework for Rethinking the Question," John R. Jordan & John L. McIntosh (Eds.), *Grief after suicide: Understanding the consequences and caring for the survivors*, New York, Routledge, 2011, p36.
- 13) Feigelman, W., Jorgan, J.R., & Gorman, B. S., How they died, time since loss, and bereavement outcomes, *Omega: Journal of Death and Dying*, 58, 2008-2009, p251.
- 14) 木下康仁『ライブ講義 M-GTA—実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて—』弘文堂、2007、69頁。
- 15) 同上、69頁。
- 16) 木下康仁『グラウンデッド・セオリー論』（現代社会学17）弘文堂、2014、131頁。
- 17) 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—』弘文堂、2003、138頁。
- 18) 山崎浩司「M-GTA の考え方と実際」末武康弘、諸富祥彦、得丸智子、村里忠之編『「主観性を科学化する」質的研究法入門—TAE を中心に—』金子書房、2016、62頁。
- 19) 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—』弘文堂、2003、137頁。
- 20) 山崎浩司「M-GTA の考え方と実際」末武康弘、諸富祥彦、得丸智子、村里忠之編『「主観性を科学化する」質的研究法入門—TAE を中心に—』金子書房、2016、60頁。
- 21) 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—』弘文堂、2003年、236-237頁。

- 22) Maple M., Edwards H., Plummer D.& Minichiello V., "Silenced voices: hearing the stories of parents bereaved through the suicide death of a young adult child," *Health and Social Care in the Community*, 2010, p247.
- 23) Sanders, C. M., *Surviving grief...and learning to live again*. Wiley & Sons, 1992. (=2000, 白根美保子訳『死別の悲しみを癒すアドバイスブック—家族を亡くしたあなたに—』筑摩書房、138頁。)
- 24) 諸富祥彦「第3章人格成長論—ロジャーズの臨床心理面接論の批判的発展的検討を中心に—」大塚義孝、岡堂哲雄、東山紘久、下山晴彦監修『臨床心理学全書第3巻臨床心理面接学—その歴史と哲学』誠信書房 2005年、157頁。
- 25) 諸富祥彦『カール・ロジャーズ入門—自分が“自分”になるということ—』コスモス・ライブラリー、1997、163頁。
- 26) Yamamoto, J., Okonogi, K., Iwasaki, T. & Yoshimura, S., "Mourning in Japan," *The American Journal of Psychiatry*, 125, 1969, p75.
- 27) 黒鳥偉作, 加藤敏「東日本大震災における死者の鎮魂を考える—スピリチュアリティ(霊性)の見地から」『現代思想 imago』臨時増刊、青土社、2016、157頁。
- 28) James W. Worden, *Grief Counseling and Grief Therapy: A Handbook for the Mental Health Practitioner*, Fourth Edition, Routledge, 1993 / 2008 (=2011、山本力監訳『悲嘆カウンセリング—臨床実践ハンドブック』誠信書房、第4版、vi頁。)
- 29) Jordan, J., "9 Chapter: Principles of Grief Counseling with Adult Survivors," Jordan, J., & McIntosh, J. edited, *Grief after suicide: Understanding the consequences and caring for the survivors*, New York, Routledge, 2010, p200.
- 30) 平山正実『自死遺族を支える』エム・シー・ミュージズ、2009、36頁。
- 31) 若林一美「悲しみは人それぞれに備わった「とき」—グリーフケアを考えると「人を理解しようとする」と」『地域保健』41(3)、東京法規出版、2010、16頁。
- 32) 平山正実『自死遺族を支える』エム・シー・ミュージズ、2009、18頁。
- 33) 坂口幸弘「死別ケアに関する用語の整理」『緩和ケア』第20巻第4号、青海社、2010、336頁。
- 34) 三輪久美子『小児がんで子どもを亡くした親の悲嘆とケア—絆の再構築プロセスとソーシャルワーク—』生活書院、2010、20頁。
- 35) 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い—』弘文堂、2003、119頁。
- 36) 同上、119-121頁。
- 37) 同上、187頁。
- 38) 同上、179-180頁。
- 39) James W. Worden, *Grief Counseling and Grief Therapy: A Handbook for the Mental Health Practitioner*, Fourth Edition, Routledge, 1993 / 2008 (=2011、山本力監訳『悲嘆カウンセリング—臨床実践ハンドブック』誠信書房、第4版、2011、38-54頁。
- 40) 平山正実『自死遺族を支える』エム・シー・ミュージズ、2009年、33頁。

Legal System on Sexual Diversity in Recent Asian Countries

Kozo KAGAWA

(Emeritus Professor, Kobe University)

Recently we can find new legal trend on sexual diversity in Asia after LGBT has been discussed at the conference of Japan Society of Gender Studies on 19 September, 2015.

In 2017 Taiwan's Constitutional Court judged that the existing law defining marriage as a couple between a man and woman is unconstitutional and ordered legislators to revise the law or to enact a new law till May 24, 2019. In the referendum on November 2018, a majority of Taiwan people rejected same-sex marriage, but approved a new law different from Civil Code. As a result, marriage between man and female is covered by the Civil Code, but same-sex marriage is covered by special act on same-sex marriage.

In Taiwan, same-sex marriage became legal on 23 May 2019. Taiwan is the first country in Asia to permit same-sex marriage. Same-sex marriage partner enjoy similar legal protections as those enjoyed by heterosexuals, but same-sex couples can legally raise children only if one party has a biological relationship with them.

Pakistan is a Muslim country with rather conservative ideas of gender roles. But the Supreme Court of Pakistan permitted them to be registered to vote and identified as the third sex and ruled that they should be treated as equal citizens of Pakistan. Under this ruling, the Parliament passed historic Transgender Persons (Protection of Rights) Act on 10 May, 2018. This act ensures the right to be recognized as his or her perceived gender identity.

In India, homosexuality was criminalized during the British rule under Section 377 of Penal Code and Criminal Tribes Act. On 6 September 2018 the Supreme Court of India judged Section 377 of Penal Code as unconstitutional. Since 2014, transgender people have been allowed to be registered as the third sex and protected through social welfare programs. Under Modi government, Transgender Persons (Protection of Right) Act has been effective from January 2020, providing affirmative actions to transgender persons like Scheduled Caste.

In Nepal, Supreme Court stated in 2007 that the criteria for identifying one's gender is based on the individual self-identification. The Constitution effective from 16 September 2015 prohibited discrimination on any ground including sexual orientation and gender identity and provided the right to access to public services for gender and sexual minority. Recently government have a plan to legalize the same-sex marriage.

Thailand is situated as an LGBT-friendly country. But LGBT people are discriminated in job opportunity and promotion. But Gender Equality Act came into effect on 2015 to prohibit discrimination on sexual orientation and gender identity. And cabinet council has backed a bill to recognize same-sex civil partnerships on 8 July 2020.

In conclusion, five Asian countries are trying to prohibit discrimination for LGBT persons.

最近のアジアにおける性の多様性にかかわる法制

香川孝三
(神戸大学名誉教授)

1 はじめに

本学会の第19回大会(2015年9月19日奈良女子大学で開催)においてLGBTに関するテーマで討議⁽¹⁾がおこなわれたが、その後、アジア諸国における性の多様性をめぐる法制度が目に見える形で変化し始めた。その変容を取り上げてみたい。

LGBTにかかわる法制において問題となる論点は以下である。1つ目は同性愛、つまり同性間の性交を犯罪として刑罰の対象となっているかどうか。2つ目は性別の特定をどうするのか、男女以外の性別を設けるのか、性別を変更ができるのかどうか。3つ目は同性カップルにパートナーシップを承認するかどうか、認められる権利義務の内容をどうするのか。4つ目はさらに進んで同性婚を合法とするかどうか、その際に権利義務の内容をどこまで認めるのか、異性婚と同等にするのかどうか。5つ目は性的指向や性自認(Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI)に基づく差別を禁止するかどうか、たとえばSOGIを理由に差別することを禁止する法律を制定するのかどうか、またはLGBTを含めて広くジェンダー平等法(Gender Equality Act)という法律で対応するのか、さらに法律より上位の規範である憲法でどう対応しているのかという問題がある。

アジア8か国(カンボジア、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、モンゴル、ネパール)のLGBTの取り巻く社会や法制度についてまとめた報告書が2014年にUNDPから出版されている⁽²⁾。これらの報告書がだされたのは、国際的にLGBTの権利に関する重要性が認識されているにもかかわらず、アジアでは遅れているという評価がなされているためである。

2006年7月のLGBTやインターセックスの人権にかかわる「モントリオール宣言」(Declaration of Montreal on Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Human Rights)、同じく2006年12月に国連人権委員会(当時)で性的指向および性自認に関して国際人権法をどのように適用させるべきかについての「ジョグジャカルタ原則」が承認されてきた(この原則の一部が2017年11月に国連人権理事会で改正された)。これに対して、アジアではLGBTの権利を促進する動きが少なかつたために、それを活性化させるためにUNDPが支援をして報告書が出された。このような国際的な動きが影響を与えたかどうかはわからないが、アジアでも少しずつではあるが、変わり始めてきていることを本稿で示したい。

2 同性婚を認めた台湾

アジアで最初に同性婚を法律上認めた国として台湾がある。世界では27番目の国にあたる。2019年5月17日に立法院で同性婚の権利を保障する特別法(Enforcement Act of Judicial Yuan Interpretation No. 748)を可決し(賛成66票対反対27票)、5月24日に施行された。タイでも同

様に同性婚を認める法案が成立されるかもしれないと言われながらも成立せず、台湾に先を越された。

台湾では1980年代民主化運動とともに、LGBTの権利獲得運動がおこった。1986年にゲイの祁家威（き・かい）が同性婚を認めるよう立法院に請願したが、公序良俗に反するとして拒否された。この事件から同性婚法制化運動が始まった。それから36年かかって同性婚法制化されたが、1世代分の時間の経過が必要であったことを示している。

1987年戒厳令体制が解除され、政治の自由化がすすみ社会運動が盛り上がってきた。それまで国民党以外の政党の結成が禁止されていたが、その禁止が解かれて野党として民進党が結成され、1989年合法化された。2000年5月20日、民進党は国民党による一党独裁体制を終結させ、政権を掌握した。その民進党は台湾を「人権立国」とする政策を掲げており、その中でLGBTにやさしい国作りを目指した⁽³⁾。国民党の中にも馬英文元総裁のようにLGBTにフレンドリーな政治家は存在していたが、国民党には中国の儒教の考えを持つ政治家が多かったとされている。台湾のクリスチャンは人口の約4%しかいないが、国民党とつながりを持つキリスト教団体は同性婚に反対の立場をとった。もちろんキリスト教団体すべてが同性婚に反対しているわけではなく、同光同志長老会のように積極的に同性婚に賛成のキリスト教団体も存在している。

2003年10月に行政院が「人権保障基本法」の中で、男女間の婚姻と同じ権利を与えるパートナーシップ制を導入し、養子をとることも認める内容を取り込んだが、閣僚や立法委員が反対したために採決されなかった。その後も2004年「同性婚姻法案」が立法院に提出されたが、失敗に終わった。

このときまでに台湾では、性的指向に基づく差別を禁止する2003年「性別平等教育法」、職場における性的指向による差別を禁止する2007年「性別就労均等法」が施行され、徴兵制度では1994年にゲイにも兵役に参加することを義務づける方針を明らかにし、性的指向や性自認に基づく差別を禁止した。このように性の多様性を認める動きが関連する領域で進行している中で、同性婚の合法化が進められた。

同性婚の合法化の前段階として、高雄市と台北市で同性パートナーシップ条例が2015年5月20日から施行された。これは同性カップルにパートナーとしての登録証明書が交付され、パートナーが手術のときに一方のパートナーが同意すれば手術ができる。しかし、相続権は認められていないし、同性婚を法制化するものではない。この条例は各地の地方自治体に広がったが、2017年5月26日、内務省がパートナーシップ登録制度を導入するよう全国の地方自治体に通達を出したこともあって、台湾の人口の94%をカバーする地方自治体に登録制度が採用されている。2016年3月段階で500組以上が登録されていた。2016年12月段階では約2000組が登録したとされている⁽⁴⁾。

2016年12月に同性婚に関する民法改正案が立法院に提出されたが、第一審査は通過したが第二審査には進めなかった。これは2016年の選挙でふたたび民進党が大勝で政権を握ったことを受けての提案であったが、民進党内部にも反対意見があって成立にこぎつけることができなかった。

立法が制定されるきっかけとなったのは2017年5月24日の司法院大法官會議（憲法裁判所に相当）での同性婚を認めない民法の規定を婚姻の自由を認めた憲法22条と法の下での平等を保障

した憲法7条に違反しているという解釈を布告したことであった。

大法官会議は以下のように憲法22条および7条の解釈を示した。憲法22条は、人民の自由および権利は、社会秩序および公共の利益を妨げない限り、均しく憲法の保障を受けると規定されているが、自由の中に婚姻の自由が含まれ、婚姻をするかどうかの自己決定権は、人格の健全な発展および人間の尊厳の保護に関する重要な基本的権利であり、同性カップルにも婚姻の自由は保障されるべきである。民法が、同性の二人が共同生活を営むことを目的として、親密的かつ排他的に永続的な関係を形成することを認めないのは、立法上の重大な瑕疵であるとした。さらに同性婚を認めても異性間の婚姻によって作られた社会秩序に変化をもたらさない。同性カップルの婚姻制度への参入は、すでに婚姻関係にある異性カップルに不利益をもたらさないし、婚姻制度を基盤とする社会秩序に影響を与えないとした。さらに、子を産むことができないことは婚姻の本質的要素ではないので、子を産むことができないことを根拠に同性二人の婚姻を認めないことは、あきらかに合理的根拠を欠いた差別である。

憲法7条は「中華民國の人民は、男女、宗教、人種、階級、党派の別を問わず、法の下に平等である」と定めている。この5つの事由は例示として示されているにすぎず、それがすべてではない。その他の事由、たとえば、身体や精神の障がいや性的指向も憲法の平等権の規範が及ぶとされている。

以上の解釈から、大法官会議は同性婚を認めない民法を憲法違反と判断し、さらに同性婚の法制化を2年以内におこなうことを命じた。2年以内に法的措置が取られない場合、婚姻登記を済ませた同性カップルは法律上の効力を生じ、当事者間には配偶者としての権利義務が発生すると宣告した。

台湾では、性的指向が同性に向かう者は社会の伝統や慣習によって受け入れられず、法律上の排斥や差別を受けてきた。同性愛者は社会的マイノリティとして国民党政権下では、劣位におかれてきたが、民主化の過程で、1997年の第四次憲法改正によって性的多様性が導入された。この変化が台湾において同性婚を婚姻制から排除することを違憲と解釈した背景にあった⁽⁵⁾。

この違憲審査を請求したのが、先に述べた祁家威である。祁は2013年男性パートナーとの婚姻登記を申請したが、行政府（戸政事務所）が不受理とした。行政事件訴訟法にもとづき2015年8月最高行政院の決定で最終的に不受理となった。そこで、民法の婚姻に関する規定は違憲であるとして司法院大法官会議にその解釈を求めた。大法官は15名で構成され、ベテランの裁判官、検察官、弁護士、大学教授、法律の専門知識を持つ政治家が任命されている。この事件では、11人は違憲、3人は合憲、1人が棄権という見解であった。大法官会議はこれまで人権侵害を含む法律を無効として、民主化や人権保障に積極的な姿勢を示してきた歴史があり、同性婚に対する判断はその流れに即したものである⁽⁶⁾。

2018年11月24日の統一地方選挙の際になされた国民投票では、婚姻を異性間に限定する案には賛成多数で可決され、同時に同性婚を民法の改正ではなく特別法によって同性婚を合法化することにも賛成多数であった。

そこで立法院に3つの法案が提出された。蔡英文総裁が率いる民進党のもとで行政府が提出した案、国民党の議員が提出した案（通称同性家族法案）、民進党の議員が提案した案（通称同性結合案 same-sex union）の3つであった。民進党の中にも同性婚に積極的に賛成しないグループ

があり、それが行政院と国民党の案を折衷するような案を提出した。この案は同性婚を認めたくないために「同性結合」という表現を用いていた。行政院の提案の法案の名前には「同性婚」という表記はみられないが、これは反対派を刺激しないように配慮した結果であろうとされている。最終的に行政院の提出した案が可決された。

行政院の提案した法律の特徴は、以下の通りである⁽⁷⁾。

- ① 年齢制限 適用にされるのは18歳以上であり、20歳未満の未成年者は法定代理人の同意が必要である。
- ② 同性カップルに婚姻関係を認める。
- ③ 親子関係 「血縁関係にある子ども」を2人の養子とすることができる。これは、少なくともどちらか一方と血のつながっていない子どもを養子にすることはできないことを意味する。たとえば、レスビアンのカップルの片方が精子の提供を受けて子どもを出産した場合、自動的に親になるのではなく、もう一方のパートナーは新たに養子縁組をする必要がある。第三者の子どもを養子にすることはできない。このことは家族のつながりを重視する台湾の現状を反映しているものと理解される。
- ④ 財産相続権 同性カップルが所有する財産について、夫婦別産制、遺産相続の権利を認める。離婚や一方が死亡した場合には、夫婦の協力によって増加した共有財産は貢献度に応じて分配することになっている。男性や女性、既婚や未婚を問わず、すべてに相続の権利を付与しているが、憲法7条の男女平等の規定に合致している。これを同性カップルの場合にも適用になる。
- ⑤ 離婚 2人双方の同意で離婚することができる。
- ⑥ 国際結婚 国際結婚の場合、それぞれの国で同性婚が認められていれば、婚姻することができる。したがって、日本人と台湾人とのカップルは婚姻できないことになる。

この特別法の施行によって同性婚の数が増加している。2019年5月24日の施行日に526組が登録した。うち185組が男性同士、341組が女性同士であった。2019年7月23日で1173組、うち383組が男性同士、790組が女性同士である。この時点で2組が離婚していた。地域別を見ると、新北市が242組、台北市が198組、高雄市が159組、台中市が141組、桃園市が123組、台南市が89組となっており、都市部に多いことがわかる⁽⁸⁾。

台湾では、大法官会議の決定をきっかけとして、民進党の主導で異性婚のみをみとめる民法と同性婚のみをみとめる特別法の2本立てによって問題を処理した。あえて1本化する方式を採用しなかったことが国民の同意を得やすくなった理由と思われる。なぜならば、国民投票によって過半数以上が民法改正によって同性婚を認めることに反対の意思表示をしており、それを無視することができず、特別法という選択肢を選び、反対意見との折り合いをつけたものと理解される。さらに、養子縁組の問題では血縁関係を重視しており、同性婚が個と個の結びつきだけでは処理しきれず、現実の台湾の親族関係の強さを考慮せざるを得なかったことを示している。同性婚の在り方を定める際に、現実との折り合いをつけて決めざるを得なかったということであろう。

3 トランスジェンダー権利保障法を制定したパキスタン

アジアで最初にトランスジェンダーの権利を保護する法律が成立した国はパキスタンである。ところが、パキスタンでは「パルダ」と呼ばれる女性隔離制度が根強く残っており、性別役割分業が明確に存在している。レイプ被害を含む婚前・婚外交渉や親の承諾のない恋愛に対する名誉殺人の慣習や女性が教育を受けようとする硫酸を投げつけて妨害するという状況がみられる。トランスジェンダーも家族から見放され、殺害や暴行の対象にされたり、硫酸をかけられたりして、社会から排除されてきた。

スンニ派が多数を占めるパキスタンは、これまで同性愛には厳しかった。イギリスの植民地時代に制定された1860年刑法377条によって2年以上10年以下の禁固刑および罰金という重い刑罰を科していたし、1977年には、パキスタンのイスラム化を推し進めることを目的とするフドワード令(Hudood Ordinance)によって、同性愛者は石打ちによる死刑や100回のむち打ち刑の対象となっていた⁽⁹⁾。実際にはこれらの規定によって刑罰を科された事例は少なかったが、警察や私人による同性愛者に対するいやがらせは多かった。その背景には、イスラム教の聖典であるコーランにある預言者ロトの言葉が根拠になっている。「女のかわりに男に対して欲情を満たすことは、まことに言語道断」として、男性同士の親密な関係を諫める記述があるからである。婚姻および家族を守るためにイスラムの価値を尊重するという憲法37条の規定から同性婚は認められないと解釈されてきた。しかし、パキスタンにおいてトランスジェンダーの権利保護のための法律が2018年5月10日に成立された。この法律は成立するまで9年を要している。

パキスタンでは、この法律が制定される前からトランスジェンダーにかかわる法律問題は議論されてきた。2008年ラホール高裁がトランスジェンダーの法的性別の変更を認める許可を出し、2009年のパキスタン最高裁がトランスジェンダーたちが選挙の投票をおこなう場合、「第三の性」として登録することを認める判決を出した。それを受けて、公式に身分証明書に「第三の性」の項目を加えることになった。これらが契機となってトランスジェンダーの権利保護のための法律制定運動がおこった⁽¹⁰⁾。男女とは別の「第三の性」を設ければ、だれが「第三の性」であるかということが明確になる。そのことによって、むしろ差別の対象とされやすくなるので、差別禁止の法律が不可欠になるからである。台湾と同様に裁判所の判決が変化をもたらすきっかけとなった。これは司法によって社会改革や社会正義をもたらそうという司法積極主義の表れとみることができる。特に最高裁判所・高等裁判所における憲法訴訟を通じて社会的弱者の救済を目指す社会活動訴訟(social action litigation)や公益訴訟(public interests litigation)が南アジアに広がってきている⁽¹¹⁾が、トランスジェンダーをめぐる最高裁の判決はその流れに即したものと言えよう。1973年パキスタン憲法184条3項によって直接最高裁判所に、199条2項によって直接高等裁判所に、基本的人権にかかわる問題(最高裁の場合には「公共のために重要な問題」という要件が加わる)を含む訴訟を提起し、政府や機関や人等に指令、命令、令状を出すことが認められている。この規定が訴訟の提起を容易にしている。

インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパールの南アジア社会(インド亜大陸)では、古来から、男でもない女でもない「第三の性」(インドではヒジュラ、ヒジュダ、ネパールではメティ、パキスタンではウルドゥー語でカワジャ-サラ)の存在が社会的に認識されてきた。ヒジュラは

2500年以上も前の文献に登場していたが、ムガル王朝時代、当時 Khawja saras と呼ばれていたヒジュラは宮廷のハーレムで警護役として雇用されたり、スルタンを警護する兵士として働いたり、地方の王から土地や特別な権益を与えられてきた。ヒジュラの社会的地位が低くなったのはイギリス植民地時代である。1871年の世襲・職業的犯罪集団法 (Criminal Tribes Act) によってヒジュラは犯罪集団として規制の対象とされ、公共の場から排除されていった⁽¹²⁾。当時のヨーロッパにおけるキリスト教のトランスジェンダーへの見方を反映したものと思われる。この法律は1952年廃止されたが、ヒジュラに対する偏見は今も続いており、容易になくならない。ヒジュラ自身が公的に認められるように運動を始めたのは1990年代後半であった。

ヒジュラのありようは様々である。生まれながらのインターセックス (性分化疾患) の者、生まれたときは男性か女性に区分けされ、あとでインターセックスになった者、男性が性転換したり、女装してヒジュラを名乗る者などがいる。日常は女性の服装や髪形をしており、肉体的には男性またはインターセックスである場合や去勢している者が多い。ヒジュラは家族的な共同体を形成し、グルと呼ばれる指導者を中心となって運営されている。去勢手術をした者は自らを女神の召使としてあるいは聖者としてヒンズー寺院で宗教的な儀礼に参加したり、新生児の誕生を祝福する場に招かれて祈ったりする場合もある。ヒジュラはヒンズー教徒にもイスラム教徒にもみられ、結婚式、新築や子どもの誕生の祝いの会にダンサーとして招かれて踊りを披露している⁽¹³⁾。しかし、それだけで生活を支えることができるのは一部である。そこで、物乞いをして暮らしている者もいるし、特に都市部では、男娼として売春で生活の糧を得ている場合もある。そのためにヒジュラは社会的に差別されている。

パキスタンの2017年センサスによれば、ヒジュラは1万418人となっていた。実際にはそれより多いのではないかとされている。パキスタンでは約30万人とか約50万人とみる数字がでている⁽¹⁴⁾。約50万人は総人口2億700万人の中で0.24%を占めている。差別を受けて生活することを避けるために、トランスジェンダーであることを隠して生きていく者が多いと想像される。しかし、伝統的に差別を受けながらも、ヒジュラという存在が見える形で社会に存在していたことがパキスタンで権利保護を認める法律が制定された要因の1つであろう。

この法律 (Transgender Persons (Protection of Rights) Act) の内容をみてみよう⁽¹⁵⁾。

この法律で「トランスジェンダー」を次のように定義している。3つの要素をあげ、そのうちのどれかに該当する者を指している。1つ目は男女の生殖器の特徴が混在している、または先天的に両性を持つインターセックス、2つ目は出生時に男性と宣告されても、性器を切除し、不妊手術をおこなった者、3つ目は出生時に決められた性別に基づく社会的規範や文化的表現と異なる自認やジェンダー表現を有する者、である。この定義を見ると、ヒジュラのように男性とされながらも自認では女性とされる者と、反対に女性とされながらも自認では男性とされる者の両方をこの法律はカバーしている。一般的に使われているヒジュラとは異なっていることに注意が必要である。

- ① トランスジェンダーたちは男や女とは区別された性 (第三の性) として承認を得る権利を有する。18歳に達したときに自ら認識する性を「国立データベース登録機関」に登録する権利を有し、身分証明書、運転免許書、教育歴、パスポート、住民票にその性を記載することができる。もし、それまでに違った性を記載されていた場合は、変更することができる。

- ② 様々な場面での差別を禁止している。教育・雇用・医療の分野でトランスジェンダーであることを理由とする差別が禁止されている。一般人に認められている商品、宿泊施設、利益、特権や機会の利用を差別されることが禁止されている。移動や旅行、公共交通機関を利用する際になされる差別が禁止されている。居住、賃貸や売買、相続、動産や不動産を取得する際に差別することが禁止されている。私的または公的な役職に立候補したり、役職に就任する際に差別されない。トランスジェンダーが世話を受けたり、保護を受けたり、雇用されたりする事業所、組織、センターでの管理の際に差別や不当な扱いをうけない。自宅の内外で、性別やジェンダー表現に基づいてなされるハラスメントが禁止されている。
- ③ 相続権を取得することに差別を受けない。相続する割合はパキスタン相続法によって決まる。ただ男女によって相続分に格差（スンニ派のイスラム相続法では女性の相続分は男性の半分）があるために、トランスジェンダーの男性は男性、トランスジェンダーの女性は女性の相続分を受け取る。男女どちらか決められない場合、18歳になった時点で、トランスジェンダーの男性の場合は男性、トランスジェンダーの女性の場合は女性の相続分、男女を決められない場合は、男女の相続分の平均を相続する。18歳に達しない場合、医者が男性か女性を判定して決める。
- ④ 私立でも公立でも入学資格に差別なく教育の受ける権利を有する。スポーツ教育やレクリエーション、娯楽を楽しむ機会を差別なく受けることができる。すべての教育機関で入学者の3%をトランスジェンダーに割り当てる。トランスジェンダーに義務教育の機会を認める。私立でも公立でもすべての教育機関では、性別や性の自己認識や表現によって差別してはならない。入学許可を出す場合や入学の条件を示す場合、外見を装うための制服を否定したり、制限してはならない。性別によって学生への適切なアクセスを差別してはならない。
- ⑤ トランスジェンダーに憲法18条に定める職業や雇用を保障すること。募集、昇進、任命、配転、その他の処遇において、トランスジェンダーを差別しない。企業や役所においてトランスジェンダーに雇用者の3%を割り当てる制度が取り入れる。
- ⑥ あらゆるレベルでの投票においてトランスジェンダーであることを理由に差別されてはならない。ただし、投票する場所は男女で区別されているので、トランスジェンダー用の場所を確保して、そこで投票する。
- ⑦ 健康権の保障を差別することなく認める。トランスジェンダーの健康問題を解明するために医者や看護師の養成カリキュラムや研究方法を改善する。病院や治療するための施設でトランスジェンダーに安全な環境を提供することによってアクセスしやすくする。医学的・心理的治療をトランスジェンダーに提供する。トランスジェンダーのための包括的な保険制度によって治療の費用を賄う。
- ⑧ 憲法16条によって集会を開催する権利をトランスジェンダーにも保障する。政府はトランスジェンダーのために安全な施設を保障する。公共の秩序を維持するために合理的な制限を課す場合に、トランスジェンダーであることを理由に差別してはならない。
- ⑨ 宗教的理由で、公共の場所や施設にアクセスすることをトランスジェンダーに拒否してはならない。政府は憲法26条によってトランスジェンダーに公共の場所を提供することを保障しなければならない。トランスジェンダーに公共の場所にアクセスすることを拒否すること

は違法となる。

- ⑩ トランスジェンダーが財産や家屋を購入したり、売買したりする権利を否定されてはならない。トランスジェンダーに性別を理由に賃貸や転貸することを差別することは違法となる。
- ⑪ 憲法に定める基本的人権はトランスジェンダーにも平等に適用になり、政府は基本的人権を保護し、性別を理由として差別がないことを保障しなければならない。
- ⑫ 以上の定め違反によって不利益を受けた者は国家人権委員会に救済を申し立てることができる。罰則の規定はないが、国家人権委員会における救済を予定している。民事裁判による救済もありうる。
- ⑬ トランスジェンダーを物乞いとして雇用したり、利用したり、物乞いを強制する者には罰則を科している。

以上の内容を持つ法律が国民の98%以上をイスラム教徒が占める国家・パキスタンにおいて成立したことは驚きである。イスラム原理主義者はイスラムの戒律を厳格に遵守することを求めており、トランスジェンダーはその戒律に反しているとして、殺人の対象とされている。その中でこの法律が成立したのは、トランスジェンダー団体の命がけの運動、最高裁判所、国家人権委員会の動きが背景にあった。それにしても国会で過半数の賛成を得たことは驚きである。元老院（定員104名）では全員一致で賛成したが、トランスジェンダー権利保護法は元老院議員が議員立法として提案した法律であったためである。下院（定員342名）ではぎりぎり過半数を得ることができた⁽¹⁶⁾。第1党であったパキスタン人民党がトランスジェンダーに寄り添う政策を提唱していたことが成立に導いたと言えよう。トランスジェンダーの人権保障に賛同する議員が国会議員の過半数以上いたことはイスラム社会に衝撃を与える出来事であった。

パキスタンではトランスジェンダー自身はこの法律を歓迎する立場をとっているが、この法律がどこまで法律の趣旨にしたがって施行されるのかが注目される。本法が議員立法であり、政府の提案した法律ではなかったために、どこまで行政機関が本法の施行に力を入れるか疑問視されている⁽¹⁷⁾。さらに、トランスジェンダーを社会的に抹殺する事態が相変わらずおきている。2015年からは57名、2018年だけでもトランスジェンダーの男性が4名殺されている⁽¹⁸⁾。イスラム原理主義の立場からすればトランスジェンダーは許しがたい存在だからである。

一方、法律が制定されたことがきっかけで、ラホールではNGOによってトランスジェンダー専用の学校「ジェンダー・ガーディアン」が2018年4月設置され、テレビのニュースキャスターにトランスジェンダーが起用されている⁽¹⁹⁾。2018年7月末の下院選挙にトランスジェンダー5名が「第三の性」として立候補した。残念ながら当選はできなかった⁽²⁰⁾が、目にみえる形での変化がみられるようになってきている。

4 トランスジェンダー権利保護法を制定させたインド

インドでは、2011年のセンサスで男女の他に「その他」のカテゴリーが設けられて、トランスジェンダーの統計が初めてとられた。「その他」に入る人口は約50万人であった。実際には480万人ぐらいではないかと想定されている⁽²¹⁾。トランスジェンダーはヒジュラのコミュニティーに参加して「第三の性」として生きている。カースト制度の中では「ヒジュラ」はアウト

カースト・不可触民（Dalit という表現も使われている）に位置付けられている。たとえ上位カーストに生まれても、トランスジェンダーであるとカミング・アウトすると、不可触民として扱われる。これを避けるためにはカミング・アウトしないで生きていく他ない。その数が400万人以上存在することがわかる。

インドでも身分証明書や旅券に男女の別の他に第3の表記が認められている。インドの最高裁は、2014年4月15日の判決において、男女とは別の「第三の性」を認め、女性の身体的特徴をもっていても自分を男性と自認すること、逆に男性の身体的特徴をもっていても自分を女性と自認することを認め、連邦政府にそれを明確に示す政策を実行することを指示している。さらに判決の中で連邦及び州政府がトランスジェンダーを含めて性別の扱いについての守るべきガイドラインを示している⁽²²⁾。この訴訟はインド憲法32条によって基本的人権の保護を図るために、直接最高裁判所に指令、命令、令状を出すことを求める訴訟を提起できるという規定に基づいている。

インド最高裁は、2018年9月6日、インド刑法377条の「あらゆる男性、女性、動物との自然に反する性行為」を「不自然な違法行為」として処罰をする規定が憲法に反するとして同性間の性行為を合法と判断した⁽²³⁾。同性愛を刑罰の対象としないことが最高裁で決まったのは、諸外国と比較して遅い。これらのインド最高裁の判決はパキスタンの場合と同様に、社会正義の実現を目指す司法積極主義の流れの一環にある。

インド政府は専門家による検討会を組織し、2014年1月に報告書が提出されたが、政府側の法案作成に至る前に、トランスジェンダー権利保護法案がトラヴィータ進歩党の議員によって議員立法として2014年に国会に提出された。教育、雇用（政府職員の場合2%の留保）、法律扶助、年金、失業手当、熟練形成の面でトランスジェンダーを保護することを目指していた。これは2015年4月24日上院を通過したが、下院で投票にまで至らず廃案となった。

2014年5月の下院選挙で、モディ首相が率いるインド人民党が第1党にはなったが、相対多数のために連立政権を立てることができた。このモディ政権下で社会正義・能力向上省（Ministry of Social Justice and Empowerment）が法案を起草し、2016年トランスジェンダー権利保護法案として下院に提出された。それが一部改正し2017年に再提出された⁽²⁴⁾。同法案は2018年2月17日に下院では賛成多数であったが、上院で否決され、両院協議会にかけられたが審議未了でおわった。2019年5月の下院の総選挙ではインド人民党は単独で過半数を取得しており、人民党の提案する法案や政策が通過しやすい状況のもとで、社会正義・能力強化省が2016年法案を手直した法案が2019年5月の下院総選挙後、下院に提出された⁽²⁵⁾。これは2019年8月5日下院、2019年11月25日上院を通過し、同年12月5日大統領が署名し、2020年1月20日施行された。

インドとパキスタンでの法案起草者はお互いにそれぞれの法案を比較していたことが指摘されている⁽²⁶⁾。同じ名称であっても、インドとパキスタンで違いがある。

インドではトランスジェンダーであることの認定に医師の診断書や治安判事の判断が必要であり、疑義がある場合には審査委員会（医療関係者、社会福祉専門家、臨床心理専門家、トランスジェンダーからの代表者を含む）で判定するのに対して、パキスタンでも草案では審査委員会での決定手続を定めていたが、国会に提出する法案では削除され、トランスジェンダーである与自己申告することによってトランスジェンダーとして取り扱われる。トランスジェンダーを強制労働させ、公共場所の利用を禁止し、公共場所から立ち退かせ、その生命や安全を脅かす行為に、

罰則（6か月以上2年以下の禁固刑と罰金）が設けられており、インドでは罰則によって強制力を発揮できる仕組みになっている。

モディ政権はトランスジェンダー問題の解決に否定的ではないが、トランスジェンダーへの理解が不十分であると言われている⁽²⁷⁾。そのために、法律が成立したにも関わらず批判が生じている。トランスジェンダーであることの認定に医者や診断書や治安判事の判断が必要とされていることに対して、トランスジェンダー当事者の抵抗感が強いことが指摘されている。それは性別適合手術を受けていないとトランスジェンダーであると認められないおそれが高いことを意味し、その手術を強制させられることへの恐怖心が高い。インドではパキスタンとは異なり、トランスジェンダー自身やその団体はこの法律に批判的である⁽²⁸⁾。

この法律は制定されたばかりであり、どのように施行されていくかはこれからの問題である。そこで、この法律をどのようにとらえていけばいいかを考えてみよう。

カースト制度の中での弱者救済という視点でトランスジェンダー権利保護法をとらえることが必要である。インド憲法17条はカースト制度を廃止しているが、救済の対象として不可触民の存在（現在の人口は約2億人）を認める規定がインド憲法に存在する。これは草案作成当時、司法大臣であり、かつ不可触民出身であるアンベドカールが、不可触民を救済する必要性から積極的措置を受けることができる不可触民を憲法に定めたためである。マハトマ・ガンディーはこれに猛反対したが、アンベドカールは強行した。カーストの下位概念にジャーティ（水のやり取り、共食、婚姻を許容する職業・地縁・血縁にもとづく社会集団）があり、インドには3,000ぐらいのジャーティが存在するといわれている。憲法令（Constitution Order）には1,105のジャーティが挙げられ、それに所属する不可触民（これを指定カースト、Scheduled Caste、略してSCという）は積極的措置によって救済を受けることができる。しかし、トランスジェンダーは1,105のジャーティに含まれておらず、SCとして救済を受けることができない。今回成立した法律は、トランスジェンダーにSCと同様に積極的措置によって救済を認めている。その救済の内容はSCと同じではない。SCの場合には連邦議会や州議会の議員枠、公務員採用枠や高等教育入学枠の一定割合を不可触民に留保することであるが、トランスジェンダーの場合は、教育・スポーツ・娯楽の機会の提供、雇用の確保や職業訓練を含む福祉計画や生活保障計画の実施、エイズや性転換手術のための医療施設や健康確保を目指している⁽²⁹⁾。積極的措置を実施するためにはだれがトランスジェンダーに該当するかを決める必要があり、その役割を治安判事や審査委員会に任せている。

さらに、ヒンズー至上主義を貫くインド人民党の下でこの法律が成立したことの意味を考えなければならない。反イスラムを掲げるモディ政権は、パキスタンに対抗する戦略を採用しているながらも、一歩先にパキスタンがトランスジェンダー権利保護法を成立させたことが、インドで同名の法律を拒否する方向にはならなかった。むしろ成立を急がせる動機づけになった可能性がありうる。トランスジェンダーをSCと同列に扱うことはヒンズー至上主義とは矛盾しないとモディ政権が考えていたからであろう。

同性婚についてインドではまだ動きがみられない。ところがグルガオンの裁判所で additional session judge が2011年7月22日にレスビアンのカップルが提出した婚姻届を受け入れた決定をだした事例が報告されている⁽³⁰⁾。それぞれのカップルの両親が同意したことから同性婚が承認

された。しかし、法律上認められた同性婚なのかどうか疑問がある。

5 ネパールの状況

ネパールは人口の約85%がヒンズー教徒であり、カースト制度が生きている。家父長制が根強く生き続ける国として知られているが、1990年民主化運動がおこり、立憲君主制に移行した。1996年ネパール統一共産党毛沢東主義派（マオイスト）が武力闘争をおこない政治的混乱に陥ったが、和平協定によって、2008年王政を廃止して連邦民主共和制に移行した。その間にネパール統一共産党毛沢東主義派（マオイスト）が勢力拡大のためにジェンダー政策を推し進めた⁽³¹⁾。憲法制定をめぐる政党間の争いが続いたが、2015年9月20日憲法の公布がなされた。2018年2月にネパール統一共産党マルクス・レーニン主義派とマオイストが連立政権を作り、同年5月2つの政党は合併してネパール共産党が結成された。これが現政権を握っている。現政権はジェンダー問題に関心の高い政権である。

ネパールはLGBTの権利を認める先進的な国であるとされている。「第三の性」を認めたネパール最高裁の判決（Sunil Babu Pant and Others v. Nepal Government）が、2007年12月21日に出された。ネパールのLGBTを代表する4つの団体（Blue Diamond Society, Mitini Nepal, Cruse AIDS Nepal and Parichaya Nepal）が、1999年制定のネパール憲法107（2）条に基づき、トランスジェンダーを「第三の性」として認め、性的指向や性的自認による差別を禁止することをネパール政府に指令することを求めた⁽³²⁾。最高裁はLGBTの権利を保護する法律を制定するかLGBTを差別する法律を改正することをネパール政府に命令した。これは、ネパール憲法によって基本的人権にかかわる訴訟は、直接最高裁に指令、命令、令状を請求できるという規定に基づいている。この判決にはネパール最高裁の社会改革によって社会正義を目指す姿勢が示されている。

2011年にはセンサスにおける性別調査で選択肢が増やされて3つとなり、2013年にはジェンダーニュートラルなIDカードが発行された。さらにネパールでは、同性婚を合法化する法案が2010年に出されたが、この時には成立にいたらなかった。

さらに2015年憲法制定において、その18条で、ジェンダーおよび性的マイノリティであることを理由に差別することを禁ずると規定された。これによってトランスジェンダーへの差別禁止が憲法に規定された。法律ではなく憲法にトランスジェンダー差別禁止規定（12条、18条、42条）を設けた点に特徴があるが、これからは具体的にトランスジェンダー政策をどう立案するかが問題となる。

さらに、先の最高裁の判決を受けて、2009年政府は同性婚検討委員会を設置し、2015年2月9日報告書を提出した。その中で同性婚を認めることが国際的潮流となっており、ネパールも性的少数者の差別を禁止する法律を制定し、異性婚の場合と同じ権利を同性婚にも認める法律を制定することが勧告された。2つの方法が示され、民法の改正によって対応するか、特別法として同性婚法を成立させるかどちらかを選択することが勧告された⁽³³⁾。

2018年8月17日施行の新しい民法では婚姻とは異性同士の婚姻⁽³⁴⁾を指している。これは旧民法と同じであるが、その18条で差別の禁止事項が定められ、性的マイノリティへの差別禁止が含まれている点がユニークである。そこで、ネパールでは、特別法で同性婚を合法化する法案

を検討中である。したがって民法は異性婚、特別法は同性婚という2本立てになる可能性が大きい。そして、ネパールは南アジアで同性婚を合法化する最初の国となる可能性がある⁽³⁵⁾。

6 タイの状況

南アジアでは「ヒジュラ」の伝統が存在しているが、東南アジアを見てみると、ミャンマーには「ナッカドー」と呼ばれる「第三の性」の霊媒師がいる。ミャンマーの隣がタイであり、そこには「ニューハーフ」と呼ばれる人たちがおり、社会的にゲイにたいして寛容な国とされているが、実際には、様々な場でのLGBTへの差別が指摘されている。

タイでは人口の約8%、約500万人がLGBTであるとされている⁽³⁶⁾。1956年に同性愛が刑罰の対象でなくなった。1997年の刑法改正法で、性的指向に関係なく性交渉の同意年齢が15歳に定められた。2002年、保健省は同性愛を精神的疾病とはみなさないことを明確にした。

タイでは同性婚やパートナーシップを認めてはいない。2012年タイの同性愛の活動家がパートナーとの婚姻登録を申請したが拒否されたために、国家人権委員会に救済を求めた。国家人権委員会にLGBTの人権として同性カップルにも婚姻をめぐる権利と義務を適用することを求めた⁽³⁷⁾。その動きをうけて2013年9月同性シビルユニオン法案がつくられ、同性カップルに異性婚と同様な権利や保護を与える内容であった。婚姻年齢は20歳以上であり、タイでの婚姻法定年齢である17歳とは異にしていた。養子縁組や子どもの監護に関する規定は含まれていなかった。2014年2月に議会が解散され総選挙がおこなわれ、さらに2014年5月22日の軍のクーデターによってこの法案の検討は頓挫した。

2015年3月ジェンダー平等法が可決され、同年9月9日から施行された。この法律にはじめてLGBTの言葉が使われた。性的指向や性自認に基づく差別(SOGI差別)を禁止する規定が含まれている。差別をすれば6か月の禁固か20000バーツの罰金、またはその両方が科せられる。

法務省権利・自由擁護局は2018年11月公聴会を開催し、2018年12月軍事政権は閣議で生涯パートナーシップ登録法案(Life Partnership Registration Bill)を承認した。この法案は上記の政府の法案と同じ内容であったが、タイトルが変更になっている。2019年1月23日までパブリックコメントを求めた。パブリックコメントのあと再度閣議決定が必要であり、その上で国会の審議にかけられる。ところが、2019年2月下院総選挙のために2月15日で立法議会が閉会とされたために2度目の閣議決定までにいたらなかった⁽³⁸⁾。

2019年6月民政に移管し、総選挙が実施された。元陸軍司令官のプラユットが首相となったが、この選挙でトランスジェンダーの議員4名が誕生した⁽³⁹⁾。タイではじめてのことであった。先にパブリックコメントを求めた法案は閣議決定されて下院にかけられたが、同性カップルが子どもを持っていないことや養子縁組も認められていないために、トランスジェンダーの人たちが法案に反対をしていることもあって、法案審議はストップしたままになっている。

2014年5月軍事政権に移行してからでも2015年3月にジェンダー平等法が成立しており、軍事政権であってもジェンダーへの関心度は下がっていないことがわかる。しかし、軍隊によるタイ国民への人権侵害を欧米が批判し、経済制裁の対象にされる可能性が高まり、EUとの自由貿易交渉が凍結された。それを解決する方法として軍事政権は人権尊重の姿勢を示す必要があっ

た。LGBTの問題を取り扱っている法務省権利・自由擁護局が中心となって、タイにおけるビジネスと人権に関する国家行動計画が作成され、2019年10月29日内閣において承認された。これは2011年国連で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」を国内で実施するための計画を定めたものであり、アジアで最初の国家行動計画であった⁽⁴⁰⁾。そこには性差別の禁止措置が国家の人権を保護する義務とされている。人権尊重の遵守を国家目標としたタイでは今後LGBTに関する法制を整備する方向に向かうことが予想される。

2020年7月8日「市民パートナーシップ法案」が閣議で決定され、国会の審議にかけられることになった。この法案では、17歳以上の者は結婚に準じるパートナーとしての登録ができ、養子縁組やパートナーの相続財産の相続が可能となり、アジアでは、タイは台湾に次いで2番目の同性カップルの権利を法的に認める国になる可能性が高まった⁽⁴¹⁾。

7 まとめ

これまで注目を浴びることの少なかったアジア諸国も経済開発が進むとともにジェンダー問題への配慮が政策課題の対象となり始めている。それに伴って同性婚やLGBTの人権への配慮がなされはじめてきている。その背景には国際的な動きや運動、当事者の運動、各国の最高裁の判決が存在している。

アジアで台湾がはじめて同性婚を合法化したことを受けて、タイでは東南アジアでは最初の同性婚を合法化する可能性のある国として、さらにネパールが南アジアで最初の同性婚を合法化する可能性のある国として登場してきている。タイはパートナーシップによって同性婚を認めるという別の方法を探っている⁽⁴²⁾。さらに、台湾やネパールのように、同性婚をみとめる方式として「民法では異性婚、特別法で同性婚」という2本立てで実施することがアジアで広がってくる可能性がある。

トランスジェンダーへの差別を禁止し、積極的にその人権保護を図る法律がパキスタンで最初に成立した。イスラム国ではジェンダー問題に否定的な国が多い中でパキスタンの事例は驚くべき出来事である。パキスタンに次いでインドでも同様な法律が成立した。これはヒジュラという「第三の性」の伝統が存在する国であることが共通している。しかし、ヒジュラは男性でありながらも性の認識としては女性である者のみであるが、法律では女性でありながらも性の認識では男性となっている者も対象に含めている。身分証明書やパスポートに「第三の性」であることを明記することを認めているが、男女の性の区別以外に、「第三の性」を設けるということは、「第三の性」に該当する者が明確になり、差別の対象とされやすくなるので、それを法律で規制する必要性が生じてくる。「第三の性」に該当する者の権利を保護することが不可欠になる。今後、男女のどちらかに分けずという方式ではなく「第三の性」という別枠を設けて処理し、「第三の性」に該当する者を保護する法律を制定していくという方式が他のアジア諸国に広がっていくのであろうか。

最高裁や高裁の裁判所の判決が、台湾、パキスタン、インド、ネパールでの性の多様性を容認する動きを促進してきた。憲法訴訟を通して社会正義を目指し、社会改革を実現しようとする司法積極主義の考えが1980年代から1990年代にかけて主張されてきた。それが社会的に排除され

てきた同性婚を合法にし、トランスジェンダーの権利保護を進める考えに影響を与えたものと理解される。パキスタン、インド、ネパールでは憲法によって直接に最高裁判所や高等裁判所に憲法上認められている基本的人権の問題を含む訴訟を提起することができ、最高裁や高裁が政府に対して、一定の指令、命令、令状をだす権限が認められているからである。

注

- (1) その成果は学会誌「日本ジェンダー研究」19号（2016年発行）に掲載されている。
- (2) UNDP & USAID ed., Being LGBT in Asia, Cambodia Country Report, Bangkok, 2014,
_____, Being LGBT in Asia, China Country Report, Bangkok, 2014
_____, Being LGBT in Asia, Indonesia Country Report, Bangkok, 2014
_____, Being LGBT in Asia, The Philippines Country Report, Bangkok, 2014
_____, Being LGBT in Asia, Thailand Country Report, Bangkok, 2014
_____, Being LGBT in Asia, Vietnam Country Report, Bangkok, 2014
_____, Being LGBT in Asia, Mongolia Country Report, Bangkok, 2014
_____, Being LGBT in Asia, Nepal Country Report, Bangkok, 2014
UNDP ed., Report of the Regional Dialogue on LGBT Human Rights and Health in Asia-Pacific, Bangkok, 2015
UNDP ed., Being LGBT in China- A National Survey on Social Attitudes toward Sexual Orientation and Gender Identity, Bangkok, 2016
- (3) 福永玄弥「『LGBTフレンドリーな台湾』の誕生」瀬地山角編著『ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア』勁草書房、2017年、187-225頁
- (4) “Taiwan same-sex-marriage debate heats up as possibility nears”, <http://www.asahi.com/ajw/articles/AJ201701060024.html>（2020年5月20日閲覧、以下すべて同じ）
- (5) 福永玄弥「台湾で同性婚が成立の見通し：司法院大法官の憲法解釈を読む」blogs.com/article/226401
- (6) 鈴木賢「台湾における『憲法の番人』：大法官による憲法解釈制度をめぐって」今泉慎也編『アジアの司法化と裁判官の役割』アジア経済研究所、2012年）
- (7) 「アジアにおける人権の灯台になる」台湾の同性婚法制化の道のり」https://www.huffington.jp/entry/taiwan-marriage-for-all/jp_5ce7446fe4b05c15dea9acdf
鈴木賢「台湾における婚姻平等化からの示唆」法学教室 472号、2020年1月、14 - 147頁
- (8) “Same-sex marriage in Taiwan”, https://en.wikipedia.org/wiki/Same-sex_marriage_in_Taiwan
- (9) Home Office, Country Report and Information Note, Pakistan: Sexual Orientation and Gender Identity and Expression, July 2019, P.14, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/814050/Pakistan-SOGIS-CPIN-v3.0_July_2019.pdf
- (10) 「パキスタン トランスジェンダーの権利保護に向けた取り組み 進展しない日本の取り組み」<https://ameblo.jp/azianokaze/entry-12410563070.html>
- (11) 社会活動訴訟や公益訴訟については佐藤創「パキスタンにおける公益訴訟の展開と司法権」佐藤創編『パキスタン政治の混迷の終焉—軍事政権の終焉と民政後における司法部のプレゼン

ンスをめぐる』アジア経済研究所、2010年、91 - 107頁

- (12) “Transindia: Who are the Hijras?”, <https://planettransindia.com/transindia-who-are-the-hijras-2/>
- (13) ヒジユラの実態についての文献として石川武志『ヒジユラーインド第三の性』青弓社、1995年、大谷幸三『ヒジユラと会う：知られざるインド半陰陽の社会』筑摩書房（ちくま文庫）、1995年、Serena Nanda, *Neither Man nor Woman :the Hijras of India*, (訳書・蔦森樹・カマル・シン訳『ヒジユラ：男でもなく女でもなく』青弓社、1999年)、国弘暁子「ヒジユラ：ジェンダーと宗教の境界域」ジェンダー研究8号、2005年、31-53頁、国弘暁子「インドのヒジユラーセクシュアル・マイノリティとしての歴史」服藤早苗・三成美保編『権力と身体』明石書房、2011年、89 - 99頁、井上貴子「ヒジユラ」粟屋利江・井上貴子編『インドジェンダー研究ハンドブック』東京外国語大学出版会、2018年、280-281頁。これらの本を読む限りの、女性とされながらも男性としてのジェンダー・アイデンティティをもっている者はヒジユラには入っていない。
- (14) “Pakistan passes landmark transgender rights law”, <https://www.alijazeera.com/news/2018/05/pakistan-passes-landmark-transgender-rights-law-180509095207950.html>, Punjab Social Protection Authority, Government of the Punjab, Pakistan ed., *Transgender Persons Welfare Policy*, 2018, p.9
- (15) *Transgender Persons (Protection of Rights) Act*, https://www.senate.gov.pk/uploads/documents/1536559131_237.pdf
- (16) “Pakistan's transgender rights law-a 'battle half won'”, <https://www.reuters.com/article/us-pakistyan-transgender-rights/pakistans-transgender-rights-law-a-battle-half-won-id USKCN1H1MIT>
- (17) Usman Ali, *Road Map on Implementation of Transgender Act in Pakistan*, https://www.reserachgate.net/publication/338095758_Road_map_on_Implementntation_of_Transgender_Act_in_Pakistan/link/5dfdc012299bf10bc36bofbc/download
- (18) “Pakistan is Leading the Way on Transgender Rights”, <https://www.pgaction.org/inclusion/blog/pakistan-leading-the-way-transgender-rights.html>
- (19) “In Pakistan, a transgender TV anchor embodies a country’s changing attitude”, <https://www.theglobeandmail.com/world/article- in-pakistan-a-transgender-tv-anchor-embodies-a-country's-changing/>
- (20) “Out of the Shadows: Pakistani Transgender Candidates Step Onto the Political Stage”, <https://time.com/5345533/pakistani-election-2018-transgender-candidates/>
- (21) Patel Rashmi, “Being LGBT in India: Some home truths”, <https://www.livemint.com/Sundayapp/sAYrieZdZKEybKzhP8FDdbP/Being-LGBT-in-India-Some-home-truths.html>
- (22) *National Legal Services Authority v. Union of India*, 15 April, 2014 judgment, <http://supremecourtindia.nic.in/outtoday/wc40012.pdf>
- (23) *Navtej Singh Johar & Others v. Union of India*, Ministry of Law and Justice, 6 September, 2018, <https://indiankanoon.org/doc/168671544/>
- (24) *The Transgender Persons (Protection of Rights) Bill, 2016*, ornam.net/content/up-content/uploads/2018/12/2018_LS_Eng.pdf
- (25) “Union Cabinet Approves Transgender Rights Bill 2019”, <https://www.indiatoday.in/india/story/>

union-cabinet-approves-transgender-rights-bill-2019-1566257-2019-07-10

- (26) Jeffrey A Redding, “The Pakistan Transgender Persons (Protection of Rights) Act of 2018 and its Impact on the Law of Gender in Pakistan”, Australian Journal of Asian Law, 2019, Vol.20, No1 , pp. 1-11
- (27) “Progressive Modi? The PM Speaks Transgender, Dalits and Kashmir.”, <https://www.hindustantimes.com/analysis/progressive-modi-the-pm-speaks-transgender-dalits-kashmir/story/-h4tjMaUjDg/h8FSKcWfWtO.html>
- (28) 施行されたばかりなのに、トランスジェンダー権利保護法がインド憲法 15 条に違反しているとしてトランスジェンダー活動家から違憲訴訟をおこされている。” Supreme Court notice to Centre on plea against transgender act”, Hindustan Times, 28 January 2020, <https://www.hindustantimes.com/india-news/supreme-court-notice-to-centre-on-plea-against-transgender-act/story-HfBrPZBTFmusm9theecWoL.html>
- (29) The Transgender Persons (Protection of Rights) Act, The Gazette of India, Extraordinary, Part II、Section 1、2019, No. 64
- (30) 「インドの同性結婚」 <https://tat-tvam-asi.jimdo.com/2011/08/23/> インドの同性結婚、”In a first, Gurgaon court recognizes lesbian marriage”, <https://timeofindia.indiatime.com/city/gurgaon/in-a-first-gurgaon-court-recognizes-lesbian-marriage-articleshow/9401421.com?referral=PM>
- (31) Luna K.C. & Gemma Van Der Haar, “Living Maoist gender ideology: experiences of women ex-combatants in Nepal”, International Feminist Journal of Politics, vol.21. 2019, pp.434-453, 伊藤ゆき「ネパールの民主化と女性の法的地位」法政理論 39 巻 4 号、2007 年、450-495 頁
- (32) Sunil Babu Pant and Others v. Nepal Government and Others, Supreme Court of Nepal (21 December 2007) , gicasebook/sunil-babu-pant-and-others-v-nepal-government-and-others-supreme-court-of-nepal-21-december-2007/ 現在は 2007 年以來 8 年あまりの憲法不在のあと制定された 2015 年ネパール憲法 133 条でもインド憲法と同様に国民は基本的人権の保障を求めて、直接最高裁判所に人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、移送令状等の令状請求の権限が認められている。
- (33) “Nepal committee calls for legalizing same -sex marriage”,<https://www.news24.com/World/News/Nepal-committee-calls-for-legalising-same-sex-marriage-20150210>
- (34) ネパールの民法典は 2009 年から JICA の支援によって起草が試みられ、2014 年には草案ができた。2017 年 10 月国会で成立した。石崎明人「ネパールの新民法の概要」ICD NEWS 77 号、2018 年、156-191 頁
- (35) “Nepal set to become the first south Asian country to legalize same-sex marriage”, <https://www.independent.co.uk/news/world/asia/nepal-set-to-become-the-first-south-asian-countru-to-legalize-same-sex-marriage-10051940.html>
- (36) Limsamarnphun Nophakhun, “ More rights for same-sex couples”, <http://www.nationmultimedias.com/detail/national/30359180>
- (37) “Thailand Considers Same-Sex Partnership Bill”, <https://www.voanews.com/east-asia/thailand-considers-same-sex-partnership-bill>

- (38) 中澤「タイ：『同性婚』法案の今とこれから」https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/20190221_020634.pdf
- (39) “LGBT party offers new choices in Thailand’s election”, <https://asia.nikkei.com/Thai-election/LGBT-party-offers-new-choice-in-Thailand-s-election>,
「タイでLGBTの国会議員が4人誕生、同性婚実現にはずみ」https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolum_news/news/2019/6/10.html
- (40) 山田美和「国際シンポジウム『タイそしてASEANにおけるビジネスと人権—SDGsに貢献する責任あるビジネス・責任あるサプライチェーン』開催報告」盤谷日本人商工会議所報672号、29－34頁、2018年
- (41) 「タイがついに、アジアで2番目の同性パートナー法承認国になりそうです」https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolum_news/2020/7/10.html（これだけは2020年7月9日に閲覧）
- (42) 中澤「東アジアはLGBTにフレンドリーなのか？」https://www.dir.co.jp/asia/asian_insight/20171019_012376.html

参考文献

- 大谷幸三『ヒジュラと会う：知られざるインド半陰陽の社会』筑摩書房（ちくま文庫）、1995年、
（『性なき巡礼インドの半陰陽社会を探る』集英社、1984年の改題）
- 石川武志『ヒジュラーインド第三の性』青弓社、1995年
- 國弘暁子『ヒンデゥ女神の帰依者ヒジュラ：宗教・ジェンダー境界域の人類学』風響社、2009年
- 瀬地山角編著『ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア』勁草書房、2017年
- 粟屋利江・井上貴子編著『インドジェンダー研究ハンドブック』東京外国語大学出版会、2018年
- Punjab Social Protection Authority, Government of the Punjab, Pakistan ed., Transgender Persons Welfare Policy, 2018
- Serena Nanda, Neither Man nor Woman :the Hijras of India, (訳書・蔦森樹・カマル・シン訳『ヒジュラ：男でもなく女でもなく』青弓社、1999年)

The gender disparity seen in the transition of the proportion of female principals in high schools and Consideration on the solution

Atsuko KATAHIRA
(Auditor of KYOTO UNIVERSITY)

We are concerned with political and social development of gender equality in Japan that is revealed by transition of proportion of female principals in high schools after the second world war. Until the early 2000s, the proportion of female principals has changed differently in public and private high schools.

In private high schools, in 1948 when the new high school system started, the proportion of female principals was about 14% and remained at 15% until late 1960s. However, since then, as girls' high schools decreased and coeducational high schools increased, the proportion of female principals decreased and fell to 8% at the late 1990s. This change in proportion is as if to say that women's activities should be limited to the domain of women.

In public high schools, two female principals were born in 1948 and 1953. However, there had been no female principal until 1969 when high economic growth continued in Japan. Then, three women were newly appointed as high school principals and the proportion of female principals was 0.1%. Since then, the proportion of female principals has increased in stages on each enforcement of the Equal Employment Opportunity Law and Basic Act for Gender Equal Society; at the end of the 1990s it was in the 1% range. The proportion of female principals in public high schools has increased as the domestic policies in Japan were enriched, but the rate of increase has been slow, perhaps due to the persisting gender norms that were updated during the period of high economic growth.

In the 2000s, following the trend of gender equality in the world and the changes in domestic policies that responded to the world trend, the proportion of female principals in all high schools has been increasing. In 2018, the proportion of female principals was 7.6% in public high schools and was 9.6% in private high schools. If the domestic policies in Japan change according to the world trend, then gender equality will be promoted. In 2003, the government set a goal of gender equality: "The proportion at which women occupy the position of leadership in society should be at least 30% in 2020". However, the 2015 Fourth Gender Equality Basic Plan drastically lowered the 2020 goal, pursued realistic goals and steady improvement, and no longer specified the deadline for achieving the original goal. The government should correct such practices, and adopt measures to achieve the original 30% target as soon as possible, and strongly promote them.

高等学校校長の女性の割合の変遷の中に見る ジェンダー格差とその解決に関する考察

片 平 厚 子
(京都大学文学研究科聴講生)

1. はじめに

学校教育は「男女の平等を重んずる態度を養う」ことを教育の目標として掲げた教育基本法に則って、男女平等教育を行うものであり、いわゆる教育内容や教育活動だけではなく学校という場の示す諸事実においても男女平等を示すべきであると考えられる。しかし、2018年度公立小・中・高等学校（以下高校）の管理職の女性の割合は下の表1の通り¹であり、学校段階と職位が上がるごとに女性の割合は下がる傾向にある。入学式や卒業式をはじめとする学校行事の折々に生徒たちの前に立って語りかける校長のほとんどが男性であるという状況、あるいは小学校では女性、中学・高校では男性という状況は、生徒たちにどのようなメッセージを伝えるだろう²。経済協力開発機構（OECD）の2013年の統計では lower secondary（前期中等教育）の学校長の女性の割合の平均が44.6%、日本は最低の6%であるが³、右表の数値はこれに近い。

表1 公立小中高校教員・管理職女性率（2018）（%）

	教員	校長	副校長	教頭	管理職
小学校	62.4	19.6	32.7	25.5	22.9
中学校	43.7	6.6	14.5	11.8	9.5
高校	33.1	7.6	9.4	9.2	8.6
全体	51.0	14.6	22.8	19.2	17.2

資料『学校基本調査報告書』

初等中等教育機関管理職（校長・副校長・教頭計）の女性の割合は「第4次男女共同参画基本計画」（2015年）の「成果目標の動向」最新値（2018年4月1日現在）によると17.5%であり、2003年に男女共同参画推進本部が掲げた「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標にはほど遠い。「実現可能な目標値」を謳う第4次基本計画では「2020年に向けての初等中等教育機関の目標を教頭以上に占める女性の割合20%以上」としている。17.5%はこれには近いが、目標を下げ、初等中等教育機関を一括りにし、管理職を一括りにすることが、本来の目標の達成に有効な過程なのであろうか。

上記「成果目標の動向」の中の都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合の最新値は本庁課長補佐相当職19.0%（目標25%）、課長相当職10.5%（目標15%）である。単純な比較は難しいが、公立高校校長・教頭は本庁課長・課長補佐相当と言われるので、学校管理職の女性の登用が特別に進んでいるとは言えない。初等中等教育機関の教員は、資格・職務・給与等基本的に男女平等であり、大学卒の女性が早くから一定数進出して⁴職務に関する経験の蓄積もあり、女性の登用について他の職域よりもはるかに人材が豊富である。採用時から総合職などの管理職登用

に係る一定のコース設定等があり、女性登用の歴史も浅い他分野と対比すると女性の役職者割合はむしろ低めだと言えよう。

日本では女性が職業を持つ場合、家庭内の仕事も担っていることが多い。この二重負担が、女性自身が管理職昇任を望まない要因だと指摘されており、教員の場合も例外ではないが、教職では多年にわたる多数の共働き経験の積み重ねもある。上記の状況を踏まえ、高校校長の女性の割合の変遷を通して初等中等教育機関の管理職登用におけるジェンダー格差の様相を考察し、その格差解消の道筋の一端も考えたい。

2. 調査・研究の方法・調査対象

調査対象は公立・私立高校の校長（本務者）とする⁵。校長は必置の職で基本的な職務内容も一貫し、学校基本調査のデータも当初から存在する。教頭は1974年の学校教育法改訂で法制化されて必置となり、2007年の同法改訂で定められた副校長を置く場合は置かなくてもよいが、副校長は必置の職ではない。学校基本調査の職名別教員数の調査項目になるのは教頭が1975年、副校長が2008年なので本稿の目的・方法に照らし校長を対象とした。

また、①高校は小・中学校に比して私立校の占める割合が高く⁶、公立校と私立校の校長の女性の割合の変遷が対照的であった点、②公立校においては新制高校発足後2011年度までの64年間小・中・高校の中で高校校長の女性の割合が最も低く⁷、学校管理職のジェンダー格差の典型であった点、など複数の側面からジェンダー格差の考察ができる。

調査研究については次の諸点を主として行った。

- ① 新制高校発足以来の公立・私立高校校長の女性の割合の変遷を調べ確認する。（付表）
- ② 公立については背景の社会状況・政策・行政と関連させ、また、公立小・中学校校長の女性の割合とも比較し、そこから見えてくるジェンダー格差について考察する。
- ③ 私立については公立との対比の中で校長の女性の割合の変遷を分析し、併せて新制初期の女性校長の調査を加え、そこに見えるジェンダーの問題を考察する。
- ④ 基本的な資料としては学校基本調査の諸表及び『昭和29年度学校法人一覧』を用い、質問紙調査やインタビューの結果も用いた。

3. 先行研究

公立高等学校校長の女性の割合に関する先行研究には主に、①ジェンダー格差とその仕組みを明らかにし格差解消の道筋を考察する、②具体的な女性管理職育成方法を考察する、という二つの要素があり、比重のかけ方は様々である。

『高校の「女性」校長が少ないのはなぜか』（河野他 2011）によれば、2011年当時、高校の女性管理職の実証的研究は緒についたばかりであった。本書は第1部で上記①に関して、公立高校を対象に2010年度学校基本調査と府県別男女共同参画計画を調査し、校長の女性の割合について教頭や自治会長の女性割合と一定の相関関係があることから、女性の教頭登用推進システムの整備や生活に根差した男女共同参画推進の必要性を指摘し、第2部では、②に関して校長経験の

ある女性へのインタビュー調査に基づき、キャリア形成課題の分析・考察を行っている。

上記の書の執筆者による「公立高校学校管理職のキャリア形成に関する予備的考察」(2013)は①の研究を進めて「一任システム」(管理職候補の発見・育成の一端を、その多くが男性である管理職に一任した管理職育成システム)と名付けた管理職に至る流れを見出し、また、執筆者の一人高野良子は「公立中・高等学校の女性校長の登用とキャリア」(2016)において、②の要素に係る登用とキャリアの関係について考察し、力量・キャリア、環境、管理職への勧めの受容という要件を指摘している。

『女性校長はなぜ増えないのか』(河野 2017)は、管理職登用システムに関して、県立学校(高校・特別支援学校)を対象として、従来の「一任システム」と2012年の中央教育審議会答申を機に制度設計が始まった管理職昇進の資格・経験を公開した新たな管理職育成システムのそれぞれの功罪を論じている。

これらの先行研究は主として男女共同参画社会基本法(以下基本法)成立後の公立学校の女性の管理職を対象とした研究である。管理職登用におけるジェンダー格差解消のために同法施行以降の検討の重要性は勿論であるが、本稿では、発足時に遡って高校校長の女性の割合の変遷やジェンダー格差の状況を明らかにすることもまた格差解消の道筋の考察につながると考えている。なお、小・中学校については早くから多くの研究の積み重ねがあるが、『二十世紀の女性教師 一周辺化圧力に抗して一』(河上 2014)の中に小・中学校管理職の問題について同書の副題の視点から考察を進めた論究がある。

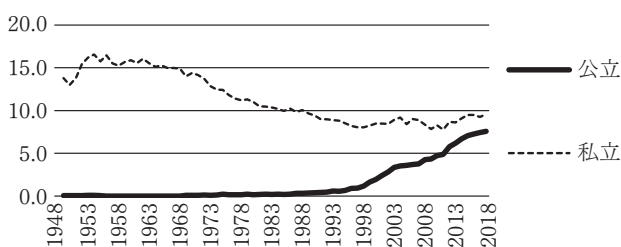
4. 調査結果

1) 校長の女性の割合の変遷

公立と私立の高校校長の女性の割合は図1のように近年までかなり対照的に変遷した。

1948年度～1955年度の公立高校の女性の校長は1～2名、女性の割合は0.1%以下で推移したが、私立高校は女性の校長が毎年120名前後、女性の割合の平均15.1%と公私間に大きな違いがあった。続く1956年から1968年までの13年間も、公立高校の女性の校長は不在、一方私立高校校長の女性の

図1 公立高校と私立高校の校長の女性の割合の変遷(%)



資料『学校基本調査報告書』

割合の平均は15.3%で、公私の違いが際立つ。1969年公立高校に再び女性の校長が登用され、以後漸増し1998年に1.2%に達した一方で、私立高校は14.0%から8.0%へと減少した。公私間で増減の向きが逆でやはり公立校・私立校それぞれの変遷の様子は大きく異なる。公立高校校長の女性の割合は1996年以後毎年前年を上回って2018年に7.6%となり、一方私立高校も2011年度の7.8%を底に多少の上下動を含みながらも2018年には9.6%にまで戻った。発足時に比べ両者の差は狭まり、どちらも上昇傾向にある。このような女性の割合の変遷のいくつかの節目に

注目しながら、公立高校、私立高校それぞれの調査結果を述べる。

1-1) 公立高校校長の女性の割合の変遷

① 1948年～1955年・・・女性の校長の誕生（戦後の教育改革期）

戦後の教育改革で旧制中学校・高等女学校・実業学校が単一の3年制高等学校となり⁸、1948年新制高校が発足した。この年、高等女学校から共学の新制高校となった福岡県立西福岡高校校長に都築貞枝が就任した。全公立高校唯一の女性の校長であった。

旧制中学校・高等女学校教員の学歴・収入・社会的地位は小学校に比べて高く、府県立学校ともなれば校長はほぼ男性が占めていた。例えば1917年臨時教育会議答申に、「希望事項 女学校ノ校長及視学委員ニハ学識経験ニ富メル適良ノ女子ヲモ任用スルノ途ヲ講セラレムコトヲ望ム」とある。また、1915年～1940年の「全国高等女学校実科高等女学校ニ関スル諸調査」を資料に、県立高等女学校校長名から女性と思われる氏名を抽出し後身校の現県立高校に性別を問い合わせたところ、性別は全て男性ということであった⁹。

このような状況から、初めて男女共通の教育となった後期中等教育の県立高校しかも共学校の女性の校長の誕生は画期的なことであった。1953年には宮城県立鼎が浦高等学校（女子校）の校長に西村千代子が登用された¹⁰。2人はいずれも旧制高等女学校教員の出身で（河野 2011）、敗戦直後の民主主義意識高揚の中で占領軍の意向も重なって新時代の教育の象徴として登用されたと考えられる¹¹。なおこの時期の教員の多くは都築・西村同様、旧制学校卒で、管理職に適した年齢（45歳以上）の女性教員の割合は5%未満であった。

② 1956年～1968年・・・女性の校長の不在期（高度経済成長期）

しかし、前述のような動きは広がらず、この2人の退職後、13年間に渡って公立高校は女性の校長が不在となる。この時期の45歳以上の女性教員の数・比率及びその学歴構成は前の時期とほぼ同じである¹²ので、13年間にわたる女性の校長の不在の要因は人材不足ではなく、女性の校長登用という気運がなくなった社会状況を推測させる。小学校でも、戦後間もなく本格的な女性の校長登用が婦人解放や教育制度刷新等の民主化政策の一環として進められ、1952年度に41都府県117人に増加していた（河野他 2011）が、1955年から11年間は100名以下でその割合も他の時期には見られない0.4%台という低レベルが続いた。

1952年サンフランシスコ条約発効によって日本は独立を回復、戦後の教育改革を後押しした占領軍が撤退し、一方1955年の神武景気に始まり岩戸景気、所得倍増計画へと続く戦後高度経済成長期となり、生活程度を中流とする生活意識が多数になった（神林 2012）。1961年国民年金制度、所得税配偶者控除等が設けられるなど、稼ぎ手の男性が長時間の生産労働に従事し、女性が主婦として家事・育児など再生産労働の担い手としてそれを支える性別役割分業のシステムが日本の社会に広まり、戦前は都市の一部の階層が中心であった主婦が一般的になった。「主婦らしさ」の定型が成立した時期（落合 1990）である。当時の代表的婦人雑誌『主婦の友』グラビアに「母・妻」としての皇太子妃の写真がしばしば登場し、「専業主婦をモデルとした性別役割分業の枠組みにあてはめた報道が行われていた」（坂本 2019）。

働き続ける女性は逆風の中にあっただ。高度経済成長のための膨大な労働力の一環として低賃金若年女子労働者が増加したが働き続ける女性が増加すると女子若年定年制・結婚退職制が強要され始めた。学校でも、教員は法律上男女平等だが小・中学校に女性が増加してくると1950年代

に中高年齢の女性教員に対する退職勧奨が全国で広がり、これに対する教職員組合の反対闘争も広がった(工水戸 1990)¹³。教育政策では、1963年普通科女子生徒の家庭科必修化、1966年中教審答申で「女子に対する教育的配慮」が示されると、これを受けて1970年家庭科女子全員必修が導入された。中教審答申前1962年には産業経済界の委員を含む中央産業教育審議会が「男女それぞれの特性に応じた教育が必要」であるとして高校家庭科の女子必修化を建議していた(朴木 1990)。総じてこの時期は女性に再生産分野を担わせようとする力が明確に強まった時期であったが、一方では解雇無効の裁判闘争により1966年に東京地裁で婚姻退職制無効判決が出るなどの動きも出てきていた¹⁴。

③ 1969年～1998年まで・・・女性の校長再登場、基本法以前の30年間

世界的なウーマンリブ運動のうねりの中で日本もその勃興期であった1969年、再び北海道公立高校校長に女性が3人登用され女性の割合は0.1%となった。しかしその後の上昇は遅々とし、0.2%になったのは「国際婦人の10年」スタート3年後の1978年で女性の校長再登用の約10年後であった。0.3%になったのは1985年女性差別撤廃条約の批准、1986年均等法施行を経た後の1987年であり、この間もまた約10年を要した。この頃には新制大学初の卒業生(1953年卒)の教員が50代後半に達していた。この時期は1986年の新年金法(第3号被保険者)、1987年の労働者派遣法、配偶者特別控除なども制定され、女性の社会進出に向けてアクセルとブレーキが同時に踏まれるような状況もあった。女性の校長数が2桁になり女性の割合が0.3%になった1987年からは上昇スピードが少し速くなったが、初めて1%台になったのは更に約10年後の1998年で、1994年総理府の男女共同参画審議会設置、1995年第4回世界女性会議開催の後であり、日本の女性差別撤廃条約批准から10年以上経った後である。

④ 1999年以降・・・基本法施行以降、女性の割合上昇加速

1999年基本法施行以降女性の割合の上昇は少し加速した。校長の女性の割合が初めて1%台になった1998年以降は数年で1%ずつ上昇、2018年度には7.6%に達した。1999年の基本法施行、2000年の国連女性2000年会議、男女共同参画社会基本計画の閣議決定など男女平等に関する国際的な動きや国内の法制度改革・行政の取組があり、公立高校の教育行政に直接携わる地方自治体も「男女共同参画に係る計画」を2002年には全都道府県で策定、「男女共同参画・女性に関する条例」は5県を除いて成立するなどの動きがあった。

以上のような公立高校校長の女性の割合の変遷は公立小・中学校校長の女性の割合の変遷との相関係数がそれぞれ0.90、0.96である。女性の校長への登用に関しては、自治体間での多少のばらつきはあっても、公立校は校種にかかわらず、全体として社会の男女平等の意識や国の方針に沿って変遷してきたと言える。

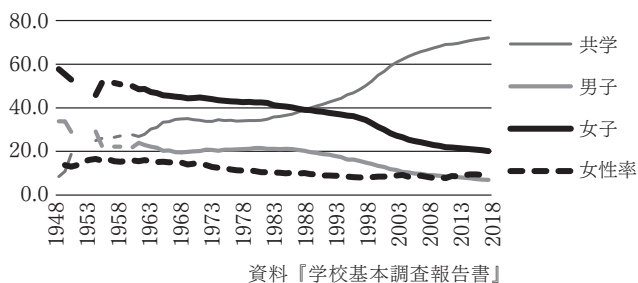
1-2) 私立高校校長の女性の割合の変遷

一方、私立高校校長の女性の割合は先に見たように近年まで公立高校と対照的で、校長に占める女性の割合は1940年代から50年代にかけて公立校に比べて格段に高かったが、その後2010年代初めまで多少上下しながらも減少が続いた。これとよく似た変遷を示したのが私立校の男女別学校の割合である(図2)。女性の校長の割合と女子校¹⁵及び共学校の割合との相関係数はそれぞれ0.807と-0.759である。

戦後の学制改革で中学校は原則男女共学、高校は地域の特性に合わせて判断するとされた。実

際には、公立校は占領軍の対応の違いにより西日本では共学完全実施が多く、東日本では男女別学が多く残り（橋本 1992）、一方私立校は旧制中学校・高等女学校等がほぼそのまま男子高・女子高に移行した¹⁶。当時高校の男女共学には反対の世論が強く、その主要な論点は「〇女と一緒にでは学力が下

図2 私立校・男女別学校と女性の校長の割合の変遷（％）



資料『学校基本調査報告書』

がる〇風紀の乱れが心配〇男らしさ、女らしさがなくなる」（小山 2009）の3点で、男女別学校はこのような保護者の不安の受け皿となった。以上のような状況を踏まえ、似通った変遷を示した女子校の割合と対比しながら、前述の①～④期の区分に従って、私立高校における校長の女性の割合の変遷を述べる。

- ① 1948年～1954年・・・女性の校長の割合・女子校の割合ともに高水準（戦後教育改革期）
私学は独自性が尊重され男女別学校が多く、その中に、女性が創立し校長も務めた女学校が新制女子高校に移行し、創立者の女性が引き続き校長を務めた例が相当数あった。
- ② 1955年～1968年・・・女子校数多く、女性の校長の割合も高水準（高度経済成長期）
高校進学率が1955年51.5%から1968年76.8%と急速に伸び、さらに団塊世代の高校進学も加わって生徒数は急増し、私学でも共学校数が急速に増えたが、まだ女子校の数が最多で、割合も大きく、校長の女性の割合も15%以上が続いていた。「男は外で働き女は家庭を守る」という考えが行き渡っていった時期である。
- ③ 1969年～1998年・・・校長の女性の割合及び女子校の割合の漸減と共学校割合の増加
1969年には高校進学率は79.4%になり、女子（79.5%）が男子（79.2%）を超えた。男女別学校の割合は漸減し、1988年に共学校の割合が女子校の割合を超え、1998年には全体の50%を超えた。この間私立高校校長の女性の割合もじりじり下がっている。
同じ期間の公立高校における女子校の割合と校長の女性の割合の相関係数は-0.85である。女子校の割合が上昇した時期¹⁷に女性の校長が不在になり、女子校の割合が減少し共学校の割合が増加する中で女性の校長が増えていった状況は、教育を取り巻く男女平等の意識の進展に沿った変化とも言えよう。それに対して私立高校の場合は、女子校の割合が下がり共学校の割合が増えると校長の女性の割合が低下していった。まるで、「女性が担うのは女子の教育、女性の活躍は女性の領域で」と言わんばかりである。
- ④ 1999年以降・・・校長の女性の割合の2011年度までの下降傾向とその後の上昇傾向
基本法が施行され男女共同参画基本計画策定が課題となる中でも、2009年度と2011年に校長の女性の割合が7.8%まで落ちたが、2012年度から8%台、9%台へと回復、女性活躍推進法が制定された中で、今後かつてのように下降傾向を続けることはないであろう。
公立・私立高校校長の女性の割合の変遷は以上の通りであるが、加えて、変遷の様相をより詳細にとらえるために、上記①の時期にすでに112名も存在した私立高校の女性の校長の人物像と1969年再び女性が登用されて以降基本法施行までの③の時期の公立高校の女性の校長の経験の

調査を行った。

2) 新制高校発足期の私立高校の女性の校長

管見では新制高校が発足した 1948 年度の学校名・校長名をともに記した資料はなく、時期的に一番近い『昭和 29 年度学校法人一覧』（私立学校振興会）を資料として用いた。作業は、①上記一覧から高校校長名のうち女性名と思われるものを抽出し、② Web 検索で現在の校名を確認し、③当該校HPより 1954 年当時の校長名を確認、④沿革により建学の精神を調べるという手順で進めた。校長が女性であると把握できた 129 校をミッション・スクールと非ミッション・スクールに分け¹⁸、その校長や学校の特徴を表 2 にまとめた。

表 2 昭和 29 年度「女性」が校長の学校について

		非ミッション・スクール	ミッション・スクール
昭和 29 年度	校数	76 校 (129 校中 59%)	53 校 (129 校中 41%)
	校長	創立者自身 35 校 (46%)	キリスト教信者。(シスター等)
創立時	旧制時代	71 校 (76 校中 93.4%)	37 校 (53 校中 69.8%)
	学校・塾	裁縫 32、技芸 4、職業 2 (計 38 71 校中 53.5%) // 高女 4	裁縫 2、職業 1、技芸 1、商業 1、語学 4 (計 9 37 校中 16%) // 高女 9
	創立者	女性が多い (48 名 67.6%)	修道女会・修道会等キリスト教関係
前身校	高等女学校	28 校 (71 校中 39.4%)	28 校 (37 校中 71.8%)
	それ以外	高等技芸学校・〇〇女学校 女子商業学校 他	〇〇女学院・〇〇女学校・〇〇学院 他

1954 年度、判明しているものは全て女子高校である。前身校は、不明が 5 校、男女別不明が 2 校、男女併存の学校が 1 校で、他は女子の学校である。旧制時代の創立は 108 校、高等女学校は全体では 5 割を少し超えている。また、非ミッション・スクールは相対的に高等女学校が少なく、沿革記事（学校HP）には創立者が女性の自立に裁縫の技術が役立つとして始めた裁縫塾から出発したという記述が目立つ。これらの学校の半数近くは大正期創立で、大正期は第一次世界大戦を契機に職業婦人の数が増加し、職種も拡大した時期であった（小山 1991）。職業婦人が論じられたのは主として高等女学校卒業生に関してであったが、裁縫塾や裁縫学校もこのような時代の趨勢の中で志ある女性たちによってスタートしたものであろうか。このように昭和 29 年当時の私立高校の女性の校長の中には女性の自立のための教育の必要性を感じて自ら女子高校を運営しようとした人物あるいはその思いを継いだ人物が少なからずいた。しかし、女性の自立を願う思いの向かう先は、女性の性別役割に沿う教育であった。

3) 再登場から基本法まで 30 年間の公立高校の女性の校長

前述の③期 30 年間は均等法の前後で女性の登用に少し差がある。均等法前約 20 年間に新たに女性が登用されたのは 10 道府県、均等法後約 10 年間は 17 道府県であった。1969 年北海道立高校川原イトや、1974 年愛知県立高校藤井敏子の着任の言葉¹⁹には、男性中心の教育界に新風を吹き込もうとする気概がうかがえる。これら③期の初期の校長は①期の 2 人と同様旧制度学校の卒業であるが、均等法施行時には新制大学卒の女性たちが校長適齢の 50 代に入っていた。均等法から基本法の間 10 年余に管理職に登用された女性の人物像や意識等を知るために、大阪府

立高校校長を務めた女性たちに質問紙調査とインタビューを行なった。大阪府立高校では1987年女性の校長第1号が誕生し、以後女性の校長は途切れることなく、基本法施行後、府の公立高校の女性の割合は毎年全国平均を超え、いわば女性登用の先進例とも言える地方自治体の1つである。

表3 調査協力者のプロフィール 教員養成系大学出身・・・〇印

	担当教科		主な異動歴
A	社会科	〇	私立高→退職→府立高→教頭→校長3年
B	数学科	〇	府立高→教頭→校長3年
C	国語科		高校非常勤講師→府立高→教頭→校長3年
D	英語科		府立高→教頭→校長5年
E	保健体育科	〇	府立高校→教頭→知事部局(課長)→校長4年
F	英語科		府立高→教委→知事部局→校長1年→教育センター所長
G	養護教諭		保健師→退職→養護教諭→教委→教頭→校長3年
H	理科		異動歴の質問項目の回答(2018)は無記載

質問紙調査は2019年7月17日～8月1日に実施、基本法以前に教頭や指導主事等に就任、その後府立高校校長に昇任した女性のうち、2006年の現行教育基本法施行以前に退職した女性11人に協力を依頼し、8人から回答を得た²⁰。インタビューは回答紙にインタビュー可とあった4人に依頼し、2019年11月15日～12月2日に行った。

質問紙調査は基本的には5択の選択肢設問でそれぞれに自由記述欄を設けた。質問紙の結果は次の通りである。

教職に志した理由は「教育という仕事にひかれた」と「教職は男女平等度が高く、安定した仕事だった」をそれぞれ5人が選んでいる(複数選択)。既婚者7人のうち6人は両立が難しかったライフイベントとして育児を挙げている。昇任選考はほとんどが管理職の勧めで受け「学校全体のために何かすべきだ」「管理職なら学校を変えられる、校長はやりがいのある仕事だ」「管理職の仕事に好奇心があり仕事を極めたい」「女性の先輩からの影響があり、また女性だから逃げてはいけない」と思ったということである。全員大阪府立高校では3番目以降の女性の校長で、自由記述の項など③期の前半の女性たちに比べ淡々と受け止めている感があり、女性の昇任がより一般化している様子が伝わってくるが、「女性だから逃げてはいけない」にはジェンダー格差の中で仕事を続けてきた思いがこもっている。男女平等をめぐる国内外の動向の中で当時心に留まったものを問う設問(複数選択)では、均等法を5人、基本法4人、女性差別撤廃条約批准2人が選択し、ウーマンリブ運動と国際婦人の10年スタートについては同一人物1人の選択だった。

インタビューは質問紙の結果を基に行った。大阪府の当該教科女性教諭第1号であったというBさんから教務主任として生徒に合わせた大胆なカリキュラム改革に取り組んだ力量を認められたという話、スポーツにおける女性の参加拡大を謳ったブライトン宣言が出された頃、知事部局に入り国体の仕事に携わった後、校長となったEさんからは、女性の参画を検討するスポーツ関係の会議中に男性から女性蔑視の発言があつて憤りを感じたという話、Fさんから40代初めに指導主事となりその後知事部局で課長として大阪府男女共同参画基本計画の作成に携わった時女性政策課という課名を男女協働社会づくり課に改めたという話、Gさんからは養護教諭の指導主事がない状況を変えたくて自ら手を上げて選考への推薦を受け、指導主事、教頭を経て、全国初の養護教諭出身の普通科高校校長に就任したという話を聞いた。男女平等をめぐる国内外の動向についての設問に関して「これは私たちが頑張ってきたことの結果だから」という感想が印象的であった。

仕事内容と男女平等度に心惹かれて教職を選び、子育てとの両立に苦労しながら職業を継続

し、世界や国内の男女平等の潮流に心にとめ、あるいは自分たちの頑張りがその流れを作り出したという自負を持ち、管理職登用に対しては「女性だから逃げてはいけない」という思いも抱いて臨んだ姿が浮かびあがってくる。

5. 分析・考察

新制高校発足から現在に至る公立高校、私立高校各々の校長の女性の割合の変遷はこの70年余の間の学校管理職登用におけるジェンダー格差の異なる側面を見せてくれる。

新制高校発足初期の県立高校校長への女性の登用は、旧制県立中等学校校長がほぼ男性であったという中で、いわば教育民主化のシンボルであった。一方私立女子高校には発足時から112名の女性の校長が存在し、その中に旧制時代に女性の自立のための裁縫塾から女学校・高等女学校創立へと行動した女性たちが少なくなかったが、その経営する女子高は女性の性別役割に沿う学校が多く、戦後の教育改革によって「男らしさ女らしさ」が失われるのを不安に思う人々の支持を得た。公立と私立のこの違いはこの時期の民主主義意識高揚の企図と古い男女観の残存の状況を示している。

しかし、1956年からの13年間、公立高校では女性の校長が不在となり、他方私立高校では女子校数が最多を記録、女性の校長の割合も高い水準で推移した。高度経済成長期と重なるこの時期には女性は低賃金若年女子労働者・「再生産」を担う主婦・中年期パートタイマーとして期待され、そのライフサイクルに合う「女子に対する教育的配慮」が中教審答申に記載され、高校の家庭科女子必修に結実した。公立校の女性の校長の不在と私立の女子校での女性の校長の活躍というこの対照的な状況は、高度経済成長期に更新された性別役割が広く行き渡った社会の状況を映していたと言えよう。

1969年、公立高校に女性の校長が復活し、女性の割合は30年かけて1%台に達した。大阪府立高校校長経験者の女性へのインタビュー調査でも女性差別撤廃条約が世界的に様々な分野で女性の社会参加を進め、日本でも十分とは言えないものの男女平等の施策がとられ、女性の登用を進め女性の自覚を促す力になっていたことがわかる。一方私立校では女子校の割合の低下・共学校の割合の上昇と共に校長の女性の割合が漸減して行った。公立高校の場合は世界の男女平等の潮流やそれを受けた国内の政策の変化に沿って変遷し、一方私立高校の場合は、女性の活躍を女性の領域に限定するかのような変遷であった。

1999年基本法制定以降、公立高校校長の女性の割合は一度も前年度を下回ることなく上昇して2018年度に7.6%となった。私立高校のそれは当初まだ下降傾向を続けていたが2012年度頃から上昇傾向に転じたようである²¹。2000年代に入ってから公立高校の明らかな上昇傾向、私立高校の上昇傾向への転換は基本法や女性活躍推進法に基づく諸施策の反映で、政策・施策が共同参画に前向きになれば一定の前進があることを示している。

6 終わりに

新制高等学校校長の女性の割合の変遷は日本の初等中等教育機関の管理職登用におけるジェンダー格差をよく示している。近年までの私立高校校長の女性の割合の変遷は古い女性規範の残滓の上に更新された高度経済成長期の新しいジェンダー規範の体現のような様相を見せ、公立高校校長の女性の割合の変遷もまた高度経済成長期に更新されたジェンダー規範が今なお濃く残っている様を示している。とはいえ、公立初等中等教育機関の校長の女性の割合は世界の男女平等の潮流やそれを受けての国内の政策・施策によって十分とは言えないものの上昇してきた。ここまで見てきたように政策・施策が動けば女性の登用も動く。であるならばまずはもっと大胆な目標と方法を掲げ、その達成のために強力な施策をとるべきであろう。現実的な目標・着実な実行の名目のもと目標を10%も下げ、社会の指導的地位に占める女性の割合30%以上という本来の目標の達成期限が消えてしまったような状況は正すべきである。2010年には公立高校教員の女性の割合が30%を超え、2019年は33.4%である。公立高校の校長が10人集まれば少なくとも3人は女性だという社会の早急な実現を切望する。

文献

- 橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店 1992、303頁
- 朴木佳緒留・鈴木敏子共編『資料からみる 戦後家庭科のあゆみ』学術図書出版社 1990、112頁～121頁
- 神林博史『『総中流』と不平等をめぐる言説：戦後日本における階層帰属意識に関するノート(3)』『東北学院大学教養学部論集』2012、第161号、69頁
- 河上婦志子『二十世紀の女性教師 一周辺化圧力に抗して一』御茶の水書房 2014、208頁、333～361頁
- 河野銀子他『高校の「女性」校長が少ないのはなぜか』学文社 2011
- 河野銀子編著『女性校長はなぜ増えないのか』勁草書房 2017、232～243頁
- 小山静子『戦後教育のジェンダー秩序』勁草書房 2009、32～41頁 『良妻賢母という規範』勁草書房 1991、98～100頁
- 工水戸富士子「女子労働者の平等要求の発展」女性史総合研究会『日本女性生活史 第5巻』東京大学出版会 1990、77頁
- 文部科学省『学校百年史』『同資料編』、
文部科学省『学校基本調査報告書』
- 日本教職員組合婦人部編『日教組婦人部三十年史』労働教育センター 1977、145～147頁
- 西村千代子『射教に生きる』1977、42～43頁
- 落合恵美子「ビジュアルイメージとしての女」女性史総合研究会『日本女性生活史 第5巻』東京大学出版会 1990、229頁
- 坂本佳鶴恵『女性雑誌とファッションの歴史社会学』新曜社 2019、113頁
- 佐藤八寿子『ミッション・スクール』中公新書 1864、239～246頁
- 私立学校振興会『昭和29年度学校法人一覧』、1～165頁

高野良子「公立高校学校管理職のキャリア形成に関する予備的考察」『植草学園大学研究紀要』第5巻、2013、25～34頁「公立中・高等学校の女性校長の登用—47都道府県第1号の分析に基づいて—」『植草学園大学研究紀要』第6巻、2014、41頁

注

1 本表の計算には、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高校通信教育課程の管理職数は含んでいない。

2 右表は2018年度小・中・高等学校の児童生徒数と学校数の設置者別の割合である。大多数の生徒が学ぶ公立校の状況が与える影響は大きい。

2018年度 設置者別小・中・高校の児童生徒数と学校数

	児童生徒数			学校数		
	国立	公立	私立	国立	公立	私立
小学校	0.6	98.2	1.2	0.4	98.5	1.2
中学校	0.9	91.8	7.3	0.7	91.7	7.6
高等学校	0.3	67.5	32.2	0.3	72.7	27.0

学校基本調査を基に作成

3 OECD 主要統計（教育資源、学校長、女性の％）による。

4 学校基本調査「大学の就職状況」を基に計算すると、例えば新制中学校1期生・1957年3月大学卒業の女性は60.7%が教職につき、各学校段階の教員の女性数とその割合は小学校3206人・36.3%、中学校1053人・25.4%、高校943人・22.5%である。

5 国立高校は1971年度から2017年度まで校長が兼務者なので対象としなかった。

6 注2の表、参照

7 公立校の校長の女性の割合は2012年以降中学校が高校よりも低い。校長輩出率については小・中・高各々1.5%、0.6%、0.5%である。学校段階が上がると校長のポストが減り輩出率全体が下がるので、高校の校長の女性の輩出率が最も低くなるが、各校種内の男女の輩出率を比較すると、2012年以来高校の男女差が最も少ない。なお、国公立立合計の校長の女性の割合を比較すると、1986年度までは高校が一番高かった。

8 1946年度旧制諸学校募集停止。当時の中等学校（中学校・高等女学校・実業学校（甲））の学校数・教員数・生徒数はそれぞれ、中学校793校・21030名・707878名、高等女学校1413校・30314名・948077名、実業学校1583校・31514名・776409名、計3789校・82858名・2432364名であった。1948年度の新制高校は3575校、教員86083名、生徒1203963名で、教員の女性の割合は18%である。

9 問い合わせに漏れがあるかもしれないこと、性別不明との回答が30%弱あること、1940年度以降は調査が実施されなかったことなど、完全な把握には至っていない。

10 『射教に生きる』（西村千代子、1977、42頁）に「昭和27年7月8日、宮城県が浦高等学校校長となり、……当時、婦人の高等学校長は全国でも私が最初であり、私だけでありました。」とある。全国初の福岡県立高校の女性の校長の情報は伝わっていなかったと思われる。なお、西村は1948年高等女学校教諭から、児童福祉法に基づき設置された県民生部児童課の初代課長となっていた。

11 「新教育指針」（文部省1946）に「……日本においても今日まで教育について方針をたてたり、これを実際に行ったりすること、ほとんどすべて男子によってなされた。……女教師は校長としても教育行政官としても、立派にその役割を果たすことができるである

う。」とある。また、公立中学校の例で、占領軍から何が何でも女性校長を出すようにと言われた「地方事務所の先生方」から、「引き受けてもらうまでは帰れない」と迫られて、教頭ならと承諾したところ「女性校長誕生」となってしまった、というインタビューでの語りがある。(高野 2014)

- 12 『二十世紀の女性教師』(河上 2014 208 頁) にならって、学校教員統計調査の年齢区分別・性別教員数を用い、45 歳以上(管理職適齢期)の女性教員の構成比を計算した。1953、1956、1962、1965 各年度は各々 2.7%、3.1%、2.5%、3.2%であって、公立高校①期と②期とでその比率に大きな差はない。
- 13 『日教組婦人部三十年史』(日教組婦人部 1977 148 頁)によると退職勧奨の理由は「(1) 高齢者である(45 歳内外)(2) 共稼ぎである(3) 子どもが大きくなっている(4) 教育能力が低い」であった。
- 14 男女定年差別の違法が確定したのは 1981 年最高裁判決。
- 15 学校基本調査の男女別学校数は実際に在学している生徒の状況による分類だが大多数はこの呼び方に合致するので、以下女子校・男子校・共学校と記述する。
- 16 「高等学校においては、必ずしも男女共学でなくてもよい、男子も女子も教育上は機会均等であるという新制度の根本原則と、地方の実情、なかんずく地方の教育的意見を尊重して決定すべきである。」(「新教育制度実施準備の案内」1947 年)とされた。また、「私立の高等学校は、旧制の中学校・高等女学校等の転換であったため・・・三原則の強制も受けなかった」(『学制百年史』)。
- 17 女子校数は 1949 年 653 校から翌年 99 校へと急減したが、1954 年また増え始め 1975 年に最多の 213 校であった。率は 1969 年 6.53%が最高である。以後、校数・率ともに基本的には減少を続け、2018 年に 32 校・0.9%になった。
- 18 ミッション・スクールは『ミッション・スクール』(佐藤 2006)の巻末「日本のミッション・スクール一覧」により判断した。女性の校長の数は岡山県と広島県の同じ法人名・所在地・校長名の学校の記載を整理すると学校基本調査の 128 名と一致する。なお、学校 H P の記事は 2016 年度のものを中心である。
- 19 『高校の「女性」校長が少ないのはなぜか』(河野 2011 66,67 頁)によった。
- 20 無回答は物故者 1 名、宛先該当なし 1 名、返信なし 1 名の 3 名で、大阪府第 1 号の女性からは返信なしであった。なお、事前に物故・入院等判明の人物は除いて依頼した。
- 21 2019 年度愛知県東邦高校に、県内私立共学高校における初めての女性の校長が就任(学校 H P)。共学校での女性登用の壁が解消されてきているということの例であろう。

A Suggestion for Women Who Will Get Married by Niki in Kazuo Ishiguro *A Pale View of Hills*

Akemi IWAMOTO

(Mukogawa Women's University Graduate School)

Kazuo Ishiguro is one of the most celebrated British novelists in the world. He was born in Nagasaki, Japan and moved to the United Kingdom in 1960 when he was five years old. In 2017, he got the Nobel Prize for Literature.

This paper will discuss how women waste their life away after they get married in Ishiguro's first work, *A Pale View of Hills* (1982). There are three main women characters, Etsuko, Sachiko and Niki in this book. Etsuko is a narrator, and she looks back on two events in the past. One is a short stay with Niki, who is Etsuko's second daughter and goes back to her hometown from London in 1980s. Another is old summer days with Sachiko in Nagasaki in the 1950s. These women often talk about 'marriage' and their ideal life.

Etsuko asks Niki about her mind to get married, but the daughter does not intend to do so. Niki considers that there is plenty of things she could do women but to marry, and many women should know how their life is wasted away for taking care of their husband and kids. In Niki's opinion, women would be just a miserable houseworker without finding a place in social organization. On the other hand, Etsuko and Sachiko never imagine that they live in unmarried life. They believe that women's life is to work for their family without any questions. However, they seem to have unsatisfied feelings after marriage.

Niki's idea of marriage would be a hint for why Etsuko and Sachiko could not live with their family happily. Referring to the gender values in Japan, England and America from the 1950s to 1980s, this article will focus on how women face their life.

カズオ・イシグロの『遠い山なみの光』における女の人生

— 「目を覚ました女」 になるために —

岩本朱未
(武庫川女子大学大学院)

1. はじめに

カズオ・イシグロは、1954年、石黒一雄として長崎に生まれた現代イギリス文学作家である。5歳のとき、海洋学者である父が英国の国立海洋研究所(The National Oceanography Centre)の研究員となることを機に渡英して以来イシグロは英国で教育を受ける。日本を再訪するのはおよそ30年後の1989年のことで、それは、作家として「私が考える日本」(my own version of Japan)を小説に書くのを待ってのことであった。1983年にイギリス国籍を取得し、現在は妻と娘とロンドンに在住している。

作家の道を歩む前、イシグロは、シンガーソングライターを志し音楽活動に取り組み、またソーシャルワーカーとしての活動もしていた。そのとき、ホームレスの人々のサポートをするウエスト・ロンドン・キュレニアンズ(West London Cyrenians)という団体に妻ローラ(Lorna MacDougall)と出会っている。そして2017年、イシグロはノーベル文学賞を授与され、それを機にイシグロ文学研究が加速したことは言うまでもない¹。現在主流となっているのは「記憶」をテーマにした研究で、イシグロ本人も「記憶は素晴らしいデバイスだ」²と述べ、それを扱うことに関心があることをたびたび言及している。

本論では、イシグロの処女作である『遠い山なみの光』(*A Pale View of Hills*, 1982)を取り上げ、そこで描かれる「女の人生」について考察する。物語は、1980年前後のイギリスの田舎で次女のニキと過ごした5日間と、1950年代の長崎でサチコという女と過ごした数週間のふたつの回想を交錯させるエツコの語りから成る。どちらの回想でも結婚が話題の中心にあり、3人の女がそれぞれの生き方を模索する姿がうかがえる。本論ではとくに、エツコとサチコ、ニキの生きた時代を参照しながら、結婚について、彼女たちがどのようなジェンダー観に影響されているのかについて分析する。

2. 女の人生と結婚

まずはエツコとニキの母娘のエピソードに焦点を当てる。ニキは、エツコが再婚したイギリス人の男とのあいだに授かった次女で、現在はロンドンでひとり暮らしをする成人である。彼女が何をして生計を立てているのかは明らかではないが、ニキは女の幸せを結婚と結びつけるような考えを持った女ではない。エツコが再婚するのは長女ケイコが7歳のときである(128-129)³。

日本人の夫ジロウとの娘ケイコを妊娠していた時期が朝鮮戦争（1950-53年）の時期と重なるというエツコの記憶（10-11）をもとにすると、ニキは1960年前後に生まれ、母娘が会話する現在は1980年前後であると推測される。

ふたりはたびたび結婚を話題に会話をするが、ニキは『結婚』とは自身の行動が制限される不自由なものだとする考えを崩さない。たとえば、ニキの友人が19歳で未婚だが出産したことが話題になったとき、エツコは「あなたもじきに結婚して、子どもが生まれるかもしれないわね。ちいさい子はかわいいわ」（48）と娘を持った母として、生まれてくる孫の世話をする将来を期待する言葉をかける。しかしニキは「子どもなんかいちばん嫌い」（48）で、それは彼女自身がまだ若いからではなく「ただ周りで大勢のちびにキーキー騒がれるのが嫌」（48）だからだと言うが、子育て以前に、そもそもニキには結婚願望がない。それは、彼女には結婚した女は「子どもとくだらない夫に縛られたみじめな人生」（89-90）を送っていながら、その状況に対して「勇気を出して何とかすることもできず、そのまま一生を終えてしまう」（90）ように見えているからである。女にとっての結婚がいかに「つまらない人生の始まり」であるか、ニキは母に語るのだ。とくに母と娘が異なる結婚観を持っていることは、エツコがニキに結婚の予定をたずねる下記の会話によくあらわれている。

「まだ、結婚する予定はないのでしょうね」

「結婚なんかして、何になるの」

「ただ聞いてみただけよ」

「どうして結婚しなきゃいけないの。どういう意味があるの」

「ただロンドンで——暮らしていただけ？」

「そうね、なぜ結婚しなくちゃならないの。ばかげてるわよ、おかあさん。[中略] 女はもっと目を覚まさなきゃだめよ。みんな、人生はただ結婚してうじゃうじゃ子どもを産むものだと思うけど」

[中略]

「でも、結局、ほかにたいしたことがあるわけじゃないでしょ」

「まあ、おかあさん。やれることなら、いくらでもあるわよ。夫とうるさいちびをうじゃうじゃ抱えてどっかへ押し込められるのなんか、まっぴらだわ。でも、どうして急にそんな話を持ち出したの」

「ただ、これからどうするつもりかと思っただけよ」わたしは笑った。「怒ることはないじゃない。もちろん、あなたはあなたの考えるように生きればいいわ」（179-180）

「結局女の人生には結婚と子育てをする以外には何も無い」と語るエツコは、女は結婚し、母として主婦として、家庭のなかでの役割を担うことが当然だと考えていることがわかる。たとえそれが夫や子どもに縛られた生活であったとしても、エツコは「それが女の人生」だと受け入れているのだ。一方でニキは、母のように家事に従事して生きるつもりはなく、「女の人生は、結婚し、妻として母親として、誰かのために献身的になるだけのものではない」と訴える。

ニキの生きるイギリスの時代は、1960年代から80年代において欧米や日本で起こった第2波

フェミニズムの時期と重なる⁴。江原は、第1波フェミニズムで焦点化された「公的領域である政治領域や社会領域における男女平等を阻害している主要要因」⁵として、「近代社会において規範とされてきた家庭内の性別分業と、そこにおいて多くの女性に課されている女性の家庭内役割の重圧」⁶を第2波フェミニズムでは問題に挙げたと分析する。つまり、「女性が経済的に自立できないほどの重い負担を追わざるをえない性別役割分業のあり方の変更を、すなわち家庭内役割の軽減を」⁷求めたのである。こうした現実の状況を鑑みると、ニキは、母エツコの存在や社会の動きをとおして「女は家庭で家事育児」というジェンダー観に疑問を持ち、女はもっと「目を覚まして」家庭の外の世界で生きる生き方も視野にいれるべきだと考えるようになったのではないだろうか。次項では、家庭以外の場所にも女の人生はがあると気づいた「目を覚ました女」になれず、家庭に押し込められてしまったふたりの女、エツコとサチコに注目し、戦後まもない日本のジェンダー観に照らし合わせながら、両者の歩んだ人生を分析する。

3. 結婚にとらわれる女たち

1) エツコの場合

エツコにはジロウという夫がいた。その夫とは死別なのか離婚なのか、どんな出来事があった再婚に踏み切ったのか、そうしたことを彼女は明かさないが、エツコの語るジロウは「むずかしい顔の、小柄でずんぐりした男」(28)で、「いつも身なりにうるさく、家にいるときでさえしじゅうワイシャツにネクタイを締めていた」(28)神経質そうな人物である。また、ジロウは空いた湯呑に茶を注ぐのは妻の仕事だと言わんばかりに黙ったまま湯呑を突き出して待っていたり、ネクタイの在処がわからないことを妻の整頓不足のせいにしてたり、妻を家政婦のように考えている男でもあった(132-133)。そんなふたりの夫婦関係は、お互いに思うところがあっても「はっきり口に出して話し合うような間柄ではなかった」(126)とエツコは語る。勤め先でも横柄な態度をとっているらしいジロウは、部下からは冗談まじりに「暴君」と称され「いつも奴隷のようにこき使われている」(61)と訴えられる場面もあるが、社内では出世街道を歩む有能な人物でもあった。

また、エツコの近くには「オガタさん」という、夫ジロウの父親の存在があり、彼とはジロウよりも長い付き合いなのだと語る。エツコは戦争で「ナカムラさん」という恋人らしき人物と家族を亡くしている(76-77)。そのとき、オガタに引き取られた縁から、エツコは彼の息子ジロウと結婚する運びになったようだ(76-77)。オガタは戦前の日本の学校教育のために尽力し、大きな影響力を持った人物であったようだが、戦後には一変して冷遇され、隠居のような立場に追いやられている。彼はアメリカ風になりゆく学校教育をはじめ、敗戦を機に変化する日本の在り方を批判している。

ある夜の遅い時間、ジロウがオガタと将棋を指していたとき、ジロウの部下がふたり、酔った勢いで家にやってくる場面がある。部下たちは既婚者で、妻に帰りが遅くなると言いそびれたまま飲み歩いてしまったために帰宅しづらくなり、ジロウの家へ寄ったと話す。ジロウはふたりに家に迎え入れエツコに茶を出すように言うが、部下ふたりは「奥さん、どうぞ座ってください、すぐに帰りますから」(61-62)と遠慮する。それを聞いたエツコは座りかけたが、ジロウが

怒った顔をするのを見て茶を出す準備をする。結局ふたりの部下はオガタ家に上がり込み、しばらく談笑する。そのうちにジロウは、部下のひとりに以下のように尋ねる。

「このまえの選挙のとき、おまえは奥さんがおまえの言う通りに投票しないとゴルフクラブで殴るって言ったんだって？」

[中略]

「ゴルフのクラブだなんてでたらめですよ」

「しかし、奥さんに言うことを聞かせられなかったのは事実なんだな」

「まあ、誰に投票しようと、それは彼女自身の権利ですからね」(62-63)

この会話を聞いていたオガタは、「それは本当の話ですか」(63)と息子たちの会話に口をはさむ。その瞬間、その場からは笑いが消え、話題の中心だった部下のひとりとはあらたまった態度で「まさか殴ったりはしません」(63)と返答する。しかしオガタが問うたのは、夫婦が「別々の党に投票したのか」(63)ということだった。これには部下は肩をすくめ、体裁が悪そうにしのび笑いをしながら肯定し「仕方がないでしょう」(63)と答えたのだった。

それ以上は何も口を挟まなかったオガタであるが、部下たちが帰ったあとでジロウにこのように言う。

「亭主と細君が別々の党に投票したという話のことだ。二、三年前なら、考えられなかったことだ。じつに驚くべき世の中だ。しかし、これが民主主義というものなんだろう。[中略] アメリカから熱心に学んだものが、すべていいとは限らない。[中略] 呆れるじゃないか。夫と妻で別々の党に投票するなんて。そういうことですでに細君が信頼できないというんじゃない、情けない話さ。[中略] ちかごろの細君は家を守ることがわかっていない。自分勝手に、気分しだいでは別の党に入れる。いかにも戦後の日本らしいね」(65)

オガタの、妻という立場に対する考えはジロウの部下たちとは異なる。あくまで妻は夫に従属するかたちで政治活動に参加すべきで、妻が夫と異なる意見を持つことは家の崩壊だと考えるオガタの価値観は、家を「天皇制的支配体制の基盤として位置づけ」⁸の考えによるものであろうと推測される。「国家を皇室を宗家とする一大家族と見なし、天皇—臣民の関係を宗家—分家あるいは家父長—子という血縁関係」⁹になぞらえ、「天皇への尊崇意識の培養基」¹⁰としての家をオガタは理想としているのだろう。ジロウは父の考える「妻の在り方」には「そうですね」と生返事をするだけでとくに議論をすることはなく、この父子間での価値観の相違は教育を話題にしたとき、より明らかに表れる。オガタは、戦後の日本が急速にアメリカの教育を歓迎し、そのおかげで日本の学校のよい伝統が失われたと批判する。一方ジロウはこの点に関しては父に同意せず、「昔の日本の制度にも欠陥はあったのでは」(66)と意見し、たとえば「日本は神の国で、最高の民族だ」(66)と教わったことは妙だったと述べている。オガタはまさに「そうした精神」を教えなくなった戦後教育のせいで国民の団結力が弱まり、その結果、夫婦で違う党に投票するような日本になってしまったのだと信じている。ジロウは「お父さんの言いたいことはわかりま

すがね」(67)と言いつつも、アメリカ化を批判するのではなく、その過程で失われてもよいものもあると考えている。

戦前の価値観の維持を求めるオガタと、戦後の新しい価値観を受け入れる姿勢も持つジロウの間には相いれない部分がありそうだ。しかし、妻に対する男の立場からの見方については双方とも似たような価値観を持っているのではないだろうか。オガタは「夫と異なる政党に投票する妻の権利」を認めないが、そもそもこの話題を部下に持ち出したのはジロウであった。彼は、部下が妻を従わせることができなかったことに対してオガタのように意見はしない。しかしながら、ジロウ自身は部下の言うような「妻の権利」を認めてはおらず、むしろ自分ならばそうはさせまいと考えているかのようである。部下がオガタ宅の戸を叩いたとき、玄関へ向かい彼らを出迎えたのは妻エツコで、ジロウは将棋盤の前から一歩も動いていないのだ。客人のために茶を入れるよう妻に無言で指図するジロウとエツコの間には、「連絡を怠ったがために妻の待つ家へ帰りづらい」とこぼす部下たちのような夫婦関係が築かれているとは想像しがたい。

このように描写されるジロウという人物を、荘中は「男尊女卑的だ」と指摘するが¹¹、エツコ自身は、元夫をなつかしむ気持ちはないにせよ「彼は家族のために一所懸命働き、わたしにも同じことを期待していた。彼は彼なりに誠実な男だったのだ。そればかりか、娘と暮らしていた七年間は、娘にとってもいい父親だった」(90)と振り返るだけで批判はせず、彼女に男尊女卑という認識があったかどうかはわからない。これは、エツコが、ジロウと夫婦であった時代、つまり1950年代の高度経済成長期へ突入してゆく日本の家族観を受け入れていたからであると推測する。上野は「高度成長期は、男にとってはいわば『一億総サラリーマン化』の完成、女にとっては、『サラリーマンの妻』=『奥さん』に成り上がる夢の完成であった(強調原文ママ)」¹²と分析するが、この男女のモデルにジロウとエツコはちょうど当てはまる。エツコが当時の生活に不満がないことは、「今の暮らしは申し分ないわ。ジロウの仕事も順調だし、今度はちょうどほしいと思ったときに子どもが生まれることになって」(46)とサチコに語ることに表れている。「日本の社会は、滅私奉公する企業戦士とそれを銃後で支える家事・育児に専念する妻、というもともと近代的な性別役割分担を完成し、これを大衆規模で確立し(強調原文ママ)」¹³てゆくが、エツコはそうした専業主婦生活にしないで疑問を持つようになったのかもしれないことが、以下のニキの言葉から推測できる。

「とにかく、ときには賭けなくちゃならない場合があるわ。おかあさんのしたことは正しかったのよ。ただ漠然と生きているわけにはいかないもの。[中略]おかあさんがそのころの生活で満足して、そのままじっとしていたとしたら、ばかよ。すくなくとも、努力はしたじゃない」(176)

上野は、エツコのようにサラリーマンの妻となった女の「成り上がり」について、それは「その実、女性の『家事専従者』への転落を意味していた(強調原文ママ)」¹⁴と述べている。ニキは、「女は家事と子育てをして当然である」というジェンダー観を受け入れた女の「転落」に気づき、その状態での人生を「漠然としたもの」だとみている。そして、エツコが当時の生活からどうにか脱しようと再婚を選択したことを肯定している。しかし、エツコ自身がその「転落」に気がつ

いているかどうか定かではない。彼女の語りには彼女自身が家事以外の労働をする者として社会に出たという話も、何か熱中できる趣味があるという話も出てこない。再婚した夫には先立たれ、イギリスの田舎の広い家でケイコへの自責の念とともにひとり暮らすエツコは、ニキが心配し、励ましの言葉をかけに様子を見に来るほどさみしい人なのである。そのさみしさは、結婚により、家族以外との人間関係を築く機会を奪われてしまった女のものであろう。けれども、エツコは「子どもとくだらない夫に縛られた女」であることに気がつけず、そうした生き方こそが「女の生き方である」とした近代のジェンダー観に囚われたまま、今なお暮らしているところがある。次項では、エツコと同時代に生きた女サチコが、エツコとは対照的に「自分中心の人生」を奔走する姿に焦点を当て、その生き方や状況について考察する。

2) サチコの場合

(1) 主婦への憧れ

サチコは、エツコが長女ケイコを妊娠中に長崎で出会った女で、マリコという幼い娘を連れて30歳くらいの母親である。学校にも行かずひとりであるマリコに声をかけたことがきっかけで、エツコは留守中のマリコの面倒をみることになり、サチコに頼られるようになる。夫を戦争で亡くしたサチコは、恋人らしきアメリカ人の男フランクと再婚し、アメリカで暮らす計画を実現させようとし、娘のことを蔑ろにしてしまう。しかしその男はサチコとマリコを連れてアメリカへ出航する約束を何度も反故にし、結局、彼女たち母娘が渡米できたのかどうか定かではない。

仕事で海外をとびまわる父親に影響され「アメリカへ行って映画女優になる」という夢を抱いていたサチコは、「よく英語を勉強すれば仕事を持った女になれる」(109)という父の言葉を胸に、英語を熱心に勉強する少女だった。

「今でも覚えているんだけど、父がアメリカからわたしに本を買ってきてくれたことがあったの。[中略] ディッケンズの『クリスマス・キャロル』の英語版だったわ。これで、わたしは野心みたいなものを持ったのよ。この本が読めるような英語の力をつけようと思ったの。惜しいことに結局だめだったわ。結婚したら、夫に勉強を禁じられちゃったの。その本も、夫に捨てさせられちゃったのよ」

「そんな、もったいない」

「夫はそういう人だったのよ。とても厳格で、愛国主義者で、およそ思いやりなんてなかったわ。でも名門の出だったから、わたしの両親は良縁だと思ったの。英語の勉強を禁じられても、わたしは文句も言わなかったわ。どうせもう、あまり意味があるとも思えなかったから」(110)

サチコの結婚は第二次世界大戦の時期と重なり、そうした非常時にマリコを出産したことは「ほんとうに大変だったわ。あんなときに結婚したのはばかだったのかもしれない」(105-106)とこぼしている。また、サチコは夫に従い英語を諦めたかのように語っているが、日本では開戦後間もなく「断固として英語を禁止せよ、英語教育を全廃せよなどという強硬論」¹⁵が出現したため

に英語の学習機会を取り上げられたと読むべきであろう。そうした不自由さや不満はあったが、立派な身分の男を夫にしたサチコは、裕福な環境で家庭を築く人生を送るつもりだったのだろう。しかし、日本の敗戦により、サチコ自身も「戦争でこんなに世の中が変わるなんて、考えてもみなかったわ」(106)と驚くほど社会が一変していくのを目の当たりにする。そしてフランクというアメリカ人の男との出会いをきっかけに英語を取り戻し、彼女は自分の人生の舵を大きく取り直そうとする。

サチコはエツコと出会ったとき、すでにフランクとアメリカへ渡る計画の実現を目標に生きていた。サチコの思い描くアメリカは「子どもを育てるには最適で、日本よりもずっと女にチャンスのある国」(46)で、「女も会社勤めができ、望めば映画女優にさえなれるかもしれない、なんだってできる国」(46)なのである。サチコとエツコが出会った1950年ごろのアメリカでは、「第二次世界大戦を機に多くの女性が軍需産業にかり出され、家庭の主婦の進出は愛国的行為として賞賛された」¹⁶が、戦後には「『女の方は家庭にあり』と考える伝統的な女性像が強調されることになった」¹⁷ようである。それにともない「多くの中産階級の女性は、郊外の小ざれいな家に住み、夫や子どもの世話に明け暮れる毎日を通り、理想的な女性像を現実生きて満足しているように見えた」が、「現実以外で働く女性が増えているときに、家事以外に能力のある女性を伝統的な女性像の枠に押し込めることは難し」¹⁸く、その結果、「1960年代後半から70年代前半のアメリカではウーマン・リップが起こる」¹⁹こととなる。当時のアメリカは、どうやらサチコの思うようなチャンスが誰にでもある社会ではなかったようである。さらに「女に社会進出の機会がある国アメリカ」を魅力的だと語るわりに、サチコには男と同様に賃金労働をし、経済的に自立することについて、十分に現実を見通せていない。

戦後直後、ホテルでメイドをしたり、うどん屋で働いたりした経験のあるサチコだが、それは生活費を稼ぐための仕方のない労働で、本心では「名家に嫁いだわたしがなぜ」と思い、賃金労働を嫌がり軽蔑するような態度をとっている。中井は、サチコのアメリカへの憧れは「しばしば職業への夢として表現される」²⁰と指摘し、「彼女の求めているのは賃金を得ることではなく、職業をつうじて自己実現をすることなのだろう」と分析する²¹。確かに、映画女優になることは彼女の幼少期の夢であった。しかし、サチコはその夢を叶えるためにアメリカへ行きたいというよりは、アメリカに渡りさえすれば日本にいるよりも「裕福な生活」ができると信じているにすぎない。つまり、エツコのような「サラリーマンの妻」として、裕福な環境で家事育児をする女の暮らしを求めているのである。

サチコは、エツコと出会った当時、コンクリート製のアパートが建ち始める地域で、瓦葺きの屋根が地面すれすれのところまでかぶさった木造の家に住んでいた(12-13)。川岸にぽつんと取り残されたように建つあばら家にサチコが引っ越してきたのは、裕福な夫の親戚の家から家出てきたからであった。おじの家はとてつもなく大きく、そこでサチコは、マリコと、おじと、サチコとほぼ同年齢で未婚のおじの娘ヤスコと、ひとりの女中と暮らしていた。つまりサチコは、彼女さえ望めば豊かな生活を送ることができたのである。しかし彼女は、そこでの暮らしに満足しなかった。家事をする女中がいた生活について、サチコは「ほんとうに一日が長いものよ。ヤスコさんもわたしも、何かとすることを探すんだけど、結局一日中おしゃべりでもしているほか、ほとんどすることがないの。あのころはふたりであの家で座り込んでいるだけ」(102)だったと

振り返る。敗戦により急速にアメリカ化がすすんでゆく東京を目の当たりにした結果、英語ができるという強みを取り戻したサチコには、家のなかでただ雑談をして過ごす居候暮らしの閉塞感が耐えられなくなったのだろう。そこで彼女は、アメリカでの裕福な中産階級の女の主婦生活を求め、子連れであることの無茶を承知でおじの家を飛び出したのであろう。

経済的に困っていたサチコは、エツコの紹介で、原爆で夫と長男以外の4人の子どもを亡くしたフジワラさんという女が切り盛りするうどん屋で一時期働いていた。しかしフランクとの渡米が叶いそうになった途端、彼女は「わたしのよな女が毎日うどん屋で働くのがどんなにやりきれなかったか。でも、わたしは文句も言わずに言われるとおりのことをしたわ。でも、それももうすんだのよ。二度とあそこへ行く気にはなれないわ」(46-47)と、エツコから退職の旨を伝えてもらうよう頼む。「わたしのよな女」と言うサチコの自己評価は「名家に嫁いだ英語能力のある女」なのであろう。また、フジワラさんのうどん屋が老舗の有名店ではなく、無一文になった彼女が生活のために開業したものだと知ったサチコは「そういうことだと思ったのよ」(111)と納得するが、この納得には「生き抜くための労働」をせざるを得なくなったフジワラさんへの憐れみと、「わたしはそんな労働に従事する女にはならない」という思いが込められているように見える。つまり、あくまで夫がいて、それもしっかりと生活費を稼ぐ夫により日々の生活が保障されたうえで、サチコは「職業を持つこと」を夢見ているのではないだろうか。1950年代のアメリカにおいて、郊外に住む豊かな中流家庭の主婦の生活とは、毎朝都心へ通勤する夫を笑顔で送り出し、子どもを車で学校まで送り、皿を洗い、洗濯をし、掃除をし、そして夕方には夫を温かい雰囲気と食事で迎え入れるようなものと想像され、アメリカの若い女性をはじめ世界中の女性の羨望の的となっていたという²²。しかし彼女は、自分のためではなく、あくまで「娘のために」そうしたアメリカでの生活を望むと言い張り続けるのだ。当時の理想化された母親像に合わせ、自らもそうした母親であると強調するサチコは、娘を口実にすることで身勝手な自分自身の振る舞いを正当化させ、万一のときの自己弁護にすらしようとしているのではないか。

(2) 「よい母」であることの重圧

サチコが「女も社会に出られる」と繰り返し、アメリカの社会状況が日本よりも発展していることを訴えるのは、幼いマリコにとって外国への移住は大きな負担だろうと心配するエツコとの会話においてである。サチコは「いい、エツコさん。わたしがそんなことを考えてないと思う？ まず娘の幸せについてよく考えてみずに、日本を出る決心なんかすると思う？ [中略] 娘の幸せは、わたしにとっていちばん大事なことなのよ。娘の将来を不幸にしかねない決心なんか、するはずがないわ。何もかもよく考えてみまし、フランクとも話し合ったのよ。マリコはぜったいに大丈夫。問題なんかありゃしないわ」(46)と、娘のことは「母親として」しっかりと考えているのだと強調するが、彼女の言い分には何の根拠もない自信しかない。

そのうえ、サチコがいくら計画を練ったところで、頼みの綱のフランクが少しも頼りにならないのだ。彼は過去に何度もサチコの期待を裏切っている。たとえば、出航間近だと信じるサチコが荷造りを終え、フランクのホテルを訪ねたとき、その部屋はすでにもぬけの殻であった。それを聞いたエツコは、フランクが本当に信頼できる人物なのかと疑うが、サチコは「彼はほんとにわたしをアメリカへ連れていきたいのよ。それが第一なの。何も変わってはいないわ。こんどは

ちょっとそれが遅れたというだけ。[中略] 彼はほんとはわたしをアメリカへ連れてって向こうで堅実な生活をしたいのよ。それが第一なの」(69)と繰り返す。けれどもそれは、現実を直視できていないサチコの一方的な願望に過ぎず、その後の出航計画も再度頓挫するのだ。するとまたサチコは、自分がいかに「娘の幸せ」を第一に考える「母親」であるかを激しく訴える。

「エツコさん、何度も言ったでしょう。わたしにとって一番大切なのは、娘の幸せなのよ。それが第一なの。何と言っても、わたしは母親なんだから。まともな生活なんて考えていないバーの女とは違うわ。わたしは母親なのよ。娘のことを第一に考えなきゃならないの。[中略] じつを言うとね、むしろこうなってよかったと思ってるのよ。娘だってさぞ不安だったろうと思うわ、外人ばかりの国へ行っちゃったら。アメ公ばかりの国じゃ。それも急にアメ公が父親になったんじゃ、あのこには何が何だかわかりゃしないわ」(86)

サチコが強調する「母親」について、当時の日本の家族観に照らすと、男は外で仕事、女は家で家事育児という性別役割分担の受容とともに、女を家内領域に留める「近代家族」化がすすみ、その結果、『自分のことよりも子どものことを優先する』強い愛情を子どもに注ぐような母親像が造られた。この母親像を前提とすると、個人として自分自身の興味や関心によって生きる女性や、『子どもの利害よりも自分の利害を優先する』女性は、母親失格、女性失格として、厳しく指弾されることになる²³のである。サチコはあくまで「娘の幸せ」を強調しているが、客観的に見た彼女の言動にはまさに「母親失格」と見なされても仕方がない部分がある。サチコとマリコの母娘関係は決して良好とはいえないことにくわえ、マリコはフランクを嫌い、渡米もしたくないとエツコに告げている。おそらくサチコ自身も、自分が「立派な母親」であるとは思っていないのだろう。しかし、それを認めることは社会が定める「よき女性像」からの逸脱を意味するため、彼女は繰り返し「わたしは娘の幸せを望む母親である」ことを訴えるのだ。フランクにしても、父親になる覚悟も見られなければ、真面目さにも経済力にも欠ける男なのだからマリコの父親にはふさわしくないのだと、まるで自分に言い聞かせるように「娘の幸せを望む母親」を演じる台詞を吐く。サチコは、「近代家族」が生み出した幻想的母親像に囚われている一方で、「娘思いの母親」であることを自身の無茶な行動の免罪符のように使っている。

しかし結局、サチコはフランクを追うことを選ぶ。真に経済的に自立する道ではなく、「娘のため」に、アメリカ人の男と外国へ渡る道を選ぶのだ。サチコは、貨物船の仕事を見つけたフランクがまず単身アメリカへ渡ったあと、稼いだ金で彼女たち母娘をアメリカへ迎える計画だとエツコに話す。母娘は神戸に一時滞在する予定で、今回はフランクが自ら「わたしたちが神戸で住む家も見つけてくれたし、船にもふつうの運賃の半額くらいで乗れるようにしてくれた」(169)のだから、彼も本気なのだとサチコは信じているが、エツコはいかにもあやしいと感じている。そしてやはり、娘を引き合いに出し、これが最善の選択なのだとサチコは強調する。

「それにマリコだって、向こうへ行ったほうが幸せになれるわ。若い娘を育てるにはアメリカのほうがずっといい場所ですもの。向こうならマリコの人生はどうにでもなるわ。会社に勤めるのも、大学で絵を習って画家になることだってできるの。何事もアメリカのほうがずっと

と楽なのよ、エツコさん。日本じゃ女に居場所がないでしょ。ここでどんな将来を期待できるっていうの?」(170)

日本よりアメリカのほうがよい環境だということを理由に、マリコを連れた渡米を適切な選択だとするサチコであるが、アメリカでは幸せになれると言い切れる具体的な根拠は何もない。サチコが「日本ではだめ」と思う理由は、彼女がエツコとは違い、貧しい母子家庭の家計を支える苦しい立場にあるからではないだろうか。女が社会進出のできる環境があることをアメリカのよい点としてサチコは述べているが、彼女自身、日本では女の社会進出は難しいと挫折するような経験はしていない。自分の英語力を生かした職業に就く努力をしたり、よい稼ぎの得られる仕事を求めたりすることはしていないのだ。やはりサチコの望む理想の生活とは、裕福な家庭で不自由なく暮らす主婦になることなのであろう。それは「わたしのほうの親戚だってそう。最高の地位の人もいた」(44)、「戦争がなくて、夫がいまでも生きていたら、マリコだって家柄にふさわしい生活ができた」(45)と「本来ならばこんなにも落ちぶれた生活をするような女ではない」と訴えるところからもうかがえよう。戦後の新しい世界に刺激を受け、自立した人生を手に入れようとするわりにはサチコには覚悟が足りない。自分の家柄のよさを盾にし、娘思いの母親を演じてまで夫の経済力に頼ることを前提とした人生設計をしてしまう彼女は、戦前に培った自己意識に縛られたまま、そこから抜け出すことができず苦しんでいるようだ。イシグロは、こうした過渡期に生きる女の自縄自縛に陥った姿をサチコに付帯し、描いているのではないだろうか。

4. おわりに

女の人生について、ニキは、女は「妻」や「母親」という肩書を得た途端に夫や子どもに縛られると考え、それを「みじめな人生」だと考えている。そのために結婚し、子育てに追われる不自由な環境で当然のように生きている女や、自分の声を持つことを諦めている女に対し「目を覚まし行動に出るべきだ」と感じている。そんなニキにとっての理想的な結婚とは、妻や母親になったからといって家庭の運営に自らの人生すべてを費やすことを要求されない結婚、つまり、家事や育児と自己実現のバランスをとることのできる結婚なのであろう。しかしこれは、ニキが「女が家庭に縛られている」ことに気がついているからこそ思い描ける理想である。エツコもサチコも、自分の人生を変えようと行動はしたが、ニキと違い「女が結婚せずに生きていく」という考えはなかった。両者とも、女は夫と子どものいる家庭のなかで生きることが自然で幸福なことだと信じきっていたのだ。しかし、これはふたりが悪いのではなく、彼女たちが生きた当時の日本では「女はよき妻として、よき母として、家庭のためにその人生を捧げるものである」と考える近代の家族観、ジェンダー観に支配されていたためである。そうした価値観は日本に限らずイギリスやアメリカにも見られたが、フェミニズムの波とともに問題視されるようになる。

ニキの言う「目を覚ました女」とは、家庭のなかだけに自分の居場所や人生を見出すのではなく、「妻」でも「母親」でもなく「個人」として社会のなかで生きていくことを考え始めた女なのではないか。ニキとエツコの会話がなされた時期は、マーガレット・サッチャーが英国初の女性首相を務めていたころである。中井がサッチャーを「自己実現を果たした女性の究極の象徴」²⁴

として考察するように、ニキは、女が家庭のためだけでなく、自分のために生きることも可能な例を目の当たりにしている。それゆえ「女の人生には結婚と子育て以外にはない」と考える母には、「やれることはたくさんある」と反論するが、ニキが具体的に何を指し、何を為そうとしているのかは語られない。母にもロンドンで何をしているのかは伏せているようで、エツコは「娘はただロンドンで暮らしている」ことしか知らされていない。しかし、「ただ漠然と生きていくわけにはいかない」と考えるニキのことである、主婦ではない何かになろうと新しい女の人生を模索中なのであろう。

イシグロは、本作品のなかで「男は仕事、女は家事育児」というジェンダー観が女を縛り、女が自由に個人の人生を生きる可能性を妨げている様子を描いている。それも、無意識にそうした価値観を受け入れてしまっているがゆえに生きづらい人生を送る女に焦点を当て、誰にでもそうした不幸へ向かう可能性があることを示唆している。エツコの娘ニキは、そうした不幸の原因に気づいた人物として登場するが、それは、彼女が自分を取り巻く環境に疑問を持ち、その違和感と正面から向き合ったからこそその気づきであろう。イシグロは、『遠い山なみの光』に限らず円満とはいいがたい夫婦や家族を頻繁に描くが、それは結婚や家族を否定するためではなく、何が問題でうまくいっていないのかを読者が思考することを期待しているために描くのではないだろうか。そのように考えると、イシグロの作品は、人間にとって重要なジェンダー問題が提起された、大変興味深いものだといえよう。

注

- 1 スウェーデンアカデミーが発表したカズオ・イシグロのノーベル文学賞受賞理由には「壮大な感情の力を持った小説を通し、世界と結びついているという、我々のおぼろな感覚に隠された深い闇を暴いたため」とある。
- 2 イシグロ本人が自身の関心について言及したインタビューは多々あるが、たとえば『ジャパントゥタイムズ・ニュースダイジェスト 第69号』に収録された記事「理想としてのノスタルジア：カズオ・イシグロ独占インタビュー」では以下のように述べている。
「記憶は素晴らしいデバイスだと、いつも思います。それは私たちが自分自身をのぞき込むためのフィルター。自分とはだれか、自分は過去に何をし、どんな人間になったのか。私たちはそれを語る。そして記憶はいい加減でおぼろげで、どうにも操作できる。自分の来し方について偽るのはすごく簡単なのです。(90-91)」
- 3 『遠い山なみの光』からの引用は、Ishiguro, Kazuo, *A Pale View of Hills*, London, Faber and Faber, 2005. に基づき、括弧内に数字でページのみを記す。なお訳文は、早川書房から公刊されている訳書（ハヤカワ epi 文庫）を参考に行っている。
- 4 江原由美子「フェミニズムと家族」『社会学評論』64号、4巻、2013年、554頁。
- 5 同上、554頁。
- 6 同上、556頁。
- 7 同上、556頁。
- 8 加藤千賀子「近代日本の刻実と家族に対する一考察——大正期・内務官僚の思想に見る——」『横浜国立大学人文紀要・第一類、哲学・社会科学』42号、1996年、3頁。

- 9 同上、3頁。
- 10 同上、3頁。
- 11 莊中孝之「記憶の奥底に横たわるもの——『遠い山なみの光』における湿地」『カズオ・イシグロの視線——記憶・想像・郷愁』、作品社、2018年、17頁。
- 12 上野千鶴子『家父長制と資本制』、岩波書店、1990年、196頁。
- 13 同上、196頁。
- 14 同上、196頁。
- 15 大石五雄『英語を禁止せよ——知られざる戦時下の日本とアメリカ』、ごま書房、2007年、95頁。
- 16 有賀夏紀『アメリカ・フェミニズムの社会史』、勁草書房、1988年、90頁。
- 17 同上、91頁。
- 18 同上、91-92頁。
- 19 大嶽秀夫『フェミニストたちの政治史』、東京大学出版会、2017年、82頁。
- 20 中井亜佐子「女に語らせるということ——リアリズムというおぼろな感覚」『ユリイカ』12月号、第49巻第21号、青土社、2017年、141頁。
- 21 同上、141頁。
- 22 平野敏政、平井一麥「女性をめぐる社会環境の歴史的展開——女性年表氏の記載項目から」『帝京社会学』23号、2010年、4頁。
- 23 江原由美子、同上、563頁。
- 24 中井亜佐子、同上、141頁。

使用テキスト

Ishiguro, Kazuo, *A Pale View of Hills*, London, Faber and Faber, 2005.

カズオ・イシグロ、小野寺健記『遠い山なみの光』、ハヤカワ epi 文庫、2017年。

参考文献

明石陽介編『ユリイカ』12月号、第49巻第21号、青土社、2017年。

有賀夏紀『アメリカ・フェミニズムの社会史』、勁草書房、1988年。

上野千鶴子『家父長制と資本制』、岩波書店、1990年。

江原由美子「フェミニズムと家族」『社会学評論』64号、4巻、553-571頁、2013年。

大石五雄『英語を禁止せよ——知られざる戦時下の日本とアメリカ』、ごま書房、2007年。

大嶽秀夫『フェミニストたちの政治史』、東京大学出版会、2017年。

落合恵美子『近代家族とフェミニズム』、勁草書房、1989年。

加藤千賀子「近代日本の刻実と家族に対する一考察——大正期・内務官僚の思想に見る——」『横浜国立大学人文紀要・第一類、哲学・社会科学』42号、1-18頁、1996年。

シャジニナ・ハンナ「日本女性の社会地位に関する歴史的研究」『日本語・日本文化研修プログラム研修レポート集』23巻、56-71頁、2009年。

ジャパントゥイズ編『ジャパントゥイズ・ニュースダイジェスト』第69号、2017年。

- 荘中孝之、三村尚央、森川慎也編『カズオ・イシグロの視線——記憶・想像・郷愁』、作品社、2018年。
- 千田有紀「フェミニズム論と家族研究」『家族社会学研究』2号、22巻、190-200頁、2010年。
- 竹中千春「国際政治のジェンダー・ダイナミクス——戦争・民主化・女性解放——」、日本国際政治学会編『国際政治』、161号、11-25頁、2010年。
- 平井法「カズオ・イシグロ『遠い山なみの光』論」『学苑・人間文化学科特集』773号、78-87頁、2005年。
- 平野敏政、平井一麥「女性をめぐる社会環境の歴史的展開——女性年表氏の記載項目から」『帝京社会学』23号、2010年。

三成美保編著『LGBTIの雇用と労働—当事者の困難とその解決方法を考える』

晃洋書房、2019年7月出版、203頁

香 川 孝 三
(神戸大学名誉教授)

1 本書はLGBTIが抱えている問題のうち、雇用や労働の場に焦点をあてて、そこで直面する困難な問題に国、地方自治体、企業、学校、個人等の関係機関や関係者が取り組むべき課題に対して具体的に解決すべき方向を示した本である。もともとは日本学術会議法学委員会「社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会」が2016年12月に開催した公開シンポジウムの成果を序論と5章にわけた本論と3つのコラムに整理した本である。

2 本書の主張は明確である。序論(執筆・三成美保)に述べているように、LGBTIの包括的人権保障を目指し、その前提として「生存の基盤」としての雇用・労働における人権保障の実現の方向性を示すことにある。そのために、1章(名古屋功)では労働法上の取り扱いがどうなっているか、2章(村木真紀・後藤純一)では企業側がどのように取り組んでいるか、3章(木村愛子)では国際労働機関の取り組み、4章(永野靖)ではLGBTIが職場で直面している困難を法的側面から解決方法を提示し、5章(薬師実芳)では、LGBT自身の自分らしく働くための活動やそれを支援する活動が紹介されている。

コラムでは、職場や学校での通称をめぐる問題(榊原富士子)、マジョリティをどう変えていくかという問題(伊藤公雄)、韓国軍におけるLGBTの問題(國分典子)が議論されている。それぞれは1章毎に記載される問題であるが、分量が厚くなることを避けてハンディーな本とするためにコラムになったようである。さらに資料としてカタカナ表記が多いので、用語解説や代表的な判例や法律の要点が添付されて、読者の便宜を図っている。

3 これまで国、地方自治体、企業、労働組合の取り組みがみられるが、まだ不十分であることが本書で指摘されている。国レベルではLGBTI差別禁止法の制定、行政機関による指導や相談体制、裁判におけるLGBTIへの救済(本書で取り扱われている経産省事件はその後東京地裁から令和元年12月12日に判決が出され、原告側が勝訴している。労働判例ジャーナル96号、令和2年3月)の定着化が望まれている。企業の中では都市部の大企業での先進的な取り組みを地方や中小企業に広げていく必要性が強調されているのはそのとおりである。

それに追加して議論しておくべきことは、雇用や労働の現場である企業では人権を遵守することが生産性を向上させ、利益を上げていくという企業にとってプラスをもたらすことと、逆に人権不遵守が企業にマイナスをもたらすという論点である。人権遵守によって赤字経営に陥り、倒産すれば従業員は失業してしまう。これを避ける必要がある。さらに企業は損益を計算し利益をもたらす戦略を採用しようとする傾向があり、それに訴える必要がある。企業にはLGBTIの従業員だけでなく、男性、女性、障がい者、外国人も雇用されている。このような多様な人材の就労機会を増やして積極的に活用しようとするダイバーシティ戦略が広がってきている。この戦略

をいかす前提として人権遵守が不可欠であり、そのもとで生産性の向上をもたらす工夫が不可欠である。その工夫も議論されていれば、LGBTIの人権保護がより説得力を持つことになったであろう。

逆に人権不遵守が企業にマイナスをもたらす議論としては、人権不遵守は法令順守に違反を意味し、訴訟提起の危険性をもたらし、国連人権理事会が決議した「ビジネスと人権に関する指導原則」の趣旨に反し、企業価値の低下をまねき、ESG投資の観点からみて株価の低下という悪影響の可能性もあることを追加すればマイナスの側面の指摘となったであろう。この指導原則に即した国内行動計画が2020年中に策定され、その中では「性的指向・性自認に関する理解・受容の促進」が含まれており、LGBTIへの責任ある企業行動がますます期待されることが大きい。

4 いくつかの調査によると、LGBTIの人々は人口の5～8%であるとされており、無視できない割合である。しかし、差別を受ける可能性があるためにカミングアウトする事例は多くないために「可視化」しにくい。差別の対象とされてきた女性、障がい者、外国人と比べると、この点に違いがある。LGBTI元年といわれる2015年以来、LGBTIに関する本が多く出版されてきているし、マスコミでも某衆議院議員の「LGBTは生産性がない」という発言をめぐって批判が続出したようにLGBTIの問題が注目を浴びている。その中で出版された本書はタイムリーな時期に出版されたと言えよう。本書が多くの人々に読まれて、特にマジョリティの人々の意識の改革によって、問題意識を共有できれば今後のLGBTIの取り組みがやりやすくなるであろう。

三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵著『ジェンダー法学入門』[第3版]

法律文化社、2019年5月

進 藤 久美子

(東洋英和女学院大学名誉教授)

1960年代末にアメリカで起こった第二波フェミニズムは、近代の女性差別の根底にジェンダー(男性優位社会で女性を劣位に置くため意図的につくられた文化的・社会的性差)の概念が存在すると告発した。そして「実質的」な男女平等を達成するためには、社会のさまざまな制度に根深く組み込まれているジェンダーの価値と慣習の根絶こそが喫緊の課題とした。同運動は、「個人的なことは政治的なこと」と主張し、「私的領域(プライバシー)に政治は介入しない」とする近代の価値を反転させ、私的領域で女性たちが経験する多様なジェンダーの問題を政治争点化し、法改正へつなげていった。そうしたジェンダーの視座を組み入れた既存の制度の改変の例は、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントの禁止法の制定、強姦法のジェンダー目線での改正、多様なセクシュアリティを持つ性的少数者の人権擁護の問題など多岐にわたる。1975年のニュー・メキシコから95年の北京にいたる世界女性会議や、女性差別撤廃条約(79年)などの国連のとり組みが、前世紀最後の4半世紀に国際社会で、近代法のジェンダー・センシティブな改変を大きなうねりとしていった。

本書は、こうした現在も発展途上にあるジェンダー法学の展望を4人の気鋭の法学研究者が大学の教養課程の学生対象に書いた教科書である。しかし同時に、そこで扱われているジェンダー平等の法改正は、日々の生活で私たちに直接かかわる問題に他ならない。そのため同書は、単に大学の教科書としてではなく、一般読者にとってもまた、ジェンダーの社会的関心と理解を深める格好の入門書となっている。

本書は、大学の授業回数に合わせ16+1章で構成されているが、内容から5部構成となっている。第I部が「ようこそジェンダー法学へ」、第II部、「ジェンダー主流化にむけて」、第III部、「身体と性」、第IV部、「親密圏」、第V部、「労働」となっていて、一般的な法学の教科書と構成が大きく異なっている。ひとつにそれは、従来の法律が社会的諸制度の秩序維持の体系であるのに対し、ジェンダー法学は、近代法の下で抑圧されて来た女性の人権の擁護(救済)を意図しているためである。その結果、扱う射程が、社会的諸制度から固有の身体とセクシュアリティを持つ(女性)個人へと重点を大きくシフトさせている所に特色があり、本書の構成もそれに呼応しているからである。

第I部では、ジェンダー法学という周知度の低い学問領域への導入として、まず、その基礎知識が提供されている。ジェンダーとはなにか、その概念が生まれた背景、第二波フェミニズムの流れ、ジェンダー法学の課題などが簡潔に説明されている。本書の特色のひとつは、日本のジェンダー法体制の現状と国際社会との比較にある。ここでは国際社会の中できわめて低位にある日本のジェンダー・ギャップ指数が指摘される。

第Ⅱ部のテーマは、「平和・開発・人権」を掲げて活動する国連が、「ジェンダーの主流化にむけて」それぞれの領域にジェンダーの視座を導入して切り拓いた新たな展望である。人間の安全保障など新しい平和の展望、持続可能な社会／開発とジェンダーの関係、さらにジェンダーを軸に人権を再構築した時、人権の核として浮上するセクシュアリティの多様性が取りあげられている。ここでは、戦前日本の家制度や天皇制の男系男子主義の伝統が、ジェンダー後進国日本の欧米社会と異なる歴史的要因として敷衍されている。

第Ⅲ部では、女性の「身体と性」に対する暴力・搾取がいかに多岐にわたり、女性の人権侵害にあたるのか、従来の法制度で等閑に付されてきた、その人権侵害の実態と法規制が論じられている。セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）が差別の一形態として法規制の対象として取りあげられ、さらに性的自己決定権の文脈からの強姦法の意味、買売春、人身取引の歴史と現状、リプロダクティブ・ヘルス・ライツなどが取りあげられている。

第Ⅳ部の「親密圏」は従来の教科書では「家族法」にあたる。ここでは主として日本の家族形態と家族法が取りあげられ、日本に固有の戸籍法や夫婦同氏の原則、結婚や家族関係における「個人の尊厳と両性の平等」を明記した憲法第24条項を改正しようとする根強い動きなど、ジェンダー平等に向けて乗り越えることが出来ない高いハードルが指摘される。さらに近年急速に発展した生殖補助医療と親子関係が、諸外国の例と比較される。最後に親密圏の暴力の問題とその規制が、ドメスティック・バイオレンス、デートDV、ストーカー、児童虐待などを含めて論じられている。

第Ⅴ部の「労働」では、まず現行の労働法のもとで、どのように労働者が保護されているか、労働時間規正と有給休暇、労働災害と過労死、パワハラと過労自殺、不当解雇の実態などが紹介されている。さらに、男女雇用機会均等法が成立して35年がたつが、いっこうに改善されない労働面でのジェンダー格差や、少子高齢化社会で労働市場への女性活用の促進に迫られた政府が推進するワーク・ライフ・バランスの実態、労働法の保護から排除される労働として、主婦のアンペイドワーク、ケア労働が取りあげられている。

最後に、本書が非常に読みやすく構成されていることを指摘したい。各章のテーマが、それぞれ見開き1ページに分かりやすく解説され、見開き2ページには、当該争点の比較資料、統計、判例などが掲載され、より深く理解できる仕組みになっている。16の章立ても、いま日本でジェンダーの制度面で何が問題なのか、目次を見るだけで分かるように作られていて、「法律アレルギー」の者にとっても親しみやすい有益な書といえる。

日本ジェンダー学会会則

1997年9月13日制定

2012年9月8日一部改正

第1章 総則

第1条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。

第2条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。

2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。

3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。

第6条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、常務理事会の承認を得なければならない。

2 常務理事会は前項の承認について、次の総会においてこれを報告するものとする。

第7条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

第8条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。

一 正会員 10,000円

二 準会員 5,000円

第9条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

一 退会

二 死亡

三 除名

第11条 会員で退会しようとするものは、常務理事会に退会届を提出しなければならない。

第12条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

を除名することができる。

- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 20名以内（会長、副会長、常務理事を含む）
- 四 常務理事 12名以内
- 五 監事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 常務理事は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第14条の2 理事会の推薦によって名誉会員をもうけることができる。名誉会員は理事会の諮問を受けて理事会に意見を述べることができる。ただし、理事会の決議に加わることはできない。名誉会員からは会費を徴収しない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
- 4 常務理事は、日常の会務を分担して処理する。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 役員の任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

- 2 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

第5章 総会、理事会、常務理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則

に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成し、日常の会務の執行に関する事項で理事会より委任をうけたものを決定し、執行する。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、常務理事会が作成し、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

- 2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、常務理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

附 則

1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1（掲載省略）のとおりとする。

この役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2（掲載省略）のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

日本ジェンダー学会年報（学会誌）『日本ジェンダー研究』 （JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN）投稿規定

1. 投稿資格

本学会の正会員、準会員に限る。

2. 査読

日本ジェンダー研究編集委員会（以下、編集委員会）が指名する査読委員による査読の結果、投稿論文の採否を決定する。編集委員会及び査読に関する規定は別途定める。

3. 原稿の提出

- 1) 原稿として、本文とレジュメの双方を提出する。そのさい、本文は原則として日本語とし、レジュメは日本語以外とする。
- 2) レジュメについては、採択が決定した後、ネイティブスピーカーによってチェックされていることを証明する書類を提出する。
- 3) 論文名は原則として日本語とし、日本語以外の題名を添える。
- 4) 締切 毎年3月31日
- 5) 提出方法

電子データ（Word ファイルと PDF ファイルの双方）をメールの添付ファイルで編集委員会に送付する。

4. 執筆要項

1) 書式

- 本文・レジュメ共通：A4・横書き・1頁あたり全角文字40字（半角文字80字）40行
- 本文（注・図・表・参考文献リスト込み）：原則として日本語を使用し12頁以内とする
- レジュメ：日本語以外を使用し1頁以内とする

2) 章立て等

- 章立ては、1. 2. 3. . . . とする。
- 各章には、小見出し1)、2)、3) . . . をつけることもできる。

3) 注記及び参考文献表記法

注記及び参考文献表記法は、各専門分野の慣例に従う。ただし、次の表記については、原則として、以下の通り統一する。

3-1) 注は、該当本文の右肩に半角で、^{1, 2, 3}をつけて示す。

3-2) 雑誌の記載例

著者名、「論文名」、編者名『雑誌名』巻、号、発行年（西暦）、頁。

○和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐる」『ドイツ文学研究』12号、1995、13頁。

○欧文例（英文）Sen, Amartya, “More Than 100 Million Women Are Missing,” *New York Review of Books*, Vol.37, No.20, 1991, pp.61-66.

3-3) 単行本の記載例

著者名「論文名」、『書名』、出版社、第__版（初版以外の場合）、発行年（西暦）、頁。

○和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店, 1985 (第4版), 6頁。

○欧文例 (英文) Merchant, Caroly, “Ecofeminism and Feminist History,” Irene and Gloria Feman Orenstein, ed., *Rewearing the World: The Emergence of Ecofeminism*, San Francisco, Sierra Club Books, 1990, pp.100-105.

○欧文例 (英文) Seager, Joni and An Olson, *Women in the World: An International Atlas*, London, Pan Books, 1986, p.28.

5. 発行された論文は、特別な事情がない限り、すべて1年後に本学会の公式サイトにて公表する。

6. 備考

以上の規定によることが困難な場合は、編集委員会に問い合わせる。なお、各年度の編集委員会委員長の氏名と連絡先は、学会ホームページに掲載している。

規定改正 2020年4月11日

編集後記

今回の特集は、2019年9月に同志社大学において開催されたシンポジウム「スポーツとジェンダー」です。当日は台風17号接近のため実施が危ぶまれましたが、なんとか無事開催することができました。遠方から前泊してご参加いただいた方もおり、熱い議論が交わされました。

今年は東京オリンピック・パラリンピックの年になる予定でしたので、「スポーツとジェンダー」の議論が大いに盛り上がるなか、本誌を発行するつもりでした。しかし、まさかのパンデミックでそれは叶いませんでした。

投稿論文については、審査体制をより厳格、公正にしたため、例年にも増して力作が揃っている気がします。今後も学会員のみなさんにどんどん投稿していただき、優れた学会誌にしていきたいと思えます。

(川口 章)

2020年(令和2)年9月15日 印刷
2020年(令和2)年9月27日 発行

日本ジェンダー研究第23号編集委員会

編集委員長 川口 章

編集委員 香川 孝三 松並 知子
西尾 亜希子

発行者 日本ジェンダー学会
(Japan Society for Gender Studies)

〒910-1195 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1
福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科塚本研究室
Tel 0776-61-6000(代) FAX 0776-61-6011
E-mail tukamoto@fpu.ac.jp
ISSN 1884-1619

印刷所 大和出版印刷株式会社
〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2
Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377